

官報

号外 平成十八年五月二十五日

○第百六十四回 衆議院會議録 第三十二号

平成十八年五月二十五日(木曜日)

議事日程 第二十五号

平成十八年五月二十五日

午後一時開議

第一 探偵業の業務の適正化に関する法律案

(内閣委員長提出)

第二 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 居住者・利用者等の立場に立つた建築物の安全性の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案(長妻昭君外四名提出)

第四 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 探偵業の業務の適正化に関する法律案(内閣委員長提出)

日程第二 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

平成十八年五月二十五日 衆議院會議録第三十二号

探偵業の業務の適正化に関する法律案

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

○議長(河野洋平君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

日程第一 探偵業の業務の適正化に関する法律案(内閣委員長提出)

○議長(河野洋平君) 日程第一、探偵業の業務の適正化に関する法律案を議題といたします。

委員長長の趣旨弁明を許します。内閣委員長佐藤剛男君。

剛男君。

探偵業の業務の適正化に関する法律案

(本号末尾に掲載)

(佐藤剛男君登壇)

○佐藤剛男君 た、いま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

探偵業は、個人情報に密接にかかわる業務であります。現在、業としては、何らの法的規制もなされておらず、契約に関する苦情や恐喝事件等が年々増加しております。

このような状況にかんがみ、探偵業について必要な規制を定め、その業務の運営の適正を図り、もって個人の権利利益の保護に資することとする

ため、本法律案を提案することにした次第であります。

まず第一に、この法律案において「探偵業務」とは、他人の依頼を受けて、特定人の所在または行動についての情報を収集することを目的として、面接による聞き込み、尾行等の方法により実地の調査を行い、その調査の結果を当該依頼者に報告する業務をいうこととしております。

また、「探偵業」とは、探偵業務を行う営業をいうこととし、専ら、報道機関の依頼を受けて、その報道の用に供する目的で行われるものを除いております。

第二に、探偵業を営もうとする者は、営業所ごとに都道府県公安委員会に届け出を行わなければならないことにするとともに、暴力団員等、一定の事由に該当する者については、探偵業を営むことを禁止してあります。

第三に、探偵業者等は、人の生活の平穩を害する等、個人の権利利益を侵害することがないようにならなければならないとともに、重要事項の説明等、契約における義務等や秘密の保持等について定めてあります。

第四に、都道府県公安委員会は、探偵業者に対し、報告の徴収、立入検査等を行うことができる規定等のほか、所要の罰則規定等を設けることにしております。

本案は、五月十九日の内閣委員会におきまして、全会一致をもって起草し、委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

日程第二 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第二、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長木村隆秀君。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(木村隆秀君登壇)

○木村隆秀君 たいいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、容器包装廃棄物に係る排出の抑制及び再商品化の合理化を促進するため、容器包装利用事業者による排出の抑制を促進するために必要な指導、助言、勧告等の措置を導入するとともに、容器包装廃棄物の分別収集に当たり、再商品化の合理化に寄与した市町村に対して、特定事業者が金銭を支払う仕組みを創設する等の措置を講じよ

うとするものであります。

本案は、今月九日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、去る十二日に小池環境大臣から提案理由の説明を聴取し、十六日から質疑に入り、十九日には参考人からの意見聴取を行い、二十三日に質疑を終局いたしました。質疑終

局後、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 居住者・利用者等の立場に立った建築物の安全性の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案(長妻昭君外四名提出)

日程第四 建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第三、長妻昭君外四名提出、居住者・利用者等の立場に立った建築物の

安全性の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案、日程第四、内閣提出、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長林幹雄君。

居住者・利用者等の立場に立った建築物の安全性の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案及び同報告書

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

○林幹雄君 たいいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、長妻昭君外四名提出の居住者・利用者等の立場に立った建築物の安全性の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、居住者、利用者等の立場に立った建築物の安全性の確保等を図るため、設計と施工の分離、建築確認済証等の交付権限の特定行政庁への限定、建築物の瑕疵担保責任に関する保険の有無の広告への表示、建築士会への加入の強制による建築士の資質の向上及び業務の改善、都道府県知事による構造計算適合性判定の実施、違反建築物の設計者等に対する罰則の強化等の措置を講じようとするものであります。

次に、内閣提出の建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、建築物の安全性の確保を図るため、都道府県知事による構造計算適合性判定の実施、指定確認検査機関の欠格事由の拡充、違反建築物の設計者等に対する罰則の強化、建築士が構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合における証明書の交付等の措置を講じようとするものであります。

両法律案につきましては、去る四月二十八日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、五月十日北側国土交通大臣及び提出者長妻昭君からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、十二日に質疑に入り、十六日参考人からの意見聴取を行い、二十四日質疑を終了いたしました。質疑終了後、両法律案を一括して討論を行い、採決いたしました結果、長妻昭君外四名提出の法律案は賛成少数をもって否決され、内閣提出の法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 両案につき討論の通告があります。順次これを許します。三日月大造君。

(三日月大造君登壇)

○三日月大造君 民主党の三日月大造です。

民主党・無所属クラブを代表し、たいいま議題となりました内閣提出の建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案に反対、民主党長妻昭君外提出の居住者・利用者等の立場に立った建築物の安全性の確保等を図る

ための建築基準法等の一部を改正する法律案に賛成の立場から討論をさせていただきます。(拍手)
思い返してみてください。この第百六十四通常国会に課された使命は何だったでしょうか。

私たち民主党が会期冒頭から主張をしておりますように、我が国の安全を取り戻すこと、とりわけ、ここ近年急速に壊され、脅かされている子供、乗り物、食べ物、そして建物の安全を回復させることが喫緊の課題であったはずで

同世代の子を持つ一人の親として胸が締めつけられる、子供が犠牲になる事件が後を絶ちません。航空機等の乗り物のトラブルも依然頻発しています。米国产牛肉輸入問題については、これまでの反省が全く生かされず、安全対策がきちんと確認されないまま、またも米国の言いなり。まるで日米首脳会談でのブッシュ大統領へのお土産かのように、拙速な協議により輸入再開を決定しようとしています。

そして、昨年十一月発覚いたしました耐震強度偽装問題を受けて、今回の建築基準法等を改正するこの審議において、私たちが行うべきことは、まず、今回の偽装問題の全容と実態を把握すること、偽装や見逃しが結果的に起こってしまった原因と背景を分析すること、そして、その上で、民間も行政も謙虚に反省をし、再発防止のための対策を講じることであったはずで

関与が疑われ、いまだ疑惑が晴れない伊藤元国土庁長官の証人喚問をなぜ拒まれるのですか。報道や今回の審議で新たに明らかになった、指定確認検査機関イーホームズを指定する際の、伊藤元長官の秘書であった都議会議員の口きき疑惑や、イーホームズの名義貸し疑惑の解明も済んでいま

せん。それらを結果的に見逃してしまつた国交省の確認検査機関を指定するときの審査過程の検証や、北海道、福岡でも発覚いたしました姉歯氏以外の偽装物件の調査も遅々として進んでいないことも報告されています。関係者をただ処分するだけで済む問題ではありません。

すべてに共通することですが、実態解明、真相究明なくして再発防止対策なしです。

悪者捜しに終始すると、マンション業界がつぶれ景気がおかしくなると、まるで事の本質を理解されていないのではと思われても仕方のない幹事長を擁する自民党に期待するもの、しよせん無理な話ですが、私たち民主党の解明要求を拒否し続ける政府・与党の消極姿勢は、極めて無責任だと言わざるを得ません。(拍手)

資格者である建築士が構造計算書を偽り、元請設計士や建築主も偽装を見抜けず、官の特定行政庁も民間の指定確認検査機関も建築確認段階でそれらをチェックできず、結果的に住民やホテル建築主に多大なる負担を強いてしまつていいるのが今回の問題です。ないことを折り返して、政治家の介入や業界内の不当な圧力があつたのかなかつたのか、ただ司法当局にゆだねるだけでなく、法律を審議する国会においても、うやむやにすることなく徹底検証しなければなりません。

昨年の秋の問題発覚以降、私たち民主党は、国民の強い怒り、そして期待を受けながら疑惑の徹底解明に取り組んでまいりました。同時に、このような問題が繰り返されないようにするための、何より利用者や購入者の権利と財産を守るための、そして同時に、現場でまじめにこつこつと努力をされる多くの建築士、建設関係者の方々のた

めの抜本的な対策を検討し、法律案としてまとめました。とりあえずの取り繕い、業界と行政への遠慮の塊のような政府案とは百八十度異なります。

任、特定行政庁の責任が依然不明確なままです。民主党案には、民間の確認検査機関が審査した物件であっても、最終的な建築確認済証は特定行政庁が発行することとしています。加えて、建築主事の登録要件の強化、すべての建物への中間検査や完成二年後の検査の義務づけなど、政府案にはないセーフティーネットが盛り込まれていま

政府案と民主党案の具体的かつ決定的な違いは三点です。

いかがでしょうか。今申し上げた三点は、今回の偽装問題の根源なのです。

第一に、政府案では、今回の問題の根源とも言われる設計、施工、監理の分離がなされず、建築士の下請的、隷属的地位の改善がなされていません。姉歯氏は、国会の証人喚問で、偽装のきっかけとして、建設会社からの厳しいコスト削減圧力があつた旨の証言をしています。建築士会への強制加入や建築士事務所の開設要件の厳格化など、建築士の地位と独立性を確保する本質的な対策を提案する民主党案と異なり、政府案は、法令違反をした建築士への罰則強化だけでお茶を濁してしま

現実を素直に直視し、消費者、利用者の立場に立つて、あるべき建築行政を目指して抜本的に対策を講じようとする民主党案と、問題の本質を顧みず、行政や業界にとつて差しさわりのないように、できることだけで済ます建築行政を維持しようとする政府案とは、根本的に視点も立脚点も異なります。建築の、建築行政の信頼を揺るがす社会的な大問題への対応として、どちらを選ばねばならないかは明々白々です。

耐震強度偽装、粉飾決算、その上、国民年金納付率偽装です。全国各地の社会保険事務所で、保険料の免除や猶予の手続を、何と本人に無断で同意なく行われ、数字上の納付率だけが偽装されていた問題が次々と発表されています。建築だけでなく、証券・金融、そしてまた年金においても、偽り、ごまかし、開き直りが横行していることが明らかにになりました。

自戒も込めて申し上げますが、この弛緩した、緩み、たるみ切つた行政の原因と責任はどこにあるのでしょうか。モラルが低下をし、ルールが守られず、チェックが働かない社会の病理を直視し

第二に、政府案では、住宅やマンションの購入者、いわゆる消費者の権利と財産を守るための実効ある対策がとられていません。

第三に、政府案では、建物の安全を守る官の責

ないばかりか、逆に助長するような政治は罪です。

行政や業界となれ合い、もたれ合いが過ぎ、厳正な監督指導ができなくなった今の政権、そして、言葉だけの改革で、弱い立場にある住民、消費者、投資家、そして納税者に安易に負担と不安を強いるだけの小泉内閣の責任は極めて重大です。(拍手)

○議長(河野洋平君) 三月月君、申し合わせの時間が過ぎましたから、結論を急いでください。

○三日月大造君(続) 郵政民営化法案も成立し、もし、もうやる気がないなら、小泉総理、任期を待たずにどうぞ御退陣ください。業界や省庁、行政をしつかり監視、監督できない政党は、政権の座から深くおろるべきです。やはり、政権交代でしか緊張感のある行政への転換は実現しないのです。政権交代こそが真の構造改革なのです。

この確信と決意を改めて表明し、採決に際しての議員各位の良識と良心に基づいた御判断を期待し、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 穀田恵二君。

(穀田恵二君登壇)

○穀田恵二君 日本共産党を代表して、建築基準法等の改正案に対する討論を行います。(拍手)
耐震強度偽装事件が発覚して半年余り、この間、当初の姉齒元建築士が関与した物件以外にも、新たな構造計算書の偽装、改ざんや耐震強度不足の建築物の存在が明らかになり、我が家は大丈夫かという国民の不安はますます強まり、建築物の安全性を確保するための建築行政に対する信頼は失墜しています。

今求められているのは、今回の事件の原因や背

景を徹底して解明し、反省すべきところは反省し、きちんと反省した上で抜本的な再発防止策をとることです。

私は、根本原因として二つ指摘してきました。一つは、九八年の建築基準法改悪です。九八年改悪は、規制緩和の名のもとに、公の事務である建築確認検査を民間開放し、チェック体制も整えないまま、性能規定化等により建築士の設計の自由度を拡大させました。これがコスト最優先の経済設計を可能にしたのであります。建築行政を安全よりも効率優先に変質させた責任は、極めて重大です。

もう一つ、事件の背景には、政府が、住宅分野の規制緩和を推し進め、安全をないがしろにするコスト削減競争を助長してきたこと、名義貸しや粉飾決算、丸投げなど業界に蔓延する違法状態や建築生産システムの不備、機能麻痺状態を放置してきたことなどがあります。

こうした、これまでの建築行政の全般にわたる問題点に対する反省がなければ、再発防止はもちろん、建築行政に対する国民の信頼回復はできません。

ところが、政府は、建築確認検査の民間開放について、民間にできることは民間にという方向は間違っていない、基本的に現行の枠組みを維持すると答弁するなど、建築行政を安全よりも効率優先に変質させたことに対する反省が全くありません。とりわけ、民間確認検査機関については、営利目的の競争を認めたままであること、特定行政庁が建築確認検査の責任を持つ仕組みをあいまいにしたままであることは問題です。

政府案では、民間確認検査機関のあり方につい

て、指定要件を強化、特定行政庁の民間確認検査機関に対する監督を強化するとしています。しかし、現行の民間確認検査機関が構造計算書の偽装を見抜けなかった要因には、建築主など顧客を獲得するため検査を甘くするという競争がありましたが、この営利目的の競争を排除する仕組みが政府案には全くありません。

また、建築確認検査は、民間確認検査機関が行ったものも含めて地方公共団体の事務であることは、昨年六月の最高裁判決でも明らかです。ところが、政府案は、民間確認検査機関に偽装やミスを見落とすなど瑕疵があった場合における賠償責任の帰属先をあいまいにし、地方自治体が責任を持つ仕組みがとられていないのであります。このような政府案では、国民の信頼回復もできず、実効ある再発防止ともならず、賛成できません。

民主党案は、建築確認検査済証の発行を特定行政庁に限定している点は、政府案より改善です。また、建築士の地位と独立性を高め、設計、施工、監理を分離することは、かねてより我が党が主張してきたことであり、賛成するものです。

最後に、今回の偽装マンション被害住民の方々が、二重ローンなど新たな負担を余儀なくされ、生活再建のめどが立たないままです。これは、政府の救済策が不十分だからです。この事態を打開し、早期解決を図るため、超党派で力を尽くすことを呼びかけて、討論を終わります。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。まず、日程第三、長妻昭君外四名提出、居住

者・利用者等の立場に立つた建築物の安全性の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立少数。よって、本案は否決されました。

次に、日程第四、内閣提出、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十二分散会

出席国務大臣

国土交通大臣 北側 一雄君
環境大臣 小池百合子君
国務大臣 杓掛 哲男君

○議長の報告

(条約送付及び通知)

一、去る十八日、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の締結について承認を求めるの件

(法律公布奏上及び通知)

一、去る十八日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、去る十九日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律

一、去る二十三日、小泉内閣総理大臣から河野議長あて、次の通知書を受領した。

内閣閣第七四号

平成十八年五月二十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

天皇皇后両陛下のシンガポール国及びタイ国御訪問の御日程について

標記について、本日(五月二十三日(火))の閣議において別紙のとおり報告されましたので、通知いたします。

(別紙)

御日程の概要

月 日	曜日	御 日 程
六月八日	木	東 京 御 発 シンガポール 御着(シンガポール国)
六月九日	金	同 地 御 滞 在
六月十日	土	同 地 御 滞 在
六月十一日	日	同 地 御 滞 在
六月十二日	月	同 地 御 滞 在
六月十三日	火	同 地 御 滞 在
六月十四日	水	同 地 御 滞 在
六月十五日	木	東 京 御 着

一、昨二十四日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律

都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律

(報告書受領)

一、去る二十三日、内閣から次の報告書を受領した。

交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく

「平成十七年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」の報告

交通安全対策基本法第十三条の規定に基づく「平成十八年度交通安全施策に関する計画」の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

大島 章宏君

補欠

鷲尾英一郎君

辞任

津村 啓介君

補欠

西村智奈美君

辞任

西村智奈美君

補欠

津村 啓介君

辞任

西村智奈美君

補欠

津村 啓介君

辞任

西村智奈美君

補欠

津村 啓介君

厚生労働委員

辞任

岡本 充功君

補欠

寺田 学君

辞任

岡本 充功君

補欠

寺田 学君

辞任

岡本 充功君

補欠

寺田 学君

辞任

岡本 充功君

補欠

寺田 学君

辞任

岡本 充功君

補欠

寺田 学君

辞任

岡本 充功君

補欠

寺田 学君

辞任

岡本 充功君

補欠

寺田 学君

辞任

岡本 充功君

補欠

寺田 学君

辞任

岡本 充功君

補欠

寺田 学君

一、去る二十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

奥野 信亮君

補欠

越智 隆雄君

辞任

大塚 高司君

補欠

大塚 高司君

辞任

大塚 高司君

補欠

大塚 高司君

辞任

大塚 高司君

補欠

大塚 高司君

辞任

大塚 高司君

補欠

大塚 高司君

辞任

大塚 高司君

補欠

大塚 高司君

辞任

大塚 高司君

一、昨二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
厚生労働委員

辞任 補欠

加藤 勝信君	渡部 篤君
三井 辨雄君	内山 晃君
村井 宗明君	田村 謙治君
田村 謙治君	高井 美穂君
渡部 篤君	加藤 勝信君
内山 晃君	三井 辨雄君
高井 美穂君	村井 宗明君

国土交通委員

辞任 補欠

亀岡 偉民君	富岡 勉君
島村 宜伸君	山本ともひろ君
吉田六左エ門君	平口 洋君
伊藤 渉君	丸谷 佳織君
亀井 静香君	糸川 正晃君
山本ともひろ君	宇野 治君
宇野 治君	島村 宜伸君
富岡 勉君	亀岡 偉民君
平口 洋君	吉田六左エ門君
丸谷 佳織君	伊藤 渉君
糸川 正晃君	亀井 静香君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
日本国憲法に関する調査特別委員

辞任 補欠

安井潤一郎君	近藤三津枝君
近藤三津枝君	安井潤一郎君

一、昨二十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
教育基本法に関する特別委員

辞任 補欠

稲田 朋美君	松本 洋平君
鳩山 邦夫君	馬渡 龍治君
若宮 健嗣君	塩谷 立君
奥村 展三君	松本 剛明君
石井 郁子君	志位 和夫君
塩谷 立君	若宮 健嗣君
馬渡 龍治君	鳩山 邦夫君
松本 洋平君	稲田 朋美君
松本 剛明君	奥村 展三君
志位 和夫君	石井 郁子君

(議案提出)

一、去る十九日、委員長から提出した議案は次のとおりである。
探偵業の業務の適正化に関する法律案(内閣委員長提出)

一、去る十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。
道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案

平成十七年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)

平成十七年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(承諾を求めるの件)

平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)

一、去る二十二日、議員から提出した議案は次のとおりである。
消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案(長妻昭君外二名提出)

一、去る二十三日、議員から提出した議案は次のとおりである。
国立国会図書館法の一部を改正する法律案(鳩山由紀夫君外七名提出)

一、去る十九日、参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。
公職選挙法の一部を改正する法律案

一、去る二十二日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
就学前の子どもに関する保育及び子育て支援の総合的な提供の推進に関する法律案

一、去る二十三日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案

一、去る十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
遺失物法案(内閣提出第五五号)

一、去る二十三日、議員から提出した議案は次のとおりである。
二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第一三三号)(参議院送付)

一、去る二十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
住民基本台帳法の一部を改正する法律案(内閣提出第六四号)(参議院送付)

分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源(ストラドリング魚類資源)及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定の締結について承認を求めるの件(条約第二二二号)(参議院送付)

二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第一三三号)(参議院送付)

一、去る十九日、参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。
ねんきん事業機構法案(内閣提出第七七号)

一、去る二十二日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
就学前の子どもに関する保育及び子育て支援の総合的な提供の推進に関する法律案

一、去る二十三日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案

一、去る十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
遺失物法案(内閣提出第五五号)

一、去る二十三日、議員から提出した議案は次のとおりである。
二千年の危険物質及び有害物質による汚染事件に係る準備、対応及び協力に関する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第一三三号)(参議院送付)

一、去る二十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
住民基本台帳法の一部を改正する法律案(内閣提出第六四号)(参議院送付)

国家公務員の留学費用の償還に関する法律案 (内閣提出第八六号)(参議院送付) 消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出第八七号)(参議院送付)	以上三件 総務委員会 付託 がん対策基本法案(鴨下一郎君外三名提出、衆法第二九号) 厚生労働委員会 付託 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)(参議院送付) 環境委員会 付託 国会職員法の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第八号) 議院運営委員会 付託 日本国教育基本法案(鳩山由紀夫君外六名提出、衆法第二八号)	教育基本法に関する特別委員会 付託 一、昨二十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 原子力の平和的利用に関する協力のための日本国政府と欧州原子力共同体との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一四号)(参議院送付) 外務委員会 付託	(議案送付) 一、去る十八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案	健康保険法等の一部を改正する法律案 良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律案 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案 砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人	農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案 中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案	一、去る二十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 探偵業の業務の適正化に関する法律案(内閣委員長提出) 一、去る二十三日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案(長妻昭君外二名提出) 国立国会図書館法の一部を改正する法律案(鳩山由紀夫君外七名提出) 日本国教育基本法案(鳩山由紀夫君外六名提出) がん対策基本法案(鴨下一郎君外三名提出)	(議案通知) 一、去る十八日、次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。 食料の国内生産及び安全性の確保等のための農政等の改革に関する基本法案(山田正彦君外四名提出) 一、去る十八日、参議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨参議院に通知した。 社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の締結について承認を求めるの件 一、去る十八日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。 銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律	案 (議案通知書受領) 一、去る十九日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律案(第百六十三回国会内閣提出、本院継続審査) 一、昨二十四日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律案 (議案撤回通知書受領) 一、去る二十二日、参議院から、二月七日予備審査のため送付した次の議案は、提出者が撤回した旨の通知書を受領した。 国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案(松井孝治君外四名提出) (質問書提出) 一、去る十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 竹島問題に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出) 天下りの総枠規制に関する質問主意書(長妻昭君提出) 一、去る十九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 海上自衛隊の流出資料に関する質問主意書(辻元清美君提出)	環境省所管「自然再生事業基本調査等に係る予算」の執行に関する質問主意書(笹木竜三君提出) スポーツ振興くじ(toto)に関する質問主意書(笹木竜三君提出) 米軍人・軍属の弁護士選任権に関する質問主意書(照屋寛徳君提出) 一、去る二十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 北方四島海域に入域する日本船舶船舶のロシア国旗掲揚問題等に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出) 外務省欧州局ロシア課長が保管する公文書の体裁をとらない書類に関する再質問主意書(鈴木宗男君提出) 一、昨二十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。 沖縄県における外務省所管公務員宿舎に関する質問主意書(鈴木宗男君提出) 一部都市ホテルの外務省職員向け特別料金に関する質問主意書(鈴木宗男君提出) (答弁書受領) 一、去る十九日、内閣から次の答弁書を受領した。 衆議院議員照屋寛徳君提出陸上自衛隊の暴徒鎮圧・部隊防護研修に関する質問に対する答弁書 衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の平成十八年度の在勤手当等に関する質問に対する答弁書 衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が作成した情報工作対策の研修資料に関する質問に対する答弁書
---	---	---	--	---	--	---	---	---	--

衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島海域に入域する日本船籍船舶のロシア国旗掲揚問題等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松木謙公君提出ふると銀河線廃止に関する質問に対する答弁書

平成十八年五月九日提出
質問 第二五二号

陸上自衛隊の暴徒鎮圧・部隊防護研修に関する質問主意書

提出者 照屋 寛徳

陸上自衛隊の暴徒鎮圧・部隊防護研修に関する質問主意書

「陸自、極秘に暴徒鎮圧訓練」「米海兵隊が協力」これらは、二〇〇六年五月八日付毎日新聞朝刊一面の見出しである。私は、見出しを見て一瞬驚いた。毎日新聞の記事によると昨年三月二十一日から二十五日までの間、米軍キャンプ・ハンセンにおいて、陸上自衛隊が米海兵隊から暴徒鎮圧・部隊防護の訓練研修を受けていたとのことである。これらの訓練に対し、軍事評論家や軍事アナリストらから、同訓練が自衛隊の治安出動訓練にも通じ、拡大の恐れが強い、と指摘されている。いわゆる米軍再編問題で米軍と自衛隊の急速な一体化が進む中での訓練充実は、大きな問題をはらんでいることに違いない。私は、同訓練が自衛隊法改正により、可能となった自衛隊による在日米軍基地の警護に資する目的であると考えているものである。

以下、質問する。

一 前記毎日新聞が報道しているような暴徒鎮

圧・部隊防護訓練(以下、本件訓練という)が実施されたことは間違いないか、政府の認識を明らかにされたか。

二 本件訓練に参加した陸上自衛隊の部隊名、人数、訓練内容の詳細、訓練研修の指導にあつた米海兵隊の部隊名、人数を明らかにした上で、政府の見解を示されたい。

三 本件訓練の目的を明らかにした上で、本件訓練が自衛隊の治安出動訓練に通ずるものであるのか、自衛隊による在日米軍基地の警護につなげる研修訓練との位置付けなのか、政府の見解を明らかにされたい。

四 本件訓練によつて得られた成果、反省点を明らかにした上で、今後はどの程度の頻度で本件訓練と同様の訓練を計画しているのか明らかにされたか。

五 前記毎日新聞の記事によると、本件訓練が明らかにしたのは、ファイル交換ソフト「Winny(ウィニー)」を介して流出した陸上自衛隊の内部データに基づくものである。そこで、なぜ本件訓練の実施を秘密裏にしていたのか、今後も秘密裏に実施をするつもりか、政府の見解を示されたい。

内閣衆質一六四第二五二号
平成十八年五月十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員照屋寛徳君提出陸上自衛隊の暴徒鎮圧・部隊防護研修に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員照屋寛徳君提出陸上自衛隊の暴徒鎮圧・部隊防護研修に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の報道に係る研修(以下「本件研修」という。)は、陸上自衛隊が平成十七年三月二十一日から同月二十五日までの間実施したものである。本件研修においては、これに参加した自衛隊員が、沖縄県のキャンプ・ハンセンにおいて、同県に駐留するアメリカ合衆国海兵隊の第三海兵機動展開部隊による部隊防護の訓練の見学等を行った。

二について

本件研修には陸上自衛隊の北部方面隊、東北方面隊、東部方面隊、中部方面隊、西部方面隊、幹部候補生学校、富士学校、施設学校、通信学校、小平学校及び化学学校から二十一名の自衛隊員が参加し、第三海兵機動展開部隊が訓練の内容に応じて数名から十数名の隊員により実施していた格闘訓練や射撃訓練の見学等を行い、その際、第三海兵機動展開部隊の数名の隊員から説明を受けた。

本件研修は、陸上自衛隊の教育訓練の充実並びに自衛隊員の知識及び技能の向上に資するものであったと考えている。

三について

本件研修の目的は、第三海兵機動展開部隊が実施している部隊防護の訓練について陸上自衛隊の自衛隊員に研修させ、陸上自衛隊の教育訓練の充実並びに自衛隊員の知識及び技能の向上

を図るというものである。

四について

本件研修は、陸上自衛隊の教育訓練の充実並びに自衛隊員の知識及び技能の向上に資するものであったと考えており、平成十八年度においては、同様の研修を一回実施することを計画しているところである。

五について

本件研修は、御指摘のように「秘密裏」に実施したものではなく、今後も、同様の研修について「秘密裏」に実施することは考えていない。

平成十八年五月九日提出
質問 第二五三号

外務省在外職員の平成十八年度の在勤手当等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省在外職員の平成十八年度の在勤手当等に関する質問主意書

一 外務省が所持する直近のデータで、外務省在外職員の数は何名か。

二 平成十八年度における外務省在外職員の在勤手当全体の予算額はいくらか。

三 平成十八年度における外務省在外職員の在勤基本手当の予算額はいくらか。

四 外務省が所持する直近のデータで、外務省在外職員で在勤基本手当を受給している人数を明らかにされたか。

五 平成十八年度における外務省在外職員の配偶者手当の予算額はいくらか。

六 外務省が所持する直近のデータで、外務省在外職員で配偶者手当を受給している人数を明らかにされたい。

七 平成十八年度における外務省在外職員の子教育手当の予算額はいくらか。

八 外務省が所持する直近のデータで、外務省在外職員で子女教育手当を受給している人数を明らかにされたい。

九 平成十八年度における外務省在外職員の健康管理休暇のための予算額はいくらか。

十 平成十六年度、平成十七年度において、健康管理休暇制度を用いた外務省在外職員の数を明らかにされたい。

十一 外務省職員の勤務状況及び社会通念を鑑みて、外務省はこれら手当の支給額の水準を適切なものと考えているか。

内閣衆質一六四第二五三三号

平成十八年五月十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の平成十八年度の在勤手当等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の平成十八年度の在勤手当等に関する質問に対する答弁書

一について

平成十八年五月一日現在における外務省在外職員数は、三千百七十八人である。

二について

お尋ねの予算額は、二百六十七億四千二百六十一万千円である。

三について

お尋ねの予算額は、百五十三億二千五百五十四万千円である。

四及び六について

平成十七年九月一日現在における外務省在外職員のうち在勤基本手当及び配偶者手当が支給されている者の数は、それぞれ衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の在勤基本手当に関する質問に対する答弁書(平成十七年十一月四日内閣衆質一六三第四六号)及び衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の配偶者手当に関する質問に対する答弁書(平成十七年十一月四日内閣衆質一六三第四七号)においてお答えしたとおりである。

五について

お尋ねの予算額は、十八億千五百六十二万三千円である。

七について

お尋ねの予算額は、六億二千七百四十一万六千円である。

八及び十については、詳細な調査を要するため、外務省としてお答えすることは困難である。

九について

お尋ねの予算額は、四億千三百四十万二千円である。

十一について

在勤手当の支給額については、在外公館の名

称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)に基づき、予算の範囲内で、適正な額を定めることとしている。

平成十八年五月十日提出
質問 第二五四号

外務省が作成した情報工作対策の研修資料に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

外務省が作成した情報工作対策の研修資料に関する質問主意書

一 平成十八年五月五日付北海道新聞は、「外務省が上海総領事館員の自殺問題を受けて職員向けに作成した情報工作対策の研修資料が明らかになった」と報じているが、外務省が情報工作対策の研修資料(以下、「研修資料」という。)を作成したという事実があるか。

二 「研修資料」には秘密指定がなされているか。

三 「研修資料」は対外公表が想定されている文書か。

四 「研修資料」を作成した日付と主管課を明らかにされたい。

五 「研修資料」には、情報工作活動が機密を知る一部職員を狙った特殊活動という思い込みを一扫するため、①狙われやすいのは一般職員、②情報漏えいの八〇%がパソコンなどから、③高級ホテルなども舞台などとの趣旨が記載されているか。

六 「研修資料」では、具体的事例として平成十六年に自殺した在上海総領事館員の事例が取り上

げられているか。

七 「研修資料」では、狙われる情報について、軍事、経済、科学、技術に加え「個人情報、設備、備品、納入品の取扱業者情報」を列挙しているという事実があるか。

八 「研修資料」に関する報道がなされたことに関して、外務省は対外応答要領を作成したか。作成したならば、作成日と主管課並びに対外応答要領の内容を明らかにされたい。

九 「研修資料」並びに八の対外応答要領は、情報公開の対象となるか。

右質問する。

内閣衆質一六四第二五四号

平成十八年五月十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が作成した情報工作対策の研修資料に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が作成した情報工作対策の研修資料に関する質問に対する答弁書

一から七まで及び九について

外務省における秘密の保全に支障を及ぼすおそれがあることから、外務省としてお答えすることは差し控えたい。

八について

外務省において、御指摘の「対外応答要領」を作成した事実はない。

平成十八年五月十一日提出
質問 第二五五号

北方四島海域に入域する日本船籍船舶のロシア国旗掲揚問題等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

北方四島海域に入域する日本船籍船舶のロシア国旗掲揚問題等に関する質問主意書
一 平成十七年十一月四日付答弁書(内閣衆質一六三第五三三)において、政府は、「ロシアは、法的根拠なくして北方四島を占拠しており、我が国は、現在、北方四島に対する管轄権の一部を事実上行使できない状況にある。」と答弁しているが、我が国が北方四島に対して行使している管轄権を例示されたい。

二 政府は、「ロシアは、法的根拠なくして北方四島を占拠しており」という認識を示しているが、竹島問題について、韓国が法的根拠なくして竹島を占拠していると認識しているか。

三 日本船籍の船舶が外国の領海内を航行するとき、日本国旗に加え、当該外国の国旗を掲揚するとの慣行があるか。

四 外国船籍の船舶が日本の領海内を航行するとき、船籍国の国旗に加え、日本国旗を掲揚するとの慣行があるか。

五 日本の領海内を航行する外国船籍の船舶が日本国旗を掲揚しない場合、政府はどのような対応をとっているか。

六 平成十七年十一月四日付答弁書(内閣衆質一六三第五三三)において、政府は、「一般に、四島交流の枠組みによる訪問事業において使用される船舶については、根室港出港後の一定時間

後に、日本国旗に加え、ロシア国旗も掲揚していると承知している。」と答弁しているが、ここでいう「一定時間後」とは瑤瑤瑤水道付近の北海道本島と北方四島の中間線を越えた後という意味か。

七 六で政府が明らかにした、ロシア国旗の掲揚の事実行為は、当該水域がロシア領であることを日本政府が承認することを意味するか。意味しないとするならば、その法的な根拠を明らかにされたい。

八 北方四島交流の枠組みにおける訪問事業には、必ず外務省職員が同行しているか。

九 北方四島周辺の我が国領海内を航行するロシア船籍を含む外国船籍の船舶は日本国旗を掲揚しているか。

十 竹島の十二カイリ以内に海上保安庁の巡視艇が航行した直近の年月日を明らかにされたい。

十一 十の際、海上保安庁の巡視艇は日本国旗とともに韓国国旗を掲揚したか。

十二 政府は、「四島交流の枠組みによる訪問事業において使用される船舶については、根室港出港後の一定時間後に、日本国旗に加え、ロシア国旗も掲揚している」という実態が我が国の国益に合致するかと考えるか。
右質問する。

内閣衆質一六四第二五五号
平成十八年五月十九日

衆議院議長 河野 洋平殿
内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島海域に入域する日本船籍船舶のロシア国旗掲揚問題等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出北方四島海域に入域する日本船籍船舶のロシア国旗掲揚問題等に関する質問に対する答弁書

一について

一般に、国際法上、国家の管轄権とは、国家が立法、司法ないし行政の作用を行う権能を意味すると承知しており、北方四島については、司法ないし行政の作用を行う権能を事実上行使できない状況にある。

二について

政府としては、大韓民国は法的根拠なくして竹島を占拠していると認識している。

三及び四について

一般に、御指摘のような慣行があるとは承知していない。

五について

特段の対応はしていない。

六について

一般に、四島交流の枠組みによる訪問事業において使用される船舶については、北海道本島と北方四島との間にある瑤瑤瑤水道付近から、日本の国旗に加え、ロシア連邦の国旗も掲揚していると承知している。

七及び十二について

お尋ねの意味が必ずしも明らかではないが、御指摘の行為は、四島交流事業が日本国民と北方四島に居住するロシア連邦国民との相互理解の増進を目的としていることを踏まえ、双方の友好関係の増進についての希望の現れとして行われているに過ぎないと承知しており、いかなる意味においても御指摘の水域がロシア連邦の

領域であることを我が国として認めることを意味するものではない。

八について

四島交流の枠組みによる訪問事業には、外務省職員等の政府職員が同行している。

九について

ロシア連邦が法的根拠なくして北方四島を占拠しているため、政府として確認することは困難である。

十及び十一について

海上保安庁の事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、お尋ねの年月日についてお答えすることは差し控えたい。海上保安庁の巡視船艇が竹島の十二海里以内を航行する場合に、大韓民国の国旗は掲揚していない。

平成十八年五月十一日提出
質問 第二五五号

ふるさと銀河線廃止に関する質問主意書

提出者 松本 謙公

ふるさと銀河線廃止に関する質問主意書
ふるさと銀河線(以下「銀河線」という。)は、第三セクターである北海道ほく高厚鉄道株式会社(以下「特別な場合を除く他、」会社」という。)が、旧国鉄財産の無償譲渡を受け、また旧国鉄時代からの転換交付金を財源とする「基金」の助けを借りて北海道池田町―北見市間(百四十キロメートル)を運行してきた鉄道である。

このように、国民的な支援を受け、地域の期待を担い大きな公共性を有する事業であるにもかかわらず、会社は、四月二十日銀河線を廃止し、当

日の深夜から翌日にかけて約九十箇所の踏切遮断機・警報機を撤去し、五月九日からは百四十箇所の踏切部分のレール撤去を開始した。更に六月には全線百四十キロメートルの鉄路撤去計画を企図している。

しかし、第三セクター鉄道でありながら、会社はその出資者である沿線住民はもちろん北海道議会、沿線自治体議会に対し、再利用計画の意見を求めることもないまま、撤去計画、処分計画を早々に確定しようとすることはあまりに拙速であるといわざるを得ない。

そこで、次の質問をする。

一 会社は六月中にも鉄道財産の撤去計画を固め、株主総会で残余財産の処分と法人解散の議決を行おうとしている。六月中に鉄路撤去を決定しなければならぬ理由は明確ではない。

国土交通省は、会社の全体の残余財産の処分計画、解散時期について承知しているか。

二 過去、多くの鉄道が廃線となったが、その廃線路の多くで、レール、枕木、橋梁が撤去されないままとなっている実情にある。時にそれらは「歴史遺産」、「産業遺産」等として再認識され、旧鉄道事業者の思惑とは別に観光資源となるまでに至っている例もある。廃線後の鉄路等の全部について、それを早急に撤去すべきとする法的義務はあるか。

三 鉄道事業法第二十九条第一項において「法人の解散の決議又は総社員の同意は、国土交通大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない」とし、第二項において「国土交通大臣は、当該法人の解散の決議又は総社員の同意によって公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると

認める場合を除き、前項の認可をしなければならない」と規定している。この規定によれば、「国土交通大臣は、当該法人の解散によって公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認める場合は、前項の認可をしなければならない」と考えられるが、どうか。

また、公衆の利便が著しく阻害されているか否かの判断において、鉄道事業廃止後の代替バスの乗客の逸走率が著しく高い場合には、代替交通は形式的に確保されるとしても現実に機能していないこととなる。そうした状況とは「公衆の利便が著しく阻害されている」状況に他ならないと考えるがどうか。

四 三セク鉄道で、その廃止後に全線を撤去し、会社を清算する事例は今回が全国初のこととなる。この廃止、清算、財産処分に係る手続き、方法をどのように進めるかは将来の地方鉄道廃線の先例ともなるものであり、慎重の上にも慎重に進めるべきと思うが如何か。

五 現在の会社はレール等を売却する方針であるが、国交省はこの全体の売却計画を承知しているか。承知している場合には、その売却方法、売却価格、レール等撤去費用の試算を回答されたい。

六 銀河線沿線の自然環境、高齢化の進行等から予想されることは、逸走率の高さに加えて、過疎化の急速な進行と地域の疲弊であり、これを危惧する声が多く沿線関係者から寄せられている。

このような中で、沿線関係者は廃線後の地域振興をどうするかに知恵を出そうとしている。寒冷で広大という北海道の特性の中で、鉄道は

広大な大地の開拓に大きな役割を果たしてきたことはいうまでもない。今、鉄道の廃線により地域が再び荒野に戻ることは座視できない。

陸別町においては、多くの観光客を呼んでいた天文台への入込数が銀河線廃線後に激減した。町では商工会を中心に銀河線九・八キロメートルを会社から譲り受け、動態保存事業で観光客確保に乗り出そうとしている。陸別町の関係者はこの動態保存事業の成否が町の存亡を決定付けるとの厳しい認識のもとに取組みを進めている。訓子府町の議会においては、一定期間の鉄路存続の必要性が議論され、町長は「振興に向けて必要があれば議題にあげていきたい」と答弁している。置戸町においても鉄路の存続と活用をめざそうと住民たちが検討を開始している。

総延長百四十キロメートル、総面積六百四十万平方メートルの膨大な規模であるから、沿線自治体が様々な活用の検討に入っていることは当然である。しかし、最も先行した取組みを行っている陸別町においてさえ、その運行開始は来年からとしているように、廃線後の鉄道財産の活用にはそれなりの時間と資金が必要である。今後は住民や青年団体、商工団体、農業団体からまちおこし、産業おこしに連動したプランが出てくるであろう。しかし、これらのプランが出される前に会社が鉄路を撤去してしまうことは、様々な活用計画において最初から鉄路活用の選択肢を排除することになるものである。

第三セクターとして、沿線自治体、沿線住民の資金もつぎ込まれて運営してきた会社が、その

の廃線後の財産活用について沿線住民の意思決定を規制するごとき枠をはめることはあつてはならない。したがって鉄道財産の処分にかかる会社の判断においては、銀河線沿線住民による鉄道財産活用計画の動向に充分配慮すべきであり、そのような慎重な判断を会社に求めて行くべきと思われるが国交省に指導の考えはあるか。

右質問する。

内閣衆質一六四第二五六号

平成十八年五月十九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員松木謙公君提出ふるさと銀河線廃止に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員松木謙公君提出ふるさと銀河線廃止に関する質問に対する答弁書

一について

国土交通省は、鉄道事業を廃止した者（以下「旧鉄道事業者」という。）である北海道はく高原鉄道株式会社から、同社の所有する財産の処分に關する計画及び解散の時期について、報告を受ける立場になく、承知していない。

二について

鉄道に関する法令上、旧鉄道事業者が鉄道事業廃止後の旧鉄道施設の全部を早急に撤去すべき義務はない。

三について

鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二十九条は、鉄道事業者たる法人の解散に關す

る規定であるため、旧鉄道事業者である北海道ちほく高原鉄道株式会社には適用されない。
四について

鉄道事業の廃止、清算及び財産処分に係る手続をどのように進めるかについては、鉄道事業者(鉄道事業の廃止後においては旧鉄道事業者)が、関係法令の範囲内において、自ら判断する問題である。

五について

国土交通省は、旧鉄道事業者である北海道ちほく高原鉄道株式会社から、同社の所有する財産の売却に関する計画について、報告を受ける立場になく、承知していない。

六について

国土交通省は、旧鉄道事業者である北海道ちほく高原鉄道株式会社に対して、鉄道事業の廃止後の財産の処分に関する計画について、指導を行う立場にない。

一、去る二十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館職員に対する強盗事件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員内山晃君提出柔道整復師及びあん摩マツサージ指圧師などによる運動機能回復訓練指導に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在上海日本国総領事館員の「外国人死亡書」等に関する質問に対する答弁書

平成十八年五月十二日提出
質問 第一一五七号

在ロシア連邦日本国大使館職員に対する強盗事件に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在ロシア連邦日本国大使館職員に対する強盗事件に関する質問主意書

一 平成十八年五月十一日付読売新聞朝刊は「在ロシア日本大使館は十日、同大使館に所属する日本人外交官研修生二人が七日夜、視察先のグルジアの首都トビリシ市内で強盗に襲われて負傷したと発表した。研修生二人とも男性で、トビリシ市内の路上で二人組の男に襲われ、一人が脇腹を刺され、もう一人は手を切りつけられたが、命に別状はないという。現金やパスポートなどを奪われた。」

二人は語学研修のため同大使館に所属。同大使館は氏名や年齢について「本人の意向やプライバシー保護のため明らかにできない」としている。旨報じているが、研修生とは、どのような業務に従事する職員か。

二 グルジアを管轄するのは在ロシア連邦日本国大使館ではなく、在アゼルバイジャン日本国大使館であると承知するが、何故に今回強盗事件に遭遇した研修生(以下、「研修生」とする。)はグルジアを訪れたのか。

三 「研修生」は、一種職員か、または専門職員か。「研修生」は外交特権を有しているか。

四 「研修生」のグルジア訪問は、公務か、それとも私的旅行か。

五 「研修生」は、在ロシア連邦日本国大使館の上

司の許可を取ってグルジアを訪問したか。

六 今回の事件の第一報が在ロシア連邦日本国大使館にもたらされたのはいつか。どこから第一報の連絡があったか。

七 今回の事件に関し、公電による外務本省に対する報告はなされたか。当該公電(以下、「公電」とする。)にはどのような内容が記されているか。「公電」には秘密指定がなされているか。

「公電」は情報公開の対象になるか。

八 平成十八年五月七日夜に発生した事件であるのにも関わらず、三日も経過した後の同年同月十日に在ロシア連邦日本国大使館が事件に関する発表を行った真意について説明されたい。

九 トビリシの治安状況につき、「研修生」がモスクワを出発する時点で、外務省はどのように認識していたか。右質問する。

内閣衆質一六四第二五七号
平成十八年五月二十三日

衆議院議長 河野 洋平殿
衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館職員に対する強盗事件に関する質問に対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館職員に対する強盗事件に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出在ロシア連邦日本国大使館職員に対する強盗事件に関する質問に対する答弁書

一について

外務省の研修員は、外務公務員として必要な知識、能力及び教養を増進することを目的として、研修に従事する職員である。

二から五までについて

御指摘の研修員(以下「本件研修員」という。)は、いわゆる外務省専門職員であり、在ロシア日本国大使館の外交職員として、ロシア連邦において国際法上の特権及び免除を享有している。本件研修員は、研修の一環として、同大使館の許可を得た上で、グルジアを視察していたものである。

六から八までについて

本件研修員から、平成十八年五月九日夜(現地時間)、グルジアを管轄している在アゼルバイジャン日本国大使館に連絡があった。この連絡の後、同大使館から、公電等により、事件の概要、本件研修員の負傷の状況等について、外務本省及び在ロシア日本国大使館に対して報告があった。在ロシア日本国大使館は、同月十日(現地時間)、事件に関する発表を行った。なお、事件の発生後、本件研修員からの連絡までに一定の時間を要したのは、事件発生後、本件研修員が現地の警察署及び病院にいたため、国際電話や電子メール等の直接の連絡手段がなかったことによるものである。御指摘の公電は、取扱注意の指定が行われており、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)に基づく開示請求があった場合には、同法の規定に従って対応することとなる。

九について

外務省としては、トビリシにおいては、治安の悪化等により渡航者の安全に悪影響が及ぶ可能性はあったものの、治安当局が事態を掌握することが可能であったと認識していた。

平成十八年五月十二日提出
質問 第二一五 八号

柔道整復師及びあん摩マッサージ指圧師などによる運動機能回復訓練指導に関する質問主意書

提出者 内山 晃

柔道整復師及びあん摩マッサージ指圧師などによる運動機能回復訓練指導に関する質問主意書

平成十七年四月八日の衆議院厚生労働委員会において、介護におけるリハビリテーション従事者と機能訓練指導員について当時の中村秀一老健局長の答弁により、その後の政府の対応と考え方について、利用者の心身の機能回復を図るといった観点からも、周知徹底を図るとしたが、未だ、国民に浸透されていないと考える。

従って、次の事項について質問する。

一 平成十七年四月八日の衆議院厚生労働委員会での、中村秀一老健局長の柔道整復師の「施術」についての答弁で「医療類似行為」と述べているが、政府として具体的にどのような内容の医療行為のことを指しているのか。明確な答弁を求める。

二 平成十七年四月八日の衆議院厚生労働委員会で中村秀一老健局長は、「医療類似行為」と答弁されているが、一般的には「医療類似行為」と認識している。政府として解釈の違いや、意味の違いがあるのか。

三 厚生労働省の通達である、老企第二五号の「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」の中で、「訓練を行

う能力を有する者」とは、「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者」と規定されているにもかかわらず、多くの施設において、機能訓練指導員は理学療法士、作業療法士のみと認識されている。このことは、介護対象者の機能回復訓練を行なうにあたり、国民にとって大きなマイナスだと考えるが、今後どのように、各都道府県の担当者や各施設への文書での通達など周知徹底を考えているのか。明確に答弁願いたい。

四 現在、介護予防通所リハビリテーションにおいて、運動機能回復を行なう場合、実施担当者として、医師、理学療法士、作業療法士又は看護職員若しくは準看護職員若しくは介護職員、看護職員となつてはいるが、機能訓練指導員として定義されている柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師が入っていない理由は何か。

五 過去の判例、昭和五十三年八月二十一日の仙台高裁での判決、古くは、昭和三十五年一月二十七日最高裁大法廷での判決(昭和二十九年(あ)二九〇号)などを考慮して、「医療類似行為」よりもさらに明確な医療行為「施術」が認められている柔道整復師が、介護予防通所リハビリテーションにおける実施担当者として外されているのは如何なものかと考える。厚生省令第三十七号第五章第二節第七十六条に柔道整復師が追加されるべきだと考えるが明確な答弁を求める。

内閣衆質一六四第二五八号

平成十八年五月二十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員内山晃君提出柔道整復師及びあん摩マッサージ指圧師などによる運動機能回復訓練指導に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員内山晃君提出柔道整復師及びあん摩マッサージ指圧師などによる運動機能回復訓練指導に関する質問に対する答弁書

一及び二について

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)及び柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に定める、あん摩、マッサージ若しくは指圧、はり、きゆう又は柔道整復は、「医療類似行為」であり、御指摘の「医療類似行為」という答弁については、「医療類似行為」の趣旨で答弁したものである。

三について

厚生労働省においては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)等により指定通所介護事業者等が通所介護等の事業を行う事業所等に配置する機能訓練指導員について、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成十一年九月十七日付け老企第二十五号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)により、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員(看護師又は准看護師を

いう。以下同じ)、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者である旨を各都道府県に対して通知しているところであり、各都道府県において市町村、関係団体及び関係機関等に対して周知徹底が図られているものと承知している。

なお、厚生労働省が実施している「介護サービス施設・事業所調査」によれば、平成十六年十月一日現在、指定通所介護事業者が当該事業所に配置している機能訓練指導員については、常勤換算従事者数で、理学療法士が三百四人、作業療法士が百九十八人であるのに対して、柔道整復師及びあん摩マッサージ指圧師の合計は九百十三人となっている。

四及び五について

厚生労働省においては、介護予防通所リハビリテーションは、医師の指示の下に理学療法等の診療の補助に該当する行為を行うことを目的として行われるものであり、その事業を行う事業所には、診療の補助を業として行うことができる資格を有する者が配置されなければならないと考えている。このため、指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準において、介護予防通所リハビリテーションの事業を行う事業所に、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号)、理学療法士及び作業療法士法(昭和四十年法律第百三十七号)及び言語聴覚士法(平成九年法律第百三十二号)に基づき、診療の補助を業として行うことができる看護職員、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)を一定数配置しなければならない旨を定めているところである。

あん摩マツサージ指圧師及び柔道整復師については、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律及び柔道整復師法に基づき、医業類似行為を業として行うことができるが、理学療法士等とは異なり診療の補助を業として行うことは認められていない。このため、厚生労働省においては、指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準において、介護予防通所リハビリテーションの事業を行う事業所にあん摩マツサージ指圧師及び柔道整復師を配置しなければならない旨は定めていないところであり、現時点でこの取扱いを変更することとは考えていない。

なお、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等により通所介護の事業を行う事業所等に配置される機能訓練指導員が行う機能訓練は、診療の補助として行われる理学療法等とは異なり、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練である。厚生労働省においては、機能訓練指導員については、身体運動に識見を有していると考えられる資格を有する者を広く認めており、理学療法士等に加えて、柔道整復師及びあん摩マツサージ指圧師の資格を有する者を機能訓練指導員として認めているところである。

平成十八年五月十五日提出
質問 第二一五九号

在上海日本国総領事館員の「外国人死亡書」等に関する質問主意書

提出者 鈴木 宗男

在上海日本国総領事館員の「外国人死亡書」等に関する質問主意書

一 二〇〇四年五月六日、中華人民共和国上海市で自殺した在上海日本国総領事館員(以下、「館員」という。)に關し、二〇〇六年五月十五日付読売新聞朝刊は、「在上海日本国総領事館の館員(当時四十六歳)が二〇〇四年五月、中国情報当局から機密情報などの提供を強要されたとの遺書を残し自殺した問題で、総領事館側が当時、遺体引き取りを円滑に行うため、中国警察当局に遺書の内容を伏せたまま、『自殺の動機は仕事の重圧』と説明する書類に署名していたことが十四日、明らかになった。中国側はこの署名文書を『自殺事件と中国側は無関係』と『脅迫』の事実を否定する根拠としており、日中両政府の主張が平行線をたどる最大の要因となっている。遺体引き取りを優先するための措置だったとはいえ、外務省の対応の是非が改めて問われそうだ。」等の報道(以下、「読売報道」という。)を行つてゐるが、外務省は「読売報道」について承知しているか。

二 外務省は「読売報道」に関する対外応答要領を作成したか。作成したとするならば、その作成日、主管課、秘密指定の有無、内容について明らかにされたい。

三 「読売報道」によれば、「外務省の査察チームが現地で自殺の経緯を調査してまとめた内部報告書」が存在するが、かかる内部報告書の存否について明らかにされたい。

四 中国国内で外国人が死亡した場合、遺体の引き取りのために中国公安(警察)が発行する「外国人死亡書」が必要とされているか。

五 特権・免除を享有する在上海日本国総領事館員が死亡した場合にも遺体の引き渡しのために「外国人死亡書」が必要とされるか。

六 「館員」の死亡にあつて、「外国人死亡書」が作成されたか。

七 「館員」の死亡に関する「外国人死亡書」にはどのような内容が記されていたか。

八 七の内容を在上海日本国総領事館は外務本省に公電もしくは事務連絡で報告したか。報告したならば、当該報告電報が外務省に到着した年月日時分とこの電報が当時の川口順子外務大臣、竹内行夫事務次官に回覧されたか否かについて事実関係を明らかにされたい。

九 「読売報道」によれば、「関係筋によると、総領事館側は、中国情報当局から執拗に情報提供を求められていたなどとする遺書の内容をすでに把握していたが、『真相を伝えた場合、発覚を恐れる情報当局に妨害され、遺族への遺体引き渡しを拒否される可能性がある』と判断。自殺の動機を『仕事の重圧』と説明し、それを記した書類に館員が署名した。」との由であるが、かかる事実があつたか。

十 「読売報道」によれば、「総領事館側は当時、『情報当局者から公務に關して脅迫を受けた』ということも『仕事の重圧』に含まれるとして、中国側の主張を退けられると判断していた。」との由であるが、総領事館側がかかる判断をしたという事実があるか。かかる判断は当時の杉本信行在上海日本国総領事の決裁を得たものか。

十一 「館員」が夫人に宛てた遺書の写しを外務省が保管しているという事実があるか。

十二 「館員」が夫人に宛てた遺書の写しは外務省でどのように管理されているか。この遺書に秘密指定がなされているか。

十三 「館員」が夫人に宛てた遺書に「仕事を失うことは何も怖くありませんが、日中関係がぎくしゃくしている現在、また外務省員が、となることはとても恐ろしいことです」との内容が記されているか。

十四 「読売報道」によれば、「館員」が夫人に宛てた遺書の内容について、『お別れの時が来てしまいました』と書き始めている。総領事あて遺書と同様に、〇三年十二月から情報当局者と付き合うようになった経緯を説明。サハリンへの異動が決まった直後の〇四年五月二日、『なぜ転勤を隠していたんだ』と喝された模様を細かに書いてゐる。その時、中国側は『年老いたお母さん、奥さんと一緒に住むことも、今の仕事も続けられなくなるぞ。それどころか、国と国の問題に発展する』と脅迫。館員はその模様を記した直後に『また外務省員が、となることはとても恐ろしい』と書いていた。(中略)遺書はその上で、『また明日六日、会うことになっています。電信官と知つてゐる以上、絶対にシステム、電報の内容を聞いてきます』と説明。続けて『おれは絶対に国を売ることにはできないし、死ぬまでヤツらに追い回される苦しみ、自責の念にさいなまれることは、耐えられないことです』と自殺を選ぶに至つた心境を書いてゐる。また、『いつか、死ぬくらいなら仕事を辞めると言いましたが、やめるだけでは済まない状態になってしまいました。卑怯なヤツらです』『本当に怖い国です』などと、総領事あて遺書よりも直接的な表現で中国側を糾弾していた。」との由であるが、右報道の内容は事実か。右質問する。

内閣衆質一六四第二五九号

平成十八年五月二十三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出在上海日本国総領事館員の「外国人死亡書」等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員鈴木宗男君提出在上海日本国総領事館員の「外国人死亡書」等に関する質問に対する答弁書

一について

外務省として、御指摘の報道は承知している。

二について

本年五月十五日、外務省の大臣官房人事課及びアジア大洋州局中国課において、御指摘の報道に係る事実関係等を内容とする対外応答要領を作成した。この対外応答要領には、秘密指定は行われていない。

三について

平成十六年五月六日における在上海総領事館員(以下「館員」という。)の死亡(以下「本件」という。)の後、外務省から現地に派遣された監察査察担当参事官は、本件に係る調査結果についての報告書を作成した。

四から十までについて

外務省としては、一般に、上海市において外国人が死亡した場合には、現地の公安局が外国人死亡証を発行することとなっていると承知しており、館員についても、外国人死亡証が作成された。この外国人死亡証は、医学的見地か

ら、館員の死因が記載されているが、御指摘の「仕事の重圧」といった記載はなく、また、その内容については、外務本省に対して報告はなされていない。

十一から十四までについて

館員の遺書の写しは、外務省において保管されており、秘密指定が行われているが、遺書の内容等の詳細については、諜報活動及びその対応措置や館員のプライバシーにかかわるものであり、また、御遺族の意向もあり、明らかにすることは差し控えたい。

探偵業の業務の適正化に関する法律案

右の議案を提出する。

平成十八年五月十九日

提出者

内閣委員長 佐藤 剛男

(目的)

探偵業の業務の適正化に関する法律

第一条 この法律は、探偵業について必要な規制を定めることにより、その業務の運営の適正を図り、もって個人の権利利益の保護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「探偵業務」とは、他人の依頼を受けて、特定人の所在又は行動についての情報であつて当該依頼に係るものを収集することを目的として面接による聞き込み、尾行、張込みその他これらに類する方法により実地の調査を行い、その調査の結果を当該依頼者に報告する業務をいう。

告する業務をいう。

2 この法律において「探偵業」とは、探偵業務を行う営業をいう。ただし、専ら、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(報道(不特定かつ多数の者に対して客観的事実を事実として知らせることをいい、これに基づいて意見又は見解を述べることを含む。以下同じ。)を業として行う個人を含む。)の依頼を受けて、その報道の用に供する目的で行われるものを除く。

3 この法律において「探偵業者」とは、第四条第一項の規定による届出をして探偵業を営む者を用いる。

(欠格事由)

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、探偵業を営んではならない。

一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

三 最近五年間に第十五条の規定による処分を違反した者

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者

五 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

六 法人でその役員のうちに第一号から第四号

までのいずれかに該当する者があるもの(探偵業の届出)

第四条 探偵業を営もうとする者は、内閣府令で定めるところにより、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 営業所の名称及び所在地並びに当該営業所が主たる営業所である場合にあっては、その旨

三 第一号に掲げる商号、名称若しくは氏名又は前号に掲げる名称のほか、当該営業所において広告又は宣伝をする場合に使用する名称があるときは、当該名称

四 法人にあっては、その役員の氏名及び住所

2 前項の規定による届出をした者は、当該探偵業を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、内閣府令で定めるところにより、公安委員会に、その旨を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

3 公安委員会は、第一項又は前項の規定による届出(同項の規定による届出にあっては、廃止に係るものを除く。)があつたときは、内閣府令で定めるところにより、当該届出をした者に対し、届出があつたことを証する書面を交付しなければならない。

官 報 (号 外)

(名義貸しの禁止)

第五条 前条第一項の規定による探偵業の届出をした者は、自己の名義をもって、他人に探偵業を営ませてはならない。

(探偵業務の実施の原則)

第六条 探偵業者及び探偵業者の業務に従事する者(以下「探偵業者等」という。)は、探偵業務を行うに当たっては、この法律により他の法令において禁止又は制限されている行為を行うことができないこととなるものではないことに留意するとともに、人の生活の平穩を害する等個人の権利利益を侵害することがないようにしなければならない。

(書面の交付を受ける義務)

第七条 探偵業者は、依頼者と探偵業務を行う契約を締結しようとするときは、当該依頼者から、当該探偵業務に係る調査の結果を犯罪行為、違法な差別的取扱いその他の違法な行為のために用いない旨を示す書面の交付を受けなければならない。

(重要事項の説明等)

第八条 探偵業者は、依頼者と探偵業務を行う契約を締結しようとするときは、あらかじめ、当該依頼者に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明しなければならない。

- 一 探偵業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 第四条第三項の書面に記載されている事項
- 三 探偵業務を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)その他の法令を遵守するものであること。

第十条に規定する事項

- 五 提供することができる探偵業務の内容
- 六 探偵業務の委託に関する事項
- 七 探偵業務の対価その他の当該探偵業務の依頼者が支払わなければならない金銭の概算額及び支払時期
- 八 契約の解除に関する事項
- 九 探偵業務に関して作成し、又は取得した資料の処分に関する事項
- 2 探偵業者は、依頼者と探偵業務を行う契約を締結したときは、遅滞なく、次に掲げる事項について当該契約の内容を明らかにする書面を当該依頼者に交付しなければならない。
- 一 探偵業者の商号、名称又は氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 探偵業務を行う契約の締結を担当した者の氏名及び契約年月日
- 三 探偵業務に係る調査の内容、期間及び方法
- 四 探偵業務に係る調査の結果の報告の方法及び期限
- 五 探偵業務の委託に関する定めがあるときは、その内容
- 六 探偵業務の対価その他の当該探偵業務の依頼者が支払わなければならない金銭の額並びにその支払の時期及び方法
- 七 契約の解除に関する定めがあるときは、その内容
- 八 探偵業務に関して作成し、又は取得した資料の処分に関する定めがあるときは、その内容

(探偵業務の実施に関する規制)

第九条 探偵業者は、当該探偵業務に係る調査の結果が犯罪行為、違法な差別的取扱いその他の違法な行為のために用いられることを知ったときは、当該探偵業務を行つてはならない。

2 探偵業者は、探偵業務を探偵業者以外の者に委託してはならない。

(秘密の保持等)

第十条 探偵業者の業務に従事する者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。探偵業者の業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。

2 探偵業者は、探偵業務に関して作成し、又は取得した文書、写真その他の資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録を含む。))について、その不正又は不当な利用を防止するため必要な措置をとらなければならない。

(教育)

第十一条 探偵業者は、その使用人その他の従業者に対し、探偵業務を適正に実施させるため、必要な教育を行わなければならない。

(名簿の備付け等)

第十二条 探偵業者は、内閣府令で定めるところにより、営業所ごとに、使用人その他の従業者の名簿を備えて、必要な事項を記載しなければならない。

2 探偵業者は、第四条第三項の書面を営業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(報告及び立入検査)

第十三条 公安委員会は、この法律の施行に必要な限度において、探偵業者に対し、その業務の状況に関し報告若しくは資料の提出を求め、又

は警察職員に探偵業者の営業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により警察職員が立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指示)

第十四条 公安委員会は、探偵業者等がこの法律又は探偵業務に関し他の法令の規定に違反した場合において、探偵業の業務の適正な運営が害されるおそれがあると認められるときは、当該探偵業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(営業の停止等)

第十五条 公安委員会は、探偵業者等がこの法律若しくは探偵業務に関し他の法令の規定に違反した場合において探偵業の業務の適正な運営が著しく害されるおそれがあると認められるとき、又は前条の規定による指示に違反したときは、当該探偵業者に対し、当該営業所における探偵業について、六月以内の期間を定めて、その全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 公安委員会は、第三条各号のいずれかに該当する者が探偵業を営んでいるときは、その者に対し、営業の廃止を命ずることができる。

(方面公安委員会への権限の委任)

第十六条 この法律の規定により道公安委員会の

権限に属する事務は、政令で定めるところにより、方面公安委員会に行わせることができる。

(罰則)

第十七条 第十五条の規定による処分に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の規定による届出をしないで探偵業を営んだ者

二 第五条の規定に違反して他人に探偵業を営ませた者

三 第十四条の規定による指示に違反した者

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の届出書又は添付書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第四条第二項の規定に違反して届出書若しくは添付書類を提出せず、又は同項の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者

三 第八条第一項若しくは第二項の規定に違反して書面を交付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載のある書面を交付した者

四 第十二条第一項に規定する名簿を備え付けず、又はこれに必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

五 第十三条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の

報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)
第二条 この法律の施行の際現に探偵業を営んでいる者は、この法律の施行の日から一月間は、第四条第一項の規定による届出をしないで、探偵業を営むことができる。

(検討)
第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況、探偵業者の業務の実態等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

理 由

探偵業の業務の運営の状況等にかんがみ、探偵業について必要な規制を定めることにより、その業務の運営の適正を図り、もって個人の権利利益の保護に資することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十八年三月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成七年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 再商品化計画(第七条)」を「第三章 再商品化計画(第七条)」を「第

四章 排出の抑制(第七条の二—第七条の七)」

に、「第四章」を「第五章」に、「第十条」を「第十条の二」に、「第五章」を「第六章」に、「第六章」を「第七章」に、「第七章」を「第八章」に、「第八章」を「第九章」に改める。

第一条中「容器包装廃棄物の」の下に「排出の抑制並びにその」を加える。

第二条第一項中「及び包装」の下に「商品の容器及び包装自体が有償である場合を含む。」を加え、同条第二項中「商品の容器の下に」(商品の容器自体が有償である場合を含む。)を加える。

第三条第一項中「容器包装廃棄物の」の下に「排出の抑制並びにその」を加え、「分別基準適合物を」及び「分別基準適合物」に改め、同条第二項第一号中「容器包装廃棄物の」の下に「排出の抑制並びにその」を加え、同項第二号中「抑制の」を「抑制を促進する」に改め、同項第七号中「容器包装廃

棄物の」の下に「排出の抑制並びにその」を加え、同号を同項第八号とし、同項第六号中「としての」の下に「容器包装廃棄物の排出の抑制並びにその分別収集及び」を加え、同号を同項第七号とし、同項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 分別収集された容器包装廃棄物の再商品化のための円滑な引渡しその他の適正な処理に関する事項

第五条第一項中「分別収集」を「排出の抑制並びにその分別収集及び」に改め、同条第二項中「当たっては」の下に「容器包装廃棄物の排出の抑制に資する物又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同条第三項中「分別収集」を「排出の抑制並びにその分別収集及び」に改め、同条第四項中「容器包装廃棄物の」の下に「排出の抑制並びにその」を加える。

第六条第三項中「準じて」の下に「容器包装廃棄物の排出の抑制及び」を加える。

第四十六条中「五十万円」を「百万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十六条の二 第七条の七第三項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十八条中第二号を削り、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第七条の六又は第三十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第四十九条中「前三条」を「第四十六条から前条まで」に改める。

官 報 (号 外)

第八章を第九章とする。 第三十七条第一項中「第十五条第一項の認定を受けた特定事業者」を「認定特定事業者」に、「当該認定を受けた特定事業者」を「当該認定特定事業者」に、「同条第二項第六号」を「第十五条第二項第六号」に改める。	中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。 一 第七条の四第一項及び第七条の六の主務省令 当該指定容器包装利用事業者が容器包装を用いて行う事業を所管する大臣の発する命令 第四十三条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一号を加える。 2 第三十九条及び第四十条の規定による主務大臣の権限は、前項ただし書(第二号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、環境大臣、経済産業大臣又は当該特定容器利用事業者若しくは当該特定包装利用事業者が特定容器若しくは特定包装を用いて行う事業若しくは当該特定容器製造等事業者が行う特定容器の製造等の事業を所管する大臣がそれぞれ単独に行使用することを妨げない。 第四十三条に次の一項を加える。 5 第七条の六、第三十九条及び第四十条の規定による主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。 第四十四条中「第十一条」を「第十条の二」に改める。 第七章を第八章とする。 第三十二条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。 三 第十条の二に規定する金銭を支払わなかつたとき。 第六章を第七章とする。 第十一条第三項中「により再商品化がされるべき量の」を「(以下「特定事業者」という。)により再	商品化がされるべき量の」に、「において特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者」を「において特定事業者」に改める。 第十四条中「特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者」を「特定事業者」に、「第十一条から前条まで」を「前三条」に改め、「第二十一条第一項に規定する」を削る。 第十五条第一項中「特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者」を「特定事業者」に改め、「第二十一条第一項に規定する」を削る。 第十六条第一項中「特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者」を「特定事業者(以下「認定特定事業者」という。))」に改める。 第十七条中「主務大臣は、」の下に「認定特定事業者が第十条の二に規定する金銭を支払わなかつたとき、又は」を加える。 第十八条第一項中「特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者」を「特定事業者」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。 3 第一項の規定による認定を受けた者は、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る回収の実施状況について主務大臣に報告しなければならない。 第十八条に次の一項を加える。 5 第二項の規定は、前項の規定による認定の取消しについて準用する。この場合において、第二項中「種類、量及びその回収の方法」とあるのは、「種類」と読み替えるものとする。 第十九条中「特定容器利用事業者、特定容器製	造等事業者又は特定包装利用事業者」を「特定事業者」に改める。 第二十条第一項中「特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者又は特定包装利用事業者(第三十九条を除き、以下「特定事業者」という。))」を「特定事業者」に改める。 第五章を第六章とする。 第八条第二項第二号中「抑制の」を「抑制を促進する」に改め、同条第四項中「提出しなければ」を「提出するとともに、公表しなければ」に改める。 第九条第二項第四号中「分別収集の促進の」を「容器包装廃棄物の排出の抑制及び分別収集の促進の」に改める。 第四章中第十条の次に次の一条を加える。 (市町村に対する金銭の支払) 第十条の二 市町村から特定分別基準適合物の引渡しを受けた指定法人(第二十一条第一項に規定する指定法人をいう。第十四条及び第十五条第一項において同じ。)又は認定特定事業者(第十六条第一項に規定する認定特定事業者をいう。)は、その再商品化に現に要した費用の総額として主務省令で定めるところにより算定される額が再商品化に要すると見込まれた費用の総額として主務省令で定めるところにより算定される額を下回るときは、その差額に相当する額のうち、各市町村の再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して主務省令で定めるところにより算定される額の金銭を、主務省令で定めるところにより、当該各市町村に対して支払わなければならない。 第四章を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。
---	---	--	---

第四章 排出の抑制

(容器包装廃棄物排出抑制推進員)

第七条の二 環境大臣は、容器包装廃棄物の排出を抑制するための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、容器包装廃棄物排出抑制推進員を委嘱することができる。

2 容器包装廃棄物排出抑制推進員は、次に掲げる活動を行う。

一 容器包装廃棄物の排出の状況及び事業者と消費者との連携による容器包装廃棄物の排出を抑制するための取組の重要性について啓発をすること。

二 容器包装廃棄物の排出の状況及び排出を抑制するための取組に関する調査を行い、消費者に対し、その求めに応じ当該調査に基づく指導及び助言をすること。

三 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をする。

3 環境大臣は、容器包装廃棄物排出抑制推進員が実施する容器包装廃棄物の排出を抑制するための活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境大臣による情報の収集、整理及び提供等)

第七条の三 環境大臣は、前条第二項第二号の規定により容器包装廃棄物排出抑制推進員が行う調査により得られた情報その他の普及が容器包装廃棄物の排出の抑制に資することとなる情報の収集、整理及び提供に努めなければならない。

2 環境大臣は、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための基礎資料として、毎年度、容器

包装廃棄物の排出量等を調査し、その結果を公表しなければならない。

(事業者の判断の基準となるべき事項)

第七条の四 主務大臣は、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため、主務省令で、その事業において容器包装を用いる事業者であつて、容器包装の過剰な使用の抑制その他の容器包装の使用の合理化を行うことが特に必要な業種として政令で定めるものに属する事業を行うもの

(以下「指定容器包装利用事業者」という。)が容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組むべき措置に關して当該事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、基本方針に即し、かつ、容器包装の使用の合理化の状況、容器包装の使用の合理化に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3 主務大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。これを變更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

4 環境大臣は、容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するため必要があると認めるときは、第一項に規定する判断の基準となるべき事項に關し、主務大臣に対し、意見を述べることができる。

(指導及び助言)

第七条の五 主務大臣は、容器包装廃棄物の排出

の抑制を促進するため必要があると認めるときは、指定容器包装利用事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進について必要な指導及び助言をすることができる。

(定期の報告)

第七条の六 指定容器包装利用事業者(特定容器利用事業者又は特定包装利用事業者であるものに限る。)であつて、その事業において用いる容器包装の量が政令で定める要件に該当するもの(以下「容器包装多量利用事業者」という。)は、毎年度、主務省令で定めるところにより、容器包装を用いた量及び容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するために取り組んだ措置の実施の状況に關し、主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。

(勧告及び命令)

第七条の七 主務大臣は、容器包装多量利用事業者の容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の状況が第七条の四第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該容器包装多量利用事業者に対し、その判断の根拠を示して、容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進に關し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた容器包装多量利用事業者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた容器包装多量利用事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、容器包装の使用の合理化による容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を著しく害すると認めるときは、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。)で政令で定めるものの意見を聴いて、当該容器包装多量利用事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条の規定、公布の日

二 第一条から第三条まで、第五条、第六条、第八条及び第九条の改正規定、第十八条の改正規定(同条第一項の改正規定を除く。)、第四十三条第一項第一号の改正規定(同条第二項の規定による公示、同条第三項を「同条第二項(同条第五項において準用する場合を含む。)」の規定による公示、同条第三項の規定による報告の受理、同条第四項に改める部分に限る。)、並びに第四十六条の改正規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 目次の改正規定(第十条を「第十条の二」に改める部分に限る。)、第四章中第十条の次

に一条を加える改正規定並びに第十一条、第十四条から第十七条まで、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第三十二条、第三十七条及び第四十四条の改正規定並びに附則第四条の規定 平成二十年四月一日

(定期の報告に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「新法」という。)第七条の六の規定は、平成十九年度以後の年度に係る容器包装の量及び措置の実施の状況について適用する。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、附則第一条第三号に規定する規定の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

容器包装廃棄物に係る排出の抑制及び再商品化の合理化を促進するため、容器包装利用事業者による排出の抑制を促進するために必要な指導、助言、勧告等の措置を導入するとともに、容器包装廃棄物の分別収集に当たり、再商品化の合理化に寄与した市町村に対して特定の事業者が金銭を支払う仕組みを創設する等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、国、地方公共団体、事業者、消費者等すべての関係者の協働の下、容器包装廃棄物のリデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)を効果的に推進し、かつ、分別基準適合物の再商品化の合理化を図るための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 本法の目的及び基本方針等の規定に容器包装廃棄物の排出抑制の促進に係る規定を追加すること。

2 容器包装廃棄物の排出抑制についての消費者の意識啓発等を図るため、環境大臣は「容器包装廃棄物排出抑制推進員」を委嘱することとができることとし、また、容器包装廃棄物の排出抑制に資する情報の収集、整理及び提供やその排出量等の調査及び公表を行うこととする。

3 主務大臣は、小売業者等の指定容器包装利用事業者により容器包装廃棄物の排出抑制を促進するため、判断の基準となるべき事項を定めること。また、容器包装多量利用事業者に対し、毎年度、容器包装使用量及び容器包装廃棄物の排出抑制を促進するために取り組んだ措置の実施の状況の報告を義務付けるとともに、その取組が著しく不十分な場合は勧告、公表、命令を行う措置を導入すること。

4 市町村による容器包装廃棄物の分別収集の質を高め、再商品化の合理化を促進するた

め、再商品化の合理化が図られた場合、各市町村の再商品化の合理化に寄与する程度を勘案して、当該市町村に対して特定事業者が市町村に金銭を支払う仕組みを創設すること。

5 再商品化の義務を履行しない特定事業者に対する罰金の額の引上げ等所要の規定の整備を図ること。

6 基本方針に定める事項に「分別収集された容器包装廃棄物の再商品化のための円滑な引渡しその他の適正な処理に関する事項」を追加すること。

7 この法律は、一部の規定を除き、平成十九年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、容器包装廃棄物に係る排出の抑制及び再商品化の合理化を促進するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十八年五月二十三日

環境委員長 木村 隆秀
衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 循環型社会形成推進基本法の基本原則に則り、発生抑制を最も優先すべきであることを、

地方公共団体、事業者、消費者等に徹底するとともに、レジ袋の使用の合理化等に関する事業者の取組状況について十分に把握し、適切な指導を行うこと。また、発生抑制・再使用の取組みについて、積極的に推進し、その取組状況について公表すること。

二 コーヒーショップやファーストフード店等販売施設内で供される容器などについて、再使用容器の利用が望ましい形態について事業者及び消費者双方の立場から幅広い検討を行い、必要な措置を講ずること。

三 再使用容器と使い捨て容器とのコスト・環境負荷等について比較を行い、本法に基づく再使用容器の利用促進措置について検証を行うとともに、必要な措置を講ずること。

四 ペットボトルの再使用について、諸外国の実情と課題を勘案し、国内における定着の可能性について検討すること。

五 海外への輸出や不法投棄等、リサイクル名目で不適正な処理が行われることがないよう、現行の規制を徹底するとともに、必要に応じて規制の在り方等について検討すること。また、国内のペットボトルなどのリサイクル体制の確保を図るため、市町村によるペットボトルなどの安易な輸出を抑制するための措置を講ずること。

六 様々な再商品化手法に係る環境負荷の程度について調査を行い、その結果を公表すること。

七 プラスチック製容器包装の再商品化手法については、循環型社会形成推進基本法の原則を堅持すること。

八 質の高い分別収集及び再商品化を推進するた

め、排出方法等の周知を消費者に徹底するとともに、市町村間における分別方法の標準化など、消費者にわかりやすい回収の在り方についても検討すること。また、消費者による適正な分別排出を促進するため、事業者における素材ごとに分離しやすい容器等の開発及び利用の推進を図ること。

九 リサイクル製品・再使用容器に関し、特に公共事業におけるリサイクル製品の調達の拡大など、国・地方公共団体におけるリサイクル製品等の調達を更に進め、リサイクル製品等の市場拡大を促すよう努めること。

十 事業者による容器包装廃棄物の排出抑制促進措置を実施あるものとするため、自主的取組が不十分な事業者に対しては勧告・公表・命令等の措置を的確に講ずること。

十一 各市町村の分別収集費用の透明化・効率化に資するため、容器包装廃棄物を含めた一般廃棄物の処理コストの分析手法を示す等、技術的な支援に努めること。また、再商品化の合理化に資する分別収集が促進されるよう、資金拠出制度の運用を工夫するとともに、その制度の検討に当たっては、透明性を確保すること。

十二 市町村における質の高い分別収集・選別保管体制の構築を図るため、循環型社会形成推進交付金等を活用した財政的支援により必要な施設の整備を推進すること。また、プラスチック製容器包装の分別基準適合物の質の向上を図るため、循環型社会形成推進交付金等の仕組みを活用して都道府県又は地方ブロック単位で廃プラスチック選別保管施設の整備を行うこと。

十三 消費者が環境負荷の少ない消費行動を行うことが重要であることにかんがみ、関係者に対

し本法の内容等について周知徹底を図るとともに、事業者に対して、製品に分別排出やリサイクル製品の利用の促進等に資するような表示を行うなど、必要な情報提供を積極的に行うよう促すこと。

十四 再商品化義務を果たさない「ただ乗り事業者」に対して、法に基づく公表・命令等の措置の迅速な実施など、厳格な対応を行うこと。また、「ただ乗り事業者」対策として、本法に基づく再商品化義務を履行しているかどうかを表示する等の取組の促進を図ること。

十五 事業者に対する使い捨て食器などの使用抑制措置の必要性について、諸外国の法令も参考にしながら検討を行うこと。

十六 本法の対象ではない事業系の容器包装に係る3Rについても、事業者による自主的な取組みの促進等を積極的に推進すること。

十七 特定事業者の委託を受けて分別基準適合物の再商品化を行う指定法人は、平均落札単価や、市町村の保管施設ごと・品目ごとに落札した事業者の名称、再商品化手法等の公開を行っているが、関係省庁の連携協力の下に、指定法人の業務の効率化・透明化を一層徹底するよう努めること。

十八 本法附則第四条に基づく次回の見直しにおいては、より効果的な容器包装廃棄物の3Rの推進を図ることができるような各主体の役割分担の在り方について検討を行うこと。

十九 レジ袋の有料化に伴い発生した収入について、その使用方法について透明性を確保しつつ社会貢献の観点等から環境対策等に資する使途となるよう事業者に対し必要な助言を行うこと。

居住者・利用者等の立場に立った建築物の安全性の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案
右の議案を提出する。

平成十八年四月二十七日

提出者

長妻 昭

下条 みつ

森本 哲生

賛成者

安住 淳

外百五名

小宮山泰子
田島 一成

居住者・利用者等の立場に立った建築物の安全性の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律
(建築基準法の一部改正)

第一条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第十八条の四」に、

第三節 指定認定機関等(第七十七条の三十六―四節 指定性能評価機関等(第七十七条の五十七―第七十七条の五十五) を「第三節 指定認定機関等(第七十七条の三十六―第七十七条の五十七)」を「第四節 指定性能評価機関等(第七十七条の五十六―第七十七条の五十五)」に、「第七十七条の三十五の十五」に、「第七十五条」を「第六百六条」に改める。

第二条第三十二号ただし書を次のように改める。
ただし、第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を

置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

第二条第三十二号を第三十三号とし、第三十一号の次に次の一号を加える。

三十二 プログラム 電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。

第五条の四第一項中「第三条から第三条の三まで」を「第三条第一項(同条第二項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)、第三条の二第二項(同条第二項において準用する同法第三條第二項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)」に規定する建築物又は同法第三條の二第三項(同法第三條の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)」の規定に基づく

「第三項」に改め、同条第二項中「第三条から第三条の三まで」を「第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築士又は同法第三條の二第三項の規定に基づく条例」に改める。

第六条第三項中「第三条から第三条の三まで」を「第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項の規定又は同法第三條の二第三項の規定に基づく条例」に改め、同条第四項中「二十一日」を「三十五日」に改め、同条第七項中「及び第五項」を「並びに第十二項及び第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第六項を同条第十四項とし、同条第五項中「前項」を「第四項」に改め、「係る」の下に「建築物の」を

加え、「期限」を「期間(前項の規定により第四項の期間を延長した場合にあつては、当該延長後の期間)」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第四項の次に次の八項を加える。

- 5 建築主事は、前項の場合において、申請に係る建築物の計画が第二十条第二号又は第三号に定める基準(同条第二号イ又は第三号イの政令で定める基準に従つた構造計算で、同条第二号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。次条第三項及び第十八条第四項において同じ。)に適合するかどうかを審査するときは、都道府県知事の構造計算適合性判定(第二十条第二号イ又は第三号イの構造計算が同条第二号イに規定する方法若しくはプログラム又は同条第三号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの判定をいう。以下同じ。)を求めなければならない。
- 6 都道府県知事は、当該都道府県に置かれた建築主事から前項の構造計算適合性判定を求められた場合においては、当該建築主事を当該構造計算適合性判定に関する事務に従事させてはならない。
- 7 都道府県知事は、特別な構造方法の建築物の計画について第五項の構造計算適合性判定を行うに当たつて必要があると認めるときは、当該構造方法に係る構造計算に関して専門的な識見を有する者の意見を聴くものとする。
- 8 都道府県知事は、第五項の構造計算適合性

判定を求められた場合においては、当該構造計算適合性判定を求められた日から十四日以内にその結果を記載した通知書を建築主事に交付しなければならない。

- 9 都道府県知事は、前項の場合(第二十条第二号イの構造計算が同号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定を求められた場合その他国土交通省令で定める場合に限る。)において、同項の期間内に建築主事に同項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、三十五日の範囲内において、同項の期間を延長することができ、この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に建築主事に交付しなければならない。
- 10 第五項の構造計算適合性判定に要する費用は、当該構造計算適合性判定を求めた建築主事が置かれた都道府県又は市町村の負担とする。
- 11 建築主事は、第五項の構造計算適合性判定により当該建築物の構造計算が第二十条第二号イに規定する方法若しくはプログラム又は同条第三号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであると判定された場合(次条第八項及び第十八条第十項において「適合判定がされた場合」という。)に限り、第一項の規定による確認をすることができる。
- 12 建築主事は、第四項の場合(申請に係る建築物の計画が第二十条第二号に定める基準(同号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同号イに規定する方法によるものによつ

て確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。)に適合するかどうかを審査する場合その他国土交通省令で定める場合に限る。)において、同項の期間内に当該申請者に第一項の確認済証を交付することができない合理的な理由があるときは、三十五日の範囲内において、第四項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。

- 第六条の二第二項中「前条第一項各号を」建築主は、前条第一項各号に、「第三条から第三条の三まで」を「第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項の規定又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例」に、「ものであること」を「かつ」に、「受け、国土交通省令で定めるところにより確認済証の交付を受けたときは、当該確認は前条第一項の規定による確認と、当該確認済証は同項の確認済証とみなす」を「申請し、当該建築物の計画について建築基準関係規定に適合するものであることが証明されたときは、当該指定を受けた者から確認証の交付を受けることができる」に改め、同条第三項から第五項までを次のように改める。
- 3 第一項の規定による指定を受けた者は、同項の規定による確認の申請を受けた場合において、申請に係る建築物の計画が第二十条第二号又は第三号に定める基準に適合するかどうかを審査するときは、都道府県知事の構造計算適合性判定を求めなければならない。
- 4 都道府県知事は、特別な構造方法の建築物

の計画について前項の構造計算適合性判定を行うに当たつて必要があると認めるときは、当該構造方法に係る構造計算に関して専門的な識見を有する者の意見を聴くものとする。

- 5 都道府県知事は、第三項の構造計算適合性判定を求められた場合においては、当該構造計算適合性判定を求められた日から十四日以内にその結果を記載した通知書を第一項の規定による指定を受けた者に交付しなければならない。
- 第六条の二に次の七項を加える。
- 6 都道府県知事は、前項の場合(第二十条第二号イの構造計算が同号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定を求められた場合その他国土交通省令で定める場合に限る。)において、同項の期間内に第一項の規定による指定を受けた者に前項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、三十五日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に第一項の規定による指定を受けた者に交付しなければならない。
- 7 第三項の構造計算適合性判定に要する費用は、当該構造計算適合性判定を求めた第一項の規定による指定を受けた者の負担とする。
- 8 第一項の規定による指定を受けた者は、第三項の構造計算適合性判定により適合判定がされた場合に限り、第一項の規定による確認をすることができる。

9 第一項の規定による指定を受けた者は、同項の規定による確認の申請を受けた場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたとき、又は申請の内容によつては建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨及びその理由を記載した通知書を当該申請者に交付しなければならない。	特別の関係にあるものであるときは、適用しない。 第六条の三第一項各号列記以外の部分中「若しくは第二号」を「から第三号まで」に、「第三号」を「第四号」に、「前二条」を「第六条及び第六号の二」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。 三 建築設備のうち換気、暖房、冷房等であつて政令で定めるものについて建築士が設計した建築物の部分に有する建築物 第七条の見出し中「完了検査」を「完了検査等」に改め、同条に次の二項を加える。	6 前項の検査証には、国土交通省令で定めるところにより、有効期間を付さなければならない。 7 第五項の検査証に係る建築物及びその敷地について前条第一項の検査の申請が行われた場合において当該申請に併せて当該検査証が提出されたときは、同条の規定の適用については、当該建築物及びその敷地は、建築基準関係規定に適合しているものとみなす。ただし、次項の規定による通知が発せられたときは、この限りでない。	を経過する日までに、当該検査済証に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査を引き受けた場合には、同条第七項において準用する同条第二項及び第三項の規定は、適用しない。 12 第三項から第十項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、第四項中「当該検査の引受けを行つた第六条第一項の規定による工事が完了した日又は当該検査の引受けを行つた日のいずれか遅い日から七日以内」とあるのは「当該検査の引受けを行つた日から三十日以内」と、第五項及び第六項中「検査証」とあるのは「完了後検査証」と、第七項中「前条第一項」とあるのは「前条第六項」と、「検査証」とあるのは「完了後検査証」と、第八項中「検査証」とあるのは「完了後検査証」と読み替へるものとする。 第七条の二の次に次の一条を加える。 第七条の二の二 前条の規定は、同条第一項の規定による指定を受けた者が建築主と、株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にあるものであるときは、適用しない。 第七条の三第一項を次のように改める。 建築主は、第六条第一項の規定による工事が次の各号のいずれかに該当する工程（以下「特定工程」という。）を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。 一 建築物の種類ごとに、建築物の工事の工程のうち政令で定める工程
10 第一項の確認証には、国土交通省令で定めるところにより、有効期間を付さなければならない。 11 第一項の確認証に係る建築物の計画について前条第一項の確認の申請が行われた場合において、当該確認の申請書に併せて当該確認証が提出されたときは、同条の規定の適用については、当該建築物の計画について同条第一項の確認を受けたものとみなす。ただし、次項の規定による通知が発せられたときは、この限りでない。	6 建築主は、前項に規定する検査済証の交付を受けた日から起算して二年を経過したときは、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査（以下「完了後検査」という。）を申請しなければならない。 7 第二項から第五項までの規定は、完了後検査について準用する。この場合において、第二項中「第六条第一項の規定による工事が完了した日から四日以内」とあるのは「第五項に規定する検査済証の交付を受けた日から起算して二年を経過した日以後十四日以内」と、第四項中「七日以内」とあるのは「三十日以内」と、第五項中「検査済証」とあるのは「完了後検査済証」と読み替へるものとする。 第七条の二の見出し中「完了検査」を「完了検査等」に改め、同条第一項中「前条第一項から第三項まで」を「前条第二項及び第三項」に改め、同条第五項中「認めた」を「証明した」に、「検査済証」を「検査証」に改め、同項後段を削り、同条第六項及び第七項を次のように改める。	8 前項の場合において、特定行政庁は、第五項の検査証に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しないと認めたときは、国土交通省令で定める期間内に、当該建築物の建築主及び当該検査証を交付した第一項の規定による指定を受けた者にその旨を通知しなければならない。 9 第一項の規定による指定を受けた者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の検査の結果、当該建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しないと認めるときは、その旨を特定行政庁に報告しなければならない。	10 特定行政庁は、前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、第九条第一項又は第七項の規定による命令その他の必要な措置を講ずるものとする。 11 第一項の規定による指定を受けた者が、前条第五項に規定する検査済証の交付を受けた日から起算して二年を経過した日以後十四日
12 前項の場合において、特定行政庁は、第一項の確認証に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないと認めるときは、国土交通省令で定める期間内に、当該建築物の建築主及び当該確認証を交付した第一項の規定による指定を受けた者にその旨を通知しなければならない。 第六条の二の次に次の一条を加える。 第六条の二の二 前条の規定は、同条第一項の規定による指定を受けた者が建築主と、株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める	居住者・利用者等の立場に立つた建築物の安全性の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案及び同居報告書	平成十八年五月二十五日 衆議院会議録第三十二号	二二二

二 前号に掲げるもののほか、特定行政庁が、その地方の建築物の建築の動向又は工事に關する状況その他の事情を勘案して、区域、期間又は建築物の構造、用途若しくは規模を限つて指定する工程

第七条の第三項本文を次のように改める。

前項の規定による申請は、特定工程に係る工事を終えた日から四日以内に建築主事に到達するように、しなければならない。

第七条の第四項中「第二項」を「第一項」に改め、「同じ。」の下に「について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分及びその敷地」を加え、同条第五項中「適合すると」を「適合することを」に改め、「対して」の下に「当該特定工程に係る」を加え、同条第六項中「特定行政庁が第一項」を「第一項第一号の政令で定める特定工程ごとに政令で定める当該特定工程後の工程及び特定行政庁が同項第二号」に改め、「の工程」の下に「(第十八条第二十一項において「特定工程後の工程」と総称する。)」を、「による」の下に「当該特定工程に係る」を加え、同条第七項中「第七条第四項」の下に「(同条第七項において準用する場合を含む。)」を加え、「前条第一項」を「第七条の二第一項」に、「適合すると」を「適合することを」に改め、同条第八項を削り、同条第九項中「第一項」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第八項とする。

第七条の四第一項中「建築物等」の下に「について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分及びその敷地」を、「前条第二項」の下に「及び第三項」を加え、同条第三項中「適合すると」を「適合することを」に、「中間検査合格証」を

「当該特定工程に係る中間検査証」に改め、同条第四項から第七項までを次のように改める。

4 前項の中間検査証には、国土交通省令で定めるところにより、有効期間を付さなければならない。

5 第三項の中間検査証に係る工事中の建築物等について前条第一項の検査の申請が行われた場合において当該申請に併せて当該中間検査証が提出されたときは、同条の規定の適用については、当該工事中の建築物等は、建築基準関係規定に適合しているものとみなす。ただし、次項の規定による通知が発せられたときは、この限りでない。

6 前項の場合において、特定行政庁は、第三項の中間検査証に係る工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合しないと認めるときは、国土交通省令で定める期間内に、当該建築物等の建築主及び当該中間検査証を交付した第七条の二第一項の規定による指定を受けた者にその旨を通知しなければならない。

7 第七条の二第一項の規定による指定を受けた者は、国土交通省令で定めるところにより、第一項の検査をした工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合していないと認めるときは、その旨を特定行政庁に報告しなければならない。

第七条の四に次の一項を加える。

8 特定行政庁は、前項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、第九条第一項又は第十項の規定による命令その他必要な措置を講ずるものとする。

第七条の四の次に次の一条を加える。

第七条の四の二 前条の規定は、第七条の二第二項の規定による指定を受けた者が建築主と、株式の所有関係、親族関係その他の政令で定める特別の関係にあるものであるときは、適用しない。

第七条の五中「若しくは第二号」を「から第三号まで」に、「同項第三号」を「同項第四号」に、「から前条まで」を「第七条の二、第七条の三及び第七条の四」に改め、「第七条第四項及び第五項」の下に「これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む。」を加え、「第七条の二第一項、第五項及び第七項」を「第七条の二第一項、同条第五項及び第七項から第九項まで」に改め、同条第十二項において準用する場合を含む。、同条第十一項に、「第七条の三第一項、第四項」を「第七条の三第四項」に、「前条第一項、第三項及び第七項」を「第七条の四第一項、第三項及び第五項から第七項まで」に改める。

第七条の六第一項本文中「第十八条第十三項」を「第十八条第二十三項」に改め、同項ただし書中「二」を「いずれかに」に改める。

第十二条第五項に次の一号を加える。

四 第七十七条の三十五の五第一項の指定構造計算適合性判定機関

第十二条第六項中「第六条の二第四項」を「第六条の二第二項」に改め、「第七条第四項」の下に「同条第七項において準用する場合を含む。」を、同条第七項中「特定行政庁は、」の下に「確認その他の」を、「処分」の下に「並びに第一項及び第三項の規定による報告」を加え、「整備するものとする」を「整備し、かつ、当該台帳

(当該処分及び当該報告に関する書類で国土交通省令で定めるものを含む。次項において同じ。)を保存しなければならない」に改め、同条第八項中「前項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 特定行政庁は、国土交通省令で定めるところにより、前項の台帳の保存を電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))に係る記録媒体をいう。)に記録する方法で行わなければならない。

第十二条に次の一項を加える。

10 特定行政庁は、毎年度、第六条第一項の確認済証、第七条第五項の検査済証、同条第七項において読み替へて準用する同条第五項の完了後検査済証及び第七条の三第五項の中間検査合格証等の交付の状況を国土交通大臣に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第十五条第四項中「保管しなければならない」を「保存しなければならない」に改める。

第十八条第一項中「第十四項」を「第二十四項」に改め、同条第三項中「若しくは第二号」を「から第三号まで」に、「同項第三号」を「同項第四号」に改め、「この項」の下に「及び第十二項」を加え、「認めたときにあつてはを」を「認めたときは、」に改め、「交付し、建築基準関係規定に適合しないことを認めたとき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができ

ない正当な理由があるときにあつてはその旨及び理由を記載した通知書を当該通知をした国の機関の長等に対して」を削り、同条第十四項を同条第二十四項とし、同条第十三項本文中「第七項を」第十六項に改め、同項ただし書中「一」を「いずれかに」に改め、同項各号中「第五項」を「第十四項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十二項中「第九項を」第十九項に、「適合する」とを「適合すること」に、「第六項」を「第十五項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十一項中「第七条の三」第六項の規定により特定行政庁が指定する」を削り、「による」の下に「当該特定工程に係る」を加え、同項を同条第二十一項とし、同条第十項中「適合する」とを「適合すること」に改め、「対して」の下に「当該特定工程に係る」を加え、同項を同条第二十項とし、同条第九項中「建築物等」の下に「について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分及びその敷地」を加え、同項を同条第十九項とし、同条第八項中「ときは」の下に「その都度」を加え、同項を同条第十八項とし、同条第七項を同条第十六項とし、同項の次に次の一項を加える。 17 前三項の規定は、前項の検査済証に係る建築物が当該検査済証が交付された日から起算して二年を経過した場合について準用する。 この場合において、第十四項中「四日以内」とあるのは「十四日以内」と、第十五項中「七日以内」とあるのは「三十日以内」と、前項中「検査済証」とあるのは「完了後検査済証」と読み替えるものとする。 第十八条第六項を同条第十五項とし、同条第	五項を同条第十四項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第三項の次に次の九項を加える。 4 建築主事は、前項の場合において、第二項の通知に係る建築物の計画が第二十条第二号又は第三号に定める基準に適合するかどうかを審査するときは、都道府県知事の構造計算適合性判定を求めなければならない。 5 都道府県知事は、当該都道府県に置かれた建築主事から前項の構造計算適合性判定を求められた場合においては、当該建築主事を当該構造計算適合性判定に関する事務に従事させてはならない。 6 都道府県知事は、特別な構造方法の建築物の計画について第四項の構造計算適合性判定を行うに当たつて必要があると認めるときは、当該構造方法に係る構造計算に關して専門的な意見を有する者の意見を聴くものとする。 7 都道府県知事は、第四項の構造計算適合性判定を求められた場合においては、当該構造計算適合性判定を求められた日から十四日以内にその結果を記載した通知書を建築主事に交付しなければならない。 8 都道府県知事は、前項の場合（第二十条第二号イの構造計算が同号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定を求められた場合その他国土交通省令で定める場合に限る。）において、同項の期間内に建築主事に同項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、三十五日の範囲内において、同項の期間を延長すること	とができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に建築主事に交付しなければならない。 9 第四項の構造計算適合性判定に要する費用は、当該構造計算適合性判定を求めた建築主事が置かれた都道府県又は市町村の負担とする。 10 建築主事は、第四項の構造計算適合性判定により適合判定がされた場合に限り、第三項の確認済証を交付することができる。 11 建築主事は、第三項の場合（第二項の通知に係る建築物の計画が第二十条第二号に定める基準（同号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかを審査する場合その他国土交通省令で定める場合に限る。）において、第三項の期間内に当該通知をした国の機関の長等に同項の確認済証を交付することができない合理的な理由があるときは、三十五日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該通知をした国の機関の長等に交付しなければならない。 12 建築主事は、第三項の場合において、第二項の通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたとき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、	その旨及びその理由を記載した通知書を第三項の期間（前項の規定により第三項の期間を延長した場合にあつては、当該延長後の期間）内に当該通知をした国の機関の長等に交付しなければならない。 第一章中第十八条の次に次の三条を加える。 （指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定の実施） 第十八条の二 都道府県知事は、第七十七条の三十五の二から第七十七条の三十五の五までの規定の定めるところにより指定する者に、第六条第五項、第六条の二第三項及び前条第四項の構造計算適合性判定の全部又は一部を行わせることができる。 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者が行う構造計算適合性判定を行わないものとする。 3 第一項の規定による指定を受けた者が構造計算適合性判定を行う場合における第六条第五項及び第七項から第九項まで、第六条の二第三項から第六項まで並びに前条第四項及び第六項から第八項までの規定の適用については、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは、「第十八条の二第一項の規定による指定を受けた者」とする。 （確認審査等に関する指針等） 第十八条の三 国土交通大臣は、第六条第四項及び第十八条第三項（これらの規定を第八十七条第一項、第八十七条の二並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）に規定する審査、第六条の二第一項（第八十七条第一項、第八十七条の二並びに
---	---	--	---

官 報 (号 外)

第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認のための審査、第六條第五項、第六條の二第三項及び第十八條第四項に規定する構造計算適合性判定、第七條第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第七條の二第一項及び第十一項並びに第十八條第十五項（これらの規定を第八十七條の二並びに第八十八條第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査並びに第七條の三第四項、第七條の四第一項及び第十八條第十九項（これらの規定を第八十七條の二及び第八十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査（以下この条及び第七十七條の六十二第二項第一号において「確認審査等」という。）の公正かつ適確な実施を確保するため、確認審査等に関する指針を定めなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の指針において、建築基準関係規定に適合するかどうかについて確認すべき項目及び確認の方法を定めなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 確認審査等は、前項の規定により公表された第一項の指針に従って行わなければならない。

（苦情処理）
第十八條の四 特定行政庁は、この法律の規定により当該特定行政庁が処理する事務の実施に関する苦情の適切かつ迅速な処理を図るた

めの体制の整備及びその周知に努めなければならない。

第二十條中「積雪」を「積雪荷重」に、「次に定める」を「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」に改め、同条各号を次のように改める。

一 高さが六十メートルを超える建築物 当該建築物の安全上必要な構造方法に關して政令で定める技術的基準に適合するものであること。この場合において、その構造方法は、荷重及び外力によつて建築物の各部分に連統的に生ずる力及び変形を把握することその他の政令で定める基準に従つた構造計算によつて安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。

二 高さが六十メートル以下の建築物のうち、第六條第一項第二号に掲げる建築物（高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるものに限る。）又は同項第三号に掲げる建築物（地階を除く階数が四以上である鉄骨造の建築物、高さが二十メートルを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これらの建築物に準ずるものとして政令で定める建築物に限る。） 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

ることその他の政令で定める基準に従つた構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有すること。

ロ 前号に定める基準に適合すること。

三 高さが六十メートル以下の建築物のうち、第六條第一項第二号又は第三号に掲げる建築物その他その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）を石造、れんが造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造その他これらに類する構造とした建築物で高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるもの（前号に掲げる建築物を除く。） 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に關して政令で定める技術的基準に適合すること。この場合において、その構造方法は、構造耐力上主要な部分ごとに応力度が許容応力度を超えないことを確かめることその他の政令で定める基準に従つた構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有すること。

ロ 前二号に定める基準のいずれかに適合すること。

四 前三号に掲げる建築物以外の建築物 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に

關して政令で定める技術的基準に適合すること。

ロ 前三号に定める基準のいずれかに適合すること。

第六十八條の三第六項中「第八十七條第二項」を「これらの規定を第八十七條第二項」に改め、「これらの規定を」を削る。

第六十八條の二十第二項中「第七條第四項」の下に「（同条第七項において準用する場合を含む。）を、」第七條の二第一項の下に「若しくは第十一項」を加え、「第十八條第六項」を「第十八條第十五項」に、「第九項」を「第十九項」に改める。

第六十八條の二十六第一項、第二項及び第五項中「又は建築材料を、」建築材料又はプログラム」に改める。

第七十七條の十八第一項中「第七條の二第一項及び」の下に「第十一項並びに」を加え、「この節、第七十七條の六十二第二項及び第七章において」を削り、同条に次の一項を加える。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、業務区域を所轄する特定行政庁（都道府県知事にあつては、当該都道府県知事を除く。）の意見を聴かなければならない。

第七十七條の十九第二号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改め、同条第三号及び第四号中「二年」を「五年」に改め、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号中「二年」を「三年」に改め、同条を同条第八号とし、同条第六号中「第七條第三号又は第二十三條の四第一項第二号」を「第七條第五号

又は第二十三条の四第一項第三号に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「二年」を「五年」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 第七十七条の三十五の十四第二項の規定により第七十七条の三十五の二に規定する指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

第七十七条の十九に次の一号を加える。

十 その者の親会社等（その者の経営を實質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。以下同じ。）が前各号のいずれかに該当する者

第七十七条の二十第一号中「確認検査員（の下に「常勤の」を加え、同条第二号中「規定する」を「定めるもの」に改め、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号中「確認検査の業務以外」を「その者又はその者の親会社等が確認検査の業務以外に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号中「前号」を「前号に定めるもののほか、第二号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 その者の有する財産の評価額（その者が法人である場合にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額）が国土交通省令で定める額以上であること。

第七十七条の二十二第三項中「第七十七条の二十第一号から第三号まで」を「第七十七条の十八第三項及び第七十七条の二十第一号から第四号まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第七十七条の十八第三項中「業務区域」とあるのは、「増加しようとする業務区域」と読み替えるものとする。

第七十七条の二十四第一項中「国土交通省令で定める方法に従い」を削り、同条第四項中「第七十七条の二十四第四号」を「第七十七条の二十五第五号」に改める。

第七十七条の二十五第一項中「自己の利益のために使用しては」を「盗用しては」に改める。

第七十七条の二十九に次の一項を加える。

3 指定確認検査機関は、国土交通省令で定めるところにより、毎年度、確認検査の業務に関し事業報告書を作成し、国土交通大臣等に提出しなければならない。

第七十七条の二十九の次に次の一条を加える。

（書類の閲覧）

第七十七条の二十九の二 指定確認検査機関は、国土交通省令で定めるところにより、確認検査の業務を行う事務所に次に掲げる書類を備え置き、第六条の二第一項の規定による確認を受けようとする者その他の関係者の求めに応じ、これを閲覧させなければならない。

一 当該指定確認検査機関の業務の実績を記載した書類
二 確認検査員の氏名及び略歴を記載した書類
三 確認検査の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあつては、その内容を記載した書類

四 その他他指定確認検査機関の業務及び財務に関する書類で国土交通省令で定めるもの
第七十七条の三十に次の一項を加える。

2 国土交通大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第七十七条の三十一第二項中「前項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。

2 特定行政庁は、その指揮監督の下にある建築主事が第六条第一項の規定による確認をする権限を有する建築物の確認検査の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、指定確認検査機関の事務所に立ち入り、確認検査の業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 特定行政庁は、前項の規定による立入検査の結果、当該指定確認検査機関が、確認検査業務規程に違反する行為をし、又は確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をした事実があると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣等に報告しなければならない。

4 前項の規定による報告を受けた場合において、国土交通大臣等は、必要に応じ、第七十七条の三十五第二項の規定による確認検査の業務の全部又は一部の停止命令その他の措置を講ずるものとする。

6 国土交通大臣等又は特定行政庁は、第一項及び第二項の規定による報告を求め、又は検査若しくは質問をさせたときは、その結果の概要を公表するものとする。

第七十七条の三十二第二項中「その指揮監督の下にある建築主事が第六条第一項の規定による確認をする権限を有する建築物について」を「前条第二項に規定する建築物の確認検査の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは」に、「その確認検査を」当該確認検査に、「ため」を「ために」に改める。

第七十七条の三十五第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「第六条の二第三項」を「第六条の二第九項（これらの規定を」に、「第六項まで」を「第五項まで及び第九項（これらの規定を同条第十二項（第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）に、「第六項（第八十七条の二）を「第七項（これらの規定を第八十七条の二に改め、これらの規定を削り、第七十七

十七条の二十一第二項」を「第十八条の三第四項、第七十七條の二十一第二項に、「第七十七條の二十九」を「から第七十七條の二十九の二まで」に改め、同項第三号中「第七十七條の三十」を「第七十七條の三十第一項」に改める。

第七十七條の五十六第六項中「第一百一条」を「第一百條」に改める。

第七十七條の五十七第二項中「第七十七條の二十二」を「第七十七條の二十二（第三項後段を除く。）に、「第七十七條の二十二第三項中」を「第七十七條の二十二第三項前段中」第七十七條の十八第三項及び」に、「第三号」を「第四号」に、「第七十七條の四十六第一項、」を「第七十七

七条の四十六第一項又は「に」、「第七十七條の四十七」を「又は第七十七條の四十七」に改める。

第四章の二第四節を同章第五節とする。

第七十七條の三十七第二号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に、「もの」を「者」に改める。

第七十七條の三十八第三号中「第七十七條の二十四号」を「第七十七條の二十五号」に改める。

第七十七條の三十九第一項中「及び第九十七條の四」を「第九十七條の四及び第百條」に改める。

第七十七條の四十三第二項中「自己の利益のために使用しては」を「盗用しては」に改める。

第七十七條の五十四第二項中「第七十七條の二十二」を「第七十七條の二十二第三項後段を除く。」に、「第七十七條の二十二第三項中」を「第七十七條の二十二第三項前段中」第七十七條の十八第三項及び「に」、「第三号」を「第四号」に改める。

第四章の二第三節を同章第四節とし、同章第二節の次に次の一節を加える。

第三節 指定構造計算適合性判定機関
(指定)

第七十七條の三十五の二 第十八條の二第一項の規定による指定(以下この節において単に「指定」という。)は、構造計算適合性判定の業務を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第七十七條の三十五の三 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

い。

一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 禁錮以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

四 第七十七條の三十五第二項の規定により第七十七條の十八第一項に規定する指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

五 第七十七條の三十五の十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

六 第七十七條の六十二第二項の規定により第七十七條の五十八第一項の登録を消除され、その消除の日から起算して五年を経過しない者

七 建築士法第七條第五号又は第二十三條の四第一項第三号に該当する者

八 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から起算して三年を経過しない者

九 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

十 その者の親会社等が前各号のいずれかに該当する者

(指定の基準)

第七十七條の三十五の四 都道府県知事は、指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

い。

一 職員(第七十七條の三十五の七第一項の構造計算適合性判定員を含む。第三号において同じ。)、設備、構造計算適合性判定の業務の実施の方法その他の事項についての構造計算適合性判定の業務の実施に関する計画が、構造計算適合性判定の業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の構造計算適合性判定の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 法人にあつては役員、第七十七條の第二十五号の国土交通省令で定める構成員又は職員の構成が、法人以外の者にあつてはその者及びその職員の構成が、構造計算適合性判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 その者又はその者の親会社等が指定確認検査機関である場合には、第十八條の二第三項の規定により読み替えて適用される第六條の二第三項の規定により当該指定確認検査機関が求めなければならない構造計算適合性判定を行わないものであること。

五 前号に定めるもののほか、その者又はその者の親会社等が構造計算適合性判定の業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて構造計算適合性判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

六 前各号に定めるもののほか、構造計算適合性判定の業務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

を有するものであること。
(指定の公示等)

第七十七條の三十五の五 都道府県知事は、指定をしたときは、指定を受けた者(以下この節及び第百條において「指定構造計算適合性判定機関」という。)の名称及び住所、構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地並びに構造計算適合性判定の業務の開始の日を公示しなければならない。

2 指定構造計算適合性判定機関は、その名称若しくは住所又は構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の更新)

第七十七條の三十五の六 指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第七十七條の三十五の二から第七十七條の三十五の四までの規定は、前項の指定の更新の場合について準用する。

(構造計算適合性判定員)

第七十七條の三十五の七 指定構造計算適合性判定機関は、構造計算適合性判定を行うときは、構造計算適合性判定員に構造計算適合性判定を実施させなければならない。

2 構造計算適合性判定員は、建築に関する専

門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定構造計算適合性判定機関は、構造計算適合性判定員を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、構造計算適合性判定員が、第七十七条の三十五の九第一項の認可を受けた構造計算適合性判定業務規程に違反したとき、構造計算適合性判定の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により指定構造計算適合性判定機関が第七十七条の三十五の四第三号に掲げる基準に適合しなくなつたときは、指定構造計算適合性判定機関に対し、その構造計算適合性判定員を解任すべきことを命ずることができる。
(秘密保持義務等)

第七十七条の三十五の八 指定構造計算適合性判定機関(その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ。)及びその職員(構造計算適合性判定員を含む。次項において同じ。)並びにこれらの者であつた者は、構造計算適合性判定の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 指定構造計算適合性判定機関及びその職員で構造計算適合性判定の業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(構造計算適合性判定業務規程)

第七十七条の三十五の九 指定構造計算適合性判定機関は、構造計算適合性判定の業務に関する規程(以下この節において「構造計算適合性判定業務規程」という。)を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 構造計算適合性判定業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 都道府県知事は、第一項の認可をした構造計算適合性判定業務規程が構造計算適合性判定の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その構造計算適合性判定業務規程を変更すべきことを命ずることができる。
(帳簿の備付け等)

第七十七条の三十五の十 指定構造計算適合性判定機関は、国土交通省令で定めるところにより、構造計算適合性判定の業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定構造計算適合性判定機関は、国土交通省令で定めるところにより、構造計算適合性判定の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。
(監督命令)

第七十七条の三十五の十一 都道府県知事は、構造計算適合性判定の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定構造計算適合性判定機関に対し、構

造計算適合性判定の業務に関し監督上必要な命令をすることができる。
(報告、検査等)

第七十七条の三十五の十二 都道府県知事は、構造計算適合性判定の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定構造計算適合性判定機関に対し構造計算適合性判定の業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定構造計算適合性判定機関の事務所に立ち入り、構造計算適合性判定の業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第六十八条の二十一第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。
(構造計算適合性判定の業務の休廃止等)

第七十七条の三十五の十三 指定構造計算適合性判定機関は、都道府県知事の許可を受けなければ、構造計算適合性判定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 都道府県知事が前項の規定により構造計算適合性判定の業務の全部の廃止を許可したときは、当該許可に係る指定は、その効力を失う。

3 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。
(指定の取消し等)

第七十七条の三十五の十四 都道府県知事は、指定構造計算適合性判定機関が第七十七条の三十五の三各号(第五号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 都道府県知事は、指定構造計算適合性判定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて構造計算適合性判定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十八条の二第三項の規定により読み替えて適用される第六条第八項若しくは第九項、第六条の二第五項若しくは第六項若しくは第十八条第七項若しくは第八項の規定又は第十八条の三第四項、第七十七条の三十五の五第二項、第七十七条の三十五の七第一項から第三項まで、第七十七条の三十五の十若しくは前条第一項の規定に違反したとき。

二 第七十七条の三十五の九第一項の認可を受けた構造計算適合性判定業務規程によらないで構造計算適合性判定を行つたとき。

三 第七十七条の三十五の七第四項、第七十七条の三十五の九第三項又は第七十七条の三十五の十一の規定による命令に違反したとき。

四 第七十七条の三十五の四各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

五 構造計算適合性判定の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する構造計算適合性判定員若しくは法人にあつてはその役員が、構造計算適合性判定の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により指定を受けたとき。

3 都道府県知事は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により構造計算

適合性判定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(都道府県知事による構造計算適合性判定の実施)

第七十七条の三十五の十五 都道府県知事は、指定構造計算適合性判定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第十八条の二第二項の規定にかかわらず、当該指定構造計算適合性判定機関が休止し、停止を命じられ、又は実施することが困難となつた構造計算適合性判定の業務のうち他の指定構造計算適合性判定機関によつて行われないものを自ら行うものとする。

一 第七十七条の三十五の十三第一項の規定により構造計算適合性判定の業務の全部又は一部を休止したとき。

二 前条第二項の規定により構造計算適合性判定の業務の全部又は一部の停止を命じられたとき。

三 天災その他の事由により構造計算適合性判定の業務の全部又は一部を実施することが困難となつた場合において都道府県知事が必要があると認めるとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により構造計算適合性判定の業務を行い、又は同項の規定により行つてゐる構造計算適合性判定の業務を行わないことしようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 都道府県知事が、第一項の規定により構造計算適合性判定の業務を行うこととし、第七十七条の三十五の十三第一項の規定により構

造計算適合性判定の業務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における構造計算適合性判定の業務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

第七十七条の五十八第一項中「者は」を「者で、一級建築士として設計、工事監理等について国土交通省令で定める期間以上の実務経験を有するものは」に改める。

第七十七条の五十九第三号中「二年」を「五年」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 第七十七条の六十二第一項第四号又は第二項の規定により前条第一項の登録を消除され、その消除の日から起算して五年を経過しない者

第七十七条の五十九第六号中「二年」を「三年」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「第七号第三号」を「第七号第五号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 第七十七条の六十二第二項の規定により確認検査の業務を行うことを禁止され、その禁止の期間中に同条第一項第一号の規定により前条第一項の登録を消除され、まだその期間が経過しない者

第七十七条の六十一第一号及び第二号中「とき」を「とき」に改め、同条第三号中「第五号又は第六号」を「第六号又は第七号」に、「とき」を「とき」に改める。

第七十七条の六十二第二項中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第二号を同項第三号とし、

同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第十八条の三第四項の規定に違反して、確認審査等を実施したとき。

第七十七条の六十二に次の一項を加える。

3 国土交通大臣は、前二項の規定による処分をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第八十条の二第一号中「破産者」を「破産手続開始の決定を受けて」に改める。

第八十五条第一項中「二」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「第十四項」を「二十四項」に改める。

第八十六条の三「前条第八項」を「これらの規定を前条第八項」に改め、「これらの規定を」を削る。

第八十七条第一項中「第三項」の下に「及び第五項から第十二項まで」を、「第六条の二」の下に「(第三項から第八項までを除く。)、第六条の二の二」を加え、「及び第二号」を「から第三号まで」に、「第七条第一項及び」を「第七条第一項及び第六項並びに」に、「第五項」を「第三項まで及び第十二項から第十四項」に、「あるのは、」を「あるのは」に改め、「届け出なければならない」との下に「同条第六項中「建築主事の検査(以下「完了後検査」という。)を申請しなければならない」とあるのは「建築主事に届け出なければならない」とを加える。

第八十七条の二「第三項」の下に「及び第五項から第十二項まで」を、「第六条の二」の下に「(第三項から第八項までを除く。)、第六条の二の二」を加え、「(第一項第一号及び第二号)を

「第一項第一号から第三号まで」に、「第七条の二、第七条の三、第七条の四」を「から第七条の四の二まで」に、「第六条の三第一項第一号及び第二号」を「第六条の三第一項第一号から第三号まで」に、「第十四項」を「第四項から第十一項まで及び第二十四項」に、「二十一日」を「三十五日」に改める。

第八十八条第一項中「(第三項)の下に」及び第五項から第十二項までを、「第六条の二」の下に「(第三項から第八項までを除く。)、第六条の二の二」を加え、「(第一項第一号及び第二号)を「第一項第一号から第三号まで」に、「第七条の二、第七条の三、第七条の四」を「から第七条の四の二まで」に、「第六条の三第一項第一号及び第二号」を「第六条の三第一項第一号から第三号まで」に、「第十二条第五項から第八項」を「第十二条第五項(第四号を除く。及び第六項から第九項)に、「(第十三項)を「第四項から第十一項まで及び第二十三項」に、「次条及び」を「次条並びに」に、「第十八条第十三項」を「第十八条第二十三項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第二十条中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準」と読み替えるものとする。

第八十八条第二項中「(第三項)の下に」及び第五項から第十二項までを「第七条、第七条の二」を「(第三項から第八項までを除く。)、第六条の二の二、第七条から第七条の二の二」に、「第十二条第五項から第八項」を「第十二条第五項(第四号を除く。及び第六項から第

九項に、「第八項から第十二項まで」を「第四項から第十一項まで及び第十八項から第二十二項まで」に改め、同条第三項中「第十三条まで」を「第十一条まで、第十二条(第五項第四号及び第十項を除く。)、第十三条」に、「第十四項」を「第二十四項」に改め、同条第四項中「第十四項」を「第二十四項」に改める。

第九十条第三項中「第十四項の」を「第二十四項の」に改める。

第九十三条第二項中「若しくは第二号」を「から第三号まで」に、「同項第三号」を「同項第四号」に改める。

第九十八条から第百条までを次のように改める。

第九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項又は第十項前段(これらの規定を第八十八条第一項から第三項まで又は第九十条第三項において準用する場合を含む。)の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者

二 第二十條(第一号から第三号までに係る部分に限る。)、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十五条又は第三十五条の二の規定に違反した場合における当該建築物又は建築設備の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物又は建築設備の工事施工者)

三 第三十六条(防火壁及び防火区画の設置及び構造に係る部分に限る。)の規定に基づ

く政令の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)

四 第八十七条第三項において準用する第二十七條、第三十五条又は第三十五条の二の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

五 第八十七条第三項において準用する第三十六條(防火壁及び防火区画の設置及び構造に関して、第三十五条の規定を実施し、又は補足するために安全上及び防火上必要な技術的基準に係る部分に限る。)の規定に基づく政令の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 前項第二号又は第三号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第六條第一項(第八十七條第一項、第八十七條の二又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)、第七條の六第一項(第八十七條の二又は第八十八條第二項において準用する場合を含む。)(又は第六十八條の十九條第二項(第八十八條第一項において準用する場合を含む。))

の規定に違反した者

二 第六條第十四項(第八十七條の二又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)(又は第七條の三第六項(第八十七條の二又は第八十八條第一項において準用する場合を含む。))の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者

三 第七條第二項若しくは第三項(これらの規定を同条第七項(第八十七條の二又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。))、第八十七條の二又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)(又は第七條の三第二項若しくは第三項(これらの規定を第八十七條の二又は第八十八條第一項において準用する場合を含む。))の期限内に第七條第一項(第八十七條の二又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)(又は第七條の三第一項(第八十七條の二又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。))又は第八十八條第一項において準用する場合を含む。)(又は第八十八條第一項において準用する場合を含む。))の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者

四 第九條第十項後段(第八十八條第一項から第三項まで又は第九十条第三項において準用する場合を含む。)、第十條第二項若しくは第三項(これらの規定を第八十八條第一項又は第三項において準用する場合を含む。)(又は第十一條第一項(第八十八條第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。)(又は第九十条の二第一項の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反し

た者

五 第二十条第四号に係る部分に限る。)、第二十二條第一項、第二十三條、第二十四條、第二十五條、第二十八條第三項、第二十八條の二(第八十八條第一項において準用する場合を含む。)、第三十二條(第八十八條第一項において準用する場合を含む。)、第三十三條(第八十八條第一項において準用する場合を含む。)、第三十四條第一項(第八十八條第一項において準用する場合を含む。)、第三十四條第二項、第三十五條の三、第三十七條(第八十八條第一項において準用する場合を含む。)、第六十一条から第六十四條まで、第六十六條、第六十七條の二第一項又は第八十八條第一項において準用する第二十条の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者)

六 第三十六條(消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに煙突及び昇降機の構造に係る部分に限る。、第八十八條第一項において準用する場合を含む。))の規定に基づく政令の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者)

七 第七十七条の八第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らした者

八 第七十七条の八第二項の規定に違反して、事前に資格検定の問題を漏らし、又は不正の採点をした者

九 第七十七条の二十五第一項、第七十七条の三十五の八第一項又は第七十七条の四十三第一項(第七十七条の五十六第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者

十 第七十七条の三十五第二項の規定による確認検査の業務の停止の命令に違反した者

十一 第七十七条の六十二第二項の規定による禁止に違反して、確認検査の業務を行つた者

十二 第八十七条第三項において準用する第二十四条、第二十八条第三項又は第三十五条の三の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

十三 第八十七条第三項において準用する第三十六条(消火設備の設置及び構造に關して、第三十五条の規定を実施し、又は補足するために安全上及び防火上必要な技術的基準に係る部分に限る。)の規定に基づく政令の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 前項第五号又は第六号に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施

工者を罰するほか、当該建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。

第百条 第七十七条の十五第二項、第七十七条の三十五の十四第二項又は第七十七条の五十一第二項(第七十七条の五十六第二項において準用する場合を含む。)の規定による資格検定事務又は構造計算適合性判定、認定等若しくは性能評価の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定資格検定機関の役員若しくは職員(資格検定委員を含む。)又は指定構造計算適合性判定機関、指定認定機関若しくは指定性能評価機関(いずれもその者が法人である場合に於ては、その役員)若しくはその職員(構造計算適合性判定員、認定員及び評価員を含む。)(第百三条において「指定資格検定機関等の役員等」という。)は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百一条第一項中「五十万円」を「百万円」に改め、同項第二号から第四号までを削り、同項第五号中「第八十八条第一項」を「これらの規定を第八十八条第一項」に改め、「これらの規定を」を削り、同号を同項第二号とし、同項第六号中「第二十号(第八十八条第一項において準用する場合を含む。)、第二十一条、第二十二條第一項、第二十三条、第二十四条、第二十五条から第二十七条まで、第二十八条第一項から第三項まで、第二十八条の二(第八十八条第一項において準用する場合を含む。)、第三十一条第一項若しくは第二項、第三十二条(第八十八条第一項において準用する場合を含む。)、第三十三条

(第八十八条第一項において準用する場合を含む。)、第三十四条第一項(第八十八条第一項において準用する場合を含む。)、第三十四条第二項、第三十五条から第三十五条の三まで、第三十七條(第八十八条第一項において準用する場合を含む。))を「第二十八条第一項若しくは第二項、第三十一条に、「第四十四条」を「第四十四条第一項」に、「第六十一条から第六十四条まで、第六十六条、第六十七条の二第一項、第三項」を「第六十七条の二第三項」に改め、「工作物を削り、同号を同項第三号とし、同項第七号中「第八十八条第一項において準用する場合を含む。」を「居室の採光面積、天井及び床の高さ、床の防湿方法、階段の構造、便所の設置及び構造並びに浄化槽の構造に係る部分に限る」に改め、「工作物を削り、同号を同項第四号とし、同項第八号中「第八十八条第二項」を「これらの規定を第八十八条第二項」に改め、「これらの規定を」を削り、同号を同項第五号とし、同項第九号を同項第六号とし、同項第十号から第十二号までを三号ずつ繰り上げ、同項第十三号中「第二十四条、第二十七条」及び「若しくは第三項、第三十五条から第三十五条の三まで」を削り、同号を同項第十号とし、同項第十四号中「第三項中第四十八条第一項から第十二項まで又は第五十一条に關する部分」を「第三項において準用する第四十八条第一項から第十二項まで又は第五十一条に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十五号中「第三十六条中第二十八條第一項又は第三十五条に關する部分」を「第三十六条(居室の採光面積及び階段の構造に關して、第二十八条第一項又は第三十五条の規定

を実施し、又は補足するために安全上、防火上及び衛生上必要な技術的基準に係る部分に限る。)」の規定に基づく政令」に改め、同号を同項第十二号とし、同項に次の一号を加える。

十三 第九十条第一項(第八十七条の二又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。))の規定に違反した者

第百一条第二項中「前項第六号、第七号又は第九号」を「前項第三号、第四号又は第六号」に改め、「工作物の築造主」を削る。

第百二条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 第七條の二第九項(同条第十二項(第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)、第八十七條の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。))又は第七條の四第七項(第八十七條の二又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。))の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第百二条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第七十七條の二十九第三項の規定に違反して、事業報告書を作成せず、若しくは提出せず、又は虚偽の事業報告書を作成し、若しくは提出した者

第百二条第二号中「第七條第一項」の下に「若しくは第六項」を加え、同条第三号中「第七十七條の四十七第二項(第七十七條の五十六第二項において準用する場合を含む。))」を削り、同条第四号中「第十二條第五項」の下に「第四号を除き」を加え、「第七十七條の十三第一項」及

び「第七十七条の四十九第一項第七十七条の五十六第二項において準用する場合を含む。」を削り、同条第六号及び第七号中「第七十七条の十三第一項」を「又は」に、「又は第七十七条の四十九第一項(第七十七条の五十六第二項において準用する場合を含む。)」を「若しくは第二項」に改め、同条第八号中「第七十七条の十一」及び「又は第七十七条の四十七第二項(第七十七条の五十六第二項において準用する場合を含む。)」を削り、「違反して」を「違反して」に改め、同条第九号を削り、同条第十号を同条第九号とする。

第五十五条中「第四十三第二項」を「第四十三第二項(これらの規定を)」に改め、「これらの規定を」を削り、同条を第百六条とする。

第百四条を削る。

第百三条中「指定資格検定機関、指定認定機関及び指定性能評価機関を除く。以下この条において同じ。」を削り、同条第一号中「第九十八条」を「第九十八条第一項第一号」に改め、「違反する」の下に「特殊建築物等」を、「建築物その他」の下に「多数の者が利用するものとして」を加え、「又は当該建築物」を「をいう。以下この条において同じ。」又は「当該特殊建築物等」に、「第九十条第三項」を「これらの規定を第九十条第三項」に改め、「これらの規定を」を削り、「違反に係る部分に限る。」の下に「第九十八条(第一項第一号を除き、特殊建築物等に係る部分に限る。)」並びに「第九十九条第一項第五号、第六号、第十二号及び第十三号並びに第二項(特殊建築物等に係る部分に限る。)」を加え、同条第二号中「及び第九十九条から前条まで」を

「第九十九条第一項第一号から第四号まで、第五号及び第六号(特殊建築物等に係る部分を除く。)、第九号、第七十七条の二十五第一項に係る部分に限る。」、第十号、第十一号並びに第十二号及び第十三号(特殊建築物等に係る部分を除く。))並びに第二項(特殊建築物等に係る部分を除く。)、第百一条並びに第百二条」に改め、同条を第百四条とし、同条の次に次の一条を加える。

第百五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第六十八条の十六若しくは第六十八条の十七第一項(これらの規定を第八十八条第一項において準用する場合を含む。))又は第七十七条の六十一の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第七十七条の二十九の二の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくは関係者の求めに応じて閲覧させず、又は書類に虚偽の記載をし、若しくは虚偽の記載のある書類を関係者に閲覧させた者

第百二条の次に次の一条を加える。

第百三条 次の各号のいずれかに該当するとき、その違反行為をした指定資格検定機関等の役員等は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十二条第五項(第四号に係る部分に限る。)、第七十七条の十三第一項、第七十七条の三十五の十二第一項又は第七十七条の四十九第一項(第七十七条の五十六第二項において準用する場合を含む。))の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第七十七条の十一、第七十七条の三十五の十第一項又は第七十七条の四十七第一項(第七十七条の五十六第二項において準用する場合を含む。))の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第七十七条の十三第一項、第七十七条の三十五の十二第一項又は第七十七条の四十九第一項(第七十七条の五十六第二項において準用する場合を含む。))の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

四 第七十七条の十四第一項、第七十七条の三十五の十三第一項又は第七十七条の五十一第一項(第七十七条の五十六第二項において準用する場合を含む。))の許可を受けないで資格検定事務又は構造計算適合性判定、認定等若しくは性能評価の業務の全部を廃止したとき。

五 第七十七条の三十五の十第二項又は第七十七条の四十七第二項(第七十七条の五十六第二項において準用する場合を含む。))の規定に違反したとき。

(建築士法の一部改正)

第二条 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の二条を加える。

(使命)

第二条の二 建築士は、建築物の設計及び工事監理の知識技能の豊かな専門家として、独立

した立場において、工事の実施を行う建設業者との適切な役割分担を踏まえて、建築物の災害等に対する安全の確保及び質の向上を図り、もつて個人の生命財産の保護と社会公共福祉の増進に寄与することを使命とする。

(職責)

第二条の三 建築士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、建築物の質の向上に寄与するように、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

第七条第三号中「第十条第一項」を「第九条第一項第四号又は第十条第一項」に、「二年」を「五年」に改め、同条を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

四 この法律の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

第七条に次の一号を加える。

六 第十条第一項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に第九条第一項第一号の規定によりその免許が取り消され、まだその期間が経過しない者

第八条中「二」を「いずれかに」に、「ある」を「できる」に改め、同条第一号中「処せられた者」の下に「前条第三号に該当する者を除く。」を加え、同条第二号中「処せられた者」の下に「(前

条第四号に該当する者を除く。」を加え、同条第三号を削り、同条の次に次の一条を加える。
(建築士の死亡等の届出)

第八条の二 一級建築士、二級建築士又は木造建築士が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨を、一級建築士にあつては国土交通大臣に、二級建築士又は木造建築士にあつては免許を受けた都道府県知事に届け出なければならぬ。

- 一 死亡したとき その相続人
- 二 第七条第二号に該当するに至つたとき
- 三 第七条第三号又は第四号に該当するに至つたとき 本人

第九条を次のように改める。
(免許の取消し)

第九条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消さなければならぬ。

- 一 本人から免許の取消しの申請があつたとき
- 二 前条の規定による届出があつたとき
- 三 前条の規定による届出がなくて同条各号に掲げる場合のいずれかに該当する事実が判明したとき
- 四 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けたことが判明したとき

けたことが判明したとき。

五 第十三条の二第二項又は第二項の規定により一級建築士試験、二級建築士試験又は木造建築士試験の合格の決定を取り消されたとき。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定により免許を取り消したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第十条第一項中「二級建築士」を「国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた一級建築士又は」に、「又は木造建築士」を「若しくは木造建築士」に、「一」を「いずれかに」に、「免許を与えた国土交通大臣又は都道府県知事は、戒告を与え、」を「当該一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士に対し、戒告し、若しくは」に改め、「又は」の下に「その」を加え、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同条第三項中「(参考人の)」の下に「出頭を求め、その」を加え、同条第四項中「又は免許の取消をしよう」を「を命じ、又は免許を取り消そう」に改め、同条第五項中「第二項の規定により、」を「第三項の規定により」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による処分をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第十条の二第二項中「に規定する」を「並びに第八条の二の規定による」に改める。

第十三条の次に次の一条を加える。

(合格の取消し等)

第十三条の二 国土交通大臣は不正の手段によつて一級建築士試験を受け、又は受けようとした者に対して、都道府県知事は不正の手段によつて二級建築士試験又は木造建築士試験を受け、又は受けようとした者に対して、合格の決定を取り消し、又は当該受けようとした試験を受けることを禁止することができ

2 第十五条の二第一項に規定する中央指定試験機関にあつては前項に規定する国土交通大臣の職権を、第十五条の十七第一項に規定する都道府県指定試験機関にあつては前項に規定する都道府県知事の職権を行うことができる。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前二項の規定による処分を受けた者に対し、三年以内の期間を定めて一級建築士試験又は二級建築士試験若しくは木造建築士試験を受けることができないものとすることができる。

第十八条の見出しを「(設計及び工事監理)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「これを」を「設計に係る建築物が」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第二十条第一項中「なつ印」を「押印」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

めた場合においては、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない。

第二十一条中「鑑定及び」の下に「建築物の」を、「条例」の下に「の規定」を加え、「代理等」を「代理その他」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

第二十一条の次に次の三条を加える。
(非建築士等に対する名義貸しの禁止)

第二十一条の二 建築士は、次の各号のいずれかに該当する者に自己の名義を利用させてはならない。

- 一 第三条第一項(同条第二項の規定により適用される場合を含む。第二十六条第二項第六号から第八号までにおいて同じ。)、第三
- 二 第三条第二項(同条第二項において適用される場合を含む。第二十六条第二項第六号から第八号までにおいて同じ。)、第三
- 三 第三条第三項(同条第二項において適用される場合を含む。第二十六条第二項第六号から第八号までにおいて同じ。)、第三

第二十一条の三 建築士は、建築基準法の定め(違反行為の指示等の禁止)

る建築物に関する基準に適合しない建築物の建築その他のこの法律若しくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に違反する行為について指示をし、相談に応じ、その他これらに類する行為をしてはならない。

(信用失墜行為の禁止)

第二十一条の四 建築士は、建築士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

第二十三条第一項中「鑑定又は」の下に「建築物の」を、「条例」の下に「の規定」を加え、「行うことを業としよう」を「業として行おう」に、「この法律の定めるところにより」を「都道府県知事の」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の登録の有効期間は、登録の日から起算して五年とする。

第二十三条第三項中「求に」を「求めに」に、「行うことを業としよう」を「業として行おう」に改める。

第二十三条の四第一項第一号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同項第五号中「の要件」を「に規定する要件」に改め、同項第七号とし、同項第四号中「第一号又は第二号」を「第一号から第四号までのいずれか」に改め、同項を同項第六号とし、同項第三号中「又は成年被後見人」を削り、「前二号」を「前各号」に改め、同項を同項第五号とし、同項第二号中「二年」を「五年」に改め、「者」の下に「当該登録を取り消された者が」を加え、「取消しの日において」を「その取消しの原因となつた事実があつた日以前一年以内にその法人の」に改

め、「を含む」を削り、同項を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 第二十六条第二項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者(当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前一年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの)

第二十三条の四第一項第一号の次に次の一号を加える。

二 第七条第二号から第五号までのいずれかに該当する者

第二十三条の四第二項第一号中「第七条第三号又は第八条各号の」を「第八条各号のいずれか」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「又は成年被後見人」を削り、「前三号のいずれか」を「前号」に改め、同項を同項第二号とし、同項第五号中「第二号又は第三号」を削り、同項を同項第三号とする。

第二十三条の九中「業として他人の求」を「他人の求め」に改め、「設計等を」の下に「業として」を加え、同条を第二十三条の十とする。

第二十三条の八の見出し中「登録簿」を「登録簿等」に改め、同条中「登録簿」を「次に掲げる書類」に改め、同条に次の各号を加える。

一 登録簿

二 第二十三条の六の規定により提出された設計等の業務に関する報告書

三 その他建築士事務所に関する書類で国土交通省令で定めるもの

第二十三条の八を第二十三条の九とする。

第二十三条の七第一項中「左の各号に掲げる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項第二号中「登録の有効期間」を「第二十三条第一項の登録の有効期間」に改め、同条を第二十三条の八とする。

第二十三条の六中「次の各号」の下に「に掲げる場合」を加え、「場合においては」を「ときは」に、「掲げる」を「定める」に改め、「者は」の下に「その日(第二号の場合にあつては、その事実を知つた日)から」を、「その旨を当該」の下に「建築士事務所に係る登録をした」を加え、同条各号を次のように改める。

一 その登録に係る建築士事務所の業務を廃止したとき 建築士事務所の開設者であつた者

二 死亡したとき その相続人

三 破産手続開始の決定があつたとき その破産管財人

四 法人が合併により解散したとき その法人を代表する役員であつた者

五 法人が破産手続開始の決定又は合併以外の事由により解散したとき その清算人

第二十三条の六を第二十三条の七とする。

第二十三条の五の次に次の一条を加える。

(設計等の業務に関する報告書)

第二十三条の六 建築士事務所の開設者は、国土交通省令で定めるところにより、事業年度ごとに、次に掲げる事項を記載した設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に提出しなければならない。

一 当該事業年度における当該建築士事務所の業務の実績の概要

二 当該建築士事務所に属する建築士の氏名

三 前号の建築士の当該事業年度における業務の実績(当該建築士事務所におけるものに限り。)

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

第二十四条第一項中「一級建築士事務所」を「建築士事務所の開設者は、一級建築士事務所」に、「木造建築士事務所」を「木造建築士事務所」とに改め、「それぞれ」の下に「当該一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所を管理する」を加え、「が管理しなければ」を「置かなければ」に改め、同条第二項中「規定により」を削る。

第二十四条の五第一項中「建築主から」を削り、「受けたときは」を「受けることを内容とする契約を締結したときは、遅滞なく」に、「当該建築主」を「当該委託者」に改め、同項第一号中「その」を削り、同条第二項中「第二十条第三項」を「第二十条第四項」に改め、「建築士事務所の開設者による」を削り、「同条第三項中」を同条第四項中「建築士」とあるのは「建築士事務所の開設者」と、「建築主」とあるのは「委託者」とに改め、「通知する」との下に「文書での報告をした」とあるのは「書面を交付した」とを加え、同条を第二十四条の六とする。

第二十四条の四中「当該建築士事務所が行つた業務の実績、当該建築士事務所を管理する建築士の建築士としての実務の経験その他国土交通省令で定める事項を記載した」を「次に掲げ

るに、「建築主（建築主になろうとする者を含む。以下同じ。）」を「者」に改め、同条に次の各号を加える。

一 当該建築士事務所の業務の実績を記載した書類

二 当該建築士事務所に属する建築士の氏名及び業務の実績を記載した書類

三 設計等の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあつては、その内容を記載した書類

四 その他建築士事務所の業務及び財務に関する書類で国土交通省令で定めるもの

第二十四条の四を第二十四条の五とする。

第二十四条の三中「見易い」を「見やすい」に改め、同条を第二十四条の四とする。

第二十四条の二第二項中「その」の下に「建築士事務所」を加え、同条第二項中「定める業務に関する図書」を「定めるところにより、その建築士事務所の業務に関する図書で国土交通省令で定めるもの」に改め、同条を第二十四条の三とする。

第二十四条の次に次の一条を加える。

（名義貸しの禁止）

第二十四条の二 建築士事務所の開設者は、自己の名義をもつて、他人に建築士事務所の業務を営ませてはならない。

第二十六条第一項中「左の各号の二」を「次の各号のいずれか」に改め、同項第一号中「基いて」を「基づいて」に改め、同項第二号中「第二十三条の四第一項各号の二」を「第二十三条の四第一項第一号、第二号、第五号（同号に規定する

未成年者でその法定代理人が同項第四号に該当するものに係る部分を除く。）、第六号（法人でその役員のうちに同項第四号に該当する者のあるものに係る部分を除く。）又は第七号のいずれかに改め、同項第三号中「第二十三条の六」を「第二十三条の七」に、「の二」を「に掲げる場合のいずれか」に改め、同条第二項中「都道府県知事は、」の下に「建築士事務所につき」を加え、「対して戒告を与え、」を「対し、戒告し、若しくは」に改め、同項第一号中「第二十三条の四第二項第一号、第三号、第四号（同号に規定する法定代理人が同項第二号に該当する場合を除く。）」又は第五号（同号に規定する法人の役員が同項第二号に該当する場合を除く。）」を「第二十三条の四第二項各号のいずれか」に改め、同項第三号中「第二十四条の五までの規定」を「第二十四条の六までの規定のいずれか」に改め、同項第四号中「により懲戒の」を「による」に改め、同項第五号中「業として行つた行為により」を「業務として行つた行為を理由として」に、「により懲戒の」を「による」に改め、同項第六号中「第三条又は第三条の二」を「第三条第一項若しくは第三条の二第一項の規定又は同条第三項の規定に基づく条列」に改め、同項第七号中「業として、」三条又は第三条の二を「業務として、」第三条第一項若しくは第三条の二第一項の規定又は同条第三項の規定又は同条第三項の規定に基づく条列」に改め、同項第八号中「業として、」第三条から第三条の三までを「業務として、」第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項の規定又は第三条の二第三項（第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく条列」に改め、同項第十号中「その」の下に「建築士事務所」を加え、同条第四項中「から第五項までの規定は、」を「第四項及び第六項の規定は」に改め、「場合に」の下に「について、」同条第五項の規定は都道府県知事が第一項又は第二項の規定による処分をした場合について、それぞれを加える。

第三十五条中「二」を「いずれかに」に、「三十万円」を「百万円」に改め、同条第三号中「第三条から第三条の三まで」を「第三条第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。）、第三条の二第一項（同条第二項において準用する第三条第二項の規定により適用される場合を含む。）若しくは第三条の三第一項（同条第二項において準用する第三条第二項の規定又は第三条の二第三項（第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく条列」に改め、同条第七号中「漏らした」を「漏らし、又は不正の採点をした」に改め、同条を同条第十二号とし、同条第六号を同条第十一号とし、同条第五号中「違反した建築士事務所の開設者」を「違反した者」に改め、同条を同条第九号とし、同条の次に次の一号を加える。

十 第二十四条の二の規定に違反して、他人に建築士事務所の業務を営ませた者

第三十五条第四号の三中「第二十三条の九第一項」を「第二十三条の十第一項」に改め、同条を同条第八号とし、同条第四号の二を同条第七号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

五 第二十条第二項の規定に違反して、構造計算によつて建築物の安全性を確かめた場

合でないのに、同項の証明書を交付した者

六 第二十一条の二の規定に違反した者

第三十五条の二中「。以下同じ」を削り、「漏らした」を「漏らし、若しくは不正の採点をした」に、「三十万円」を「百万円」に改める。

第三十五条の三中「三十万円」を「百万円」に改める。

第三十五条の四を削る。

第三十六条中「二」を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第三号中「違反した者」の下に「（第三十五条第一号に該当する者を除く。）」を加え、同条を同条第九号とし、同条第二号を同条第八号とし、同条第一号の次に次の六号を加える。

二 第二十三条の六の規定に違反して、設計等の業務に関する報告書を提出せず、又は虚偽の記載をして設計等の業務に関する報告書を提出した者

三 第二十四条の三第一項の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

四 第二十四条の三第二項の規定に違反して、図書を保存しなかつた者

五 第二十四条の四の規定に違反して、標識を掲げなかつた者

六 第二十四条の五の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくは設計等を委託しようとする者の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、若しくは設計等を委託しようとする者に閲覧させた者

七 第二十四条の六第一項の規定に違反して、書面を交付せず、又は虚偽の記載のある書面を交付した者

第三十六条の二中「一」を「いずれかに」、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「違反して」を「違反して、」に改める。

第三十六条の三中「二十万円」を「三十万円」に改める。

第三十七条中「第三十五条」の下に「(第十二号を除く。)」を加える。

第三十八条を次のように改める。

第三十八条 第八条の二又は第二十三条の七の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

(建築士法の一部改正)

第三条 建築士法の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 免許(第四条―第十一条)」を「第二章 削除」に、「第三章 試験(第十二条―第十七条)」を「第三章の二 登録(第十七条の二―第十七条の九)」に、「第四章 業務(第十八条―第二十七条)」を「第五章 建築士事務所(第二十三条―第二十七条)」を「第五章 建築士法人(第二十七条の二―第二十七条の二七七)」に、「第五章の二 建築士事務所業務の適正な運営等を図ることを目的とする団体の指定(第二十七条の二―第二十七条の五)」を「第五章の三 監督(第二十七条の二―第二十七条の四 日本建築士連合会(第二

十八―第二十七条の三三三)の三三三―第二十七条の四四八)に、第二十七条の四四九―第二十七条の五五四)」に、

「第三十八条」を「第三十九条」に改める。

第二条の三の次に次の二条を加える。

(建築士の資格)

第二条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、当該各号に定める建築士となる資格を有する。

一 国土交通大臣の行う一級建築士試験に合格した者 一級建築士

二 都道府県知事の行う二級建築士試験に合格した者 二級建築士

三 都道府県知事の行う木造建築士試験に合格した者 木造建築士

四 外国の建築士免許を受けた者で、国土交通大臣が一級建築士と同等以上の資格を有すると認めたもの 一級建築士

五 外国の建築士免許を受けた者で、都道府県知事が二級建築士と同等以上の資格を有すると認めたもの 二級建築士

六 外国の建築士免許を受けた者で、都道府県知事が木造建築士と同等以上の資格を有すると認めたもの 木造建築士

(欠格事由)

第二条の五 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、一級建築士、二級建築士又は木造建築士となる資格を有しない。

一 未成年者

二 成年被後見人又は被保佐人

三 破産者で復権を得ないもの

四 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五 この法律の規定に違反して、又は建築物の建築に關し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

六 公務員で懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から五年を経過しない者

七 第十七条の六第一項の規定により登録の取消しの処分を受け、当該処分の日から五年を経過しない者

八 第二十七条の二十九の規定により業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から五年を経過しない者

第二章を次のように改める。

第二章 削除

第四条から第十一条まで 削除

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二 登録

(登録)

第十七条の二 建築士となる資格を有する者が、建築士となるには、建築士名簿に、住所、氏名、生年月日、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別、事務所の名称及び所在地その他日本建築士連合会の会則で定める事項の登録を受けなければならない。

2 建築士名簿は、日本建築士連合会に備える。

3 建築士名簿の登録は、日本建築士連合会が行う。

(登録の申請及び決定)

第十七条の三 前条第一項の規定による登録を受けようとする者は、建築士となる資格を有することを証する書類を添えて、日本建築士連合会に対し、その事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている建築士会を経由して、登録の申請をしなければならない。

2 日本建築士連合会は、前項の規定による登録の申請を受けた場合において、当該申請者が建築士となる資格を有し、かつ、次の各号に該当しない者であると認めたときは建築士名簿に登録し、当該申請者が建築士となる資格を有せず、又は次の各号のいずれかに該当する者であると認めたときは登録を拒否しなければならない。この場合において、登録を拒否しようとするときは、第二十七条の五十四に規定する資格審査会の議決に基づいてしなければならない。

一 一身の故障により建築士の業務を行うことができない者

二 建築士の信用又は品位を害するおそれがある者その他建築士の職責に照らし建築士としての適格性を欠く者

3 日本建築士連合会は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えなければならない。

4 日本建築士連合会は、第二項の規定により登録をしたときは当該申請者に建築士証票を交付し、同項の規定により登録を拒否したと

きはその旨及びその理由を当該申請者に書面により通知しなければならない。

(登録を拒否された場合等の審査請求)

第十七条の四 前条第二項の規定により登録を拒否された者は、当該処分不服があるときは、国土交通大臣に対して行政不服審査法による審査請求をすることができる。

2 前条第一項の規定による登録の申請をした者は、当該申請をした日から三月を経過しても当該申請に対して何らの処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、国土交通大臣に対して前項の審査請求をすることができる。この場合においては、審査請求があつた日に日本建築士連合会が同条第二項の規定により当該登録を拒否したものとみなす。

3 前二項の規定による審査請求が理由があるときは、国土交通大臣は、日本建築士連合会に対して相当の処分をすべき旨を命じなければならない。

(変更登録)

第十七条の五 建築士は、第十七条の二第一項の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく、所属建築士会を経由して、日本建築士連合会に変更の登録を申請しなければならない。

(登録の取消し)

第十七条の六 日本建築士連合会は、建築士の登録を受けた者が、偽りその他不正の手段により当該登録を受けたことが判明したときは、当該登録を取り消さなければならない。

2 日本建築士連合会は、前項の規定により登

録を取り消したときは、その旨及びその理由を当該処分を受ける者に書面により通知しなければならない。

3 第十七条の三第二項後段並びに第十七条の四第一項及び第三項の規定は、第一項の規定による登録の取消しに準用する。

(登録の抹消)

第十七条の七 日本建築士連合会は、建築士の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を抹消しなければならない。

一 第二条の五第二号から第六号まで又は第八号に掲げる事由のいずれかに該当するに至つたとき。

二 その業を廃止しようとする旨の届出があつたとき。

三 死亡したとき。

四 前条第一項の規定による登録の取消しの処分を受けたとき。

2 日本建築士連合会は、建築士の登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を抹消することができる。

一 引き続き二年以上建築士の業務を行わな

いとき。

二 心身の故障により建築士の業務を行うことができないとき。

3 第十七条の三第二項後段、第十七条の四第一項及び第三項並びに前条第二項の規定は、前項の規定による登録の抹消に準用する。

(建築士証票の返還)

第十七条の八 建築士の登録が抹消されたときは、その者、その法定代理人又はその相続人

は、遅滞なく、建築士証票を日本建築士連合会に返還しなければならない。建築士が第二十七条の二十九の規定により業務の停止の処分を受けた場合においても、また同様とする。

2 日本建築士連合会は、前項後段の規定に該当する建築士が、建築士の業務を行うことができることとなつたときは、その申請により、建築士証票をその者に再交付しなければならない。

(登録の細目)

第十七条の九 この法律に定めるもののほか、登録の申請、登録の取消し、登録の抹消、建築士名簿、建築士証票その他登録に関し必要な事項は、日本建築士連合会の会則で定める。

第二十二條第二項中「国土交通大臣及び都道府県知事」を「建築士会」に改める。

第四章の二を削る。

第五章の章名を削る。

第二十三條を次のように改める。

(建築士事務所)

第二十三條 建築士(建築士の使用人である建築士又は建築士法人の社員若しくは使用人である建築士(第三項において「使用人である建築士等」という。)を除く。次項及び次条から第二十五条までにおいて同じ。)は、その業務

を行うための事務所を設けなければならない。

2 建築士は、前項の事務所を二以上設けては

ならない。

3 使用人である建築士等は、その業務を行う

ための事務所を設けてはならない。

第二十三條の二から第二十三條の十までの規定を削る。

第二十四條を次のように改める。

(建築士事務所の届出)

第二十四條 建築士が建築士事務所を設け、又はこれを移転したときは、直ちに、所属建築士会及び日本建築士連合会に届け出なければならない。

第二十四條の二から第二十五条までの規定中「建築士事務所の開設者」を「建築士」に改める。

第二十六條を次のように改める。

(秘密を守る義務)

第二十六條 建築士は、正当な事由がなく、その業務上取り扱つた事項について知り得た秘密を漏らしてはならない。建築士でなくなつた後も、また同様とする。

第二十六條の二を削る。

第二十七條を次のように改める。

(会則を守る義務)

第二十七條 建築士は、所属建築士会及び日本建築士連合会の会則を守らなければならない。

第五章の二を削り、第二十七條の次に次の四

章を加える。

第五章 建築士法人

(設立等)

第二十七條の二 建築士は、この章の定めるところにより、設計、工事監理及び第二十一条に規定する業務を行うことを目的とする法人(以下「建築士法人」という。)を設立することができる。

2 第二条の二の規定は、建築士法人について準用する。

(名称)

第二十七条の三 建築士法人は、その名称中に一級建築士法人、二級建築士法人又は木造建築士法人という文字を使用しなければならない。

(社員の資格)

第二十七条の四 建築士法人の社員は、建築士でなければならない。

2 一級建築士法人、二級建築士法人又は木造建築士法人の社員のうち少なくとも一人は、それぞれ一級建築士、二級建築士又は木造建築士でなければならない。

3 次に掲げる者は、社員となることができない。

一 第二十七条の二十九の規定により業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者

二 第二十七条の三十の規定により建築士法人が解散又は業務の全部の停止の処分を受けた場合において、その処分を受けた日から三十日以内にその社員であつた者でその処分を受けた日から五年(業務の全部の停止の処分を受けた場合にあつては、当該業務の全部の停止の期間)を経過しないもの

(業務の範囲)

第二十七条の五 建築士法人は、設計、工事監理及び第二十一条に規定する業務を行うほか、定款で定めるところにより、法令等に基づき建築士が行うことができるものとして国土交通省令で定める業務の全部又は一部を行

うことができる。

(登記)

第二十七条の六 建築士法人は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(設立の手続)

第二十七条の七 建築士法人を設立するには、その社員になろうとする建築士が、定款を定めなければならない。

2 会社法(平成十七年法律第八十六号)第三十条第一項の規定は、建築士法人の定款について準用する。

3 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 建築士事務所の所在地

四 所属建築士会

五 社員の氏名、住所、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及び所属建築士会

六 社員の出資に関する事項

七 業務の執行に関する事項

(成立の時期)

第二十七条の八 建築士法人は、その主たる建築士事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

(成立の届出)

第二十七条の九 建築士法人は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を所属

建築士会及び日本建築士連合会に届け出なければならない。

(定款の変更)

第二十七条の十 建築士法人は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の同意によつて、定款の変更をすることができる。

2 建築士法人は、定款を変更したときは、変更の日から二週間以内に、変更に係る事項を所属建築士会及び日本建築士連合会に届け出なければならない。

(業務の執行)

第二十七条の十一 建築士法人の社員は、定款で別段の定めがある場合を除き、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負う。

(法人の代表)

第二十七条の十二 建築士法人の業務を執行する社員は、各自建築士法人を代表する。

2 前項の規定は、定款又は総社員の同意によつて、業務を執行する社員中特に建築士法人を代表すべき社員を定めることを妨げない。

3 建築士法人を代表する社員は、建築士法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の実行をする権限を有する。

4 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(指定社員)

第二十七条の十三 建築士法人は、特定の業務について、その業務を担当する社員を指定することができる。

2 前項の規定による指定がされた業務(以下「特定業務」という。)については、指定を受けた社員(以下「指定社員」という。)のみが業務

を執行する権利を有し、義務を負う。

3 特定業務については、前条の規定にかかわらず、指定社員のみが建築士法人を代表する。

4 建築士法人は、第一項の規定による指定をしたときは、特定業務の依頼者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

5 依頼者は、その依頼に係る業務について、建築士法人に対して、相当の期間を定め、その期間内に第一項の規定による指定をするかどうかを明らかにすることを求めることができる。この場合において、建築士法人が、その期間内に前項の通知をしないときは、建築士法人は、その後において、指定をすることができない。ただし、依頼者の同意を得て指定をすることを妨げない。

6 特定業務について、委任事務の終了前に指定社員が欠けたときは、建築士法人は、新たな指定をしなければならない。その指定がされなかつたときは、全社員を指定したものとみなす。

7 社員が一人の建築士法人が、業務の依頼を受けたときは、その社員を指定したものとみなす。

(社員の責任)

第二十七条の十四 建築士法人の財産をもつてその債務を完済することができないときは、各社員は、連帯してその弁済の責めに任ずる。

2 建築士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときも、前項と同様とする。

3 前項の規定は、社員が建築士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、適用しない。

4 前条第一項の規定による指定がされ、同条第四項の規定による通知がされている場合（同条第六項又は第七項の規定により指定したものとみなされる場合を含む。）において、特定業務に関し依頼者に対して負担することとなつた建築士法人の債務をその建築士法人の財産をもつて完済することができないときは、第一項の規定にかかわらず、指定社員（指定社員であつた者を含む。以下この条において同じ。）が、連帯してその弁済の責めに任ずる。ただし、脱退した指定社員が脱退後の事由により生じた債務であることを証明した場合は、この限りでない。

5 前項の場合において、特定業務に関し依頼者に生じた債権に基づく建築士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときは、指定社員が、建築士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明した場合を除き、同項と同様とする。

6 第四項の場合において、指定を受けていない社員が指定の前後を問わず特定業務に係る業務に関与したときは、当該社員は、その関与に当たり注意を怠らなかつたことを証明した場合を除き、指定社員が前二項の規定により負う責任と同一の責任を負う。建築士法人を脱退した後も同様とする。

7 会社法第六百二十二条の規定は、建築士法人の社員の脱退について準用する。ただし、第四項の場合において、特定業務に関し依頼者

に対して負担することとなつた建築士法人の債務については、この限りでない。

（社員であると誤認させる行為をした者の責任）

第二十七条の十五 社員でない者が自己を社員であると誤認させる行為をしたときは、当該社員でない者は、その誤認に基づいて建築士法人と取引をした者に対し、社員と同一の責任を負う。

（社員の常駐）

第二十七条の十六 建築士法人は、その建築士事務所、当該建築士事務所が存在する地域の建築士会の会員である社員を常駐させなければならない。

（他の建築士法人への加入の禁止等）

第二十七条の十七 建築士法人の社員は、他の建築士法人の社員となつてはならない。

2 建築士法人の社員は、他の社員の承諾がなければ、自己又は第三者のために、その建築士法人の業務の範囲に属する業務を行つてはならない。ただし、法令により官公署の委嘱した事項を行うときは、この限りでない。

3 建築士法人の社員が前項の規定に違反して自己又は第三者のためにその建築士法人の業務の範囲に属する業務を行つたときは、当該業務によつて当該社員又は第三者が得た利益の額は、建築士法人に生じた損害の額と推定する。

（建築士の義務等の規定の準用）

第二十七条の十八 第二十三条第一項、第二十四条から第二十四条の六まで及び第二十七条の規定は、建築士法人について準用する。

（法定脱退）

第二十七条の十九 建築士法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。

- 一 建築士の登録の抹消
- 二 定款に定める理由の発生
- 三 総社員の同意
- 四 第二十七条の四第三項各号のいずれかに該当することとなつたこと。
- 五 除名

（解散）

第二十七条の二十 建築士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。

- 一 定款に定める理由の発生
- 二 総社員の同意
- 三 他の建築士法人との合併
- 四 破産手続開始の決定
- 五 解散を命ずる裁判
- 六 第二十七条の三十第一項第三号の規定による解散の処分
- 七 社員の欠亡

2 建築士法人は、前項第三号及び第六号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を所属建築士会及び日本建築士連合会に届け出なければならない。

（建築士法人の継続）

第二十七条の二十一 清算人は、社員の死亡により前条第一項第七号に該当するに至つた場合に限る、当該社員の相続人（第二十七条の二十七第二項において準用する会社法第六百七十五条において準用する同法第六百八条第五項の規定により社員の権利を行使する者が

定められている場合にはその者）の同意を得て、新たに社員を加えて建築士法人を継続することができる。

（解散を命ずる裁判）

第二十七条の二十二 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号口に係る部分に限る。）の規定は建築士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八條第一項、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における建築士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七条第一項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替へるものとする。

2 会社法第八百三十三條第二項、第八百三十四條（第二十一号に係る部分に限る。）、第八

百三十五条第一項、第八百三十七條、第八百三十八條、第八百四十六條及び第九百三十七條第一項(第一号りに係る部分に限る。)の規定は、建築士法人の解散の訴えについて準用する。この場合において、同項中「本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十七條第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替へるものとする。

(清算)

第二十七條の二十三 建築士法人の清算人は、建築士でなければならない。

2 清算人は、清算が終了したときは、清算終了の登記後速やかに、登記事項証明書を添えて、その旨を当該建築士法人の所属建築士会及び日本建築士連合会に届け出なければならない。

(合併)

第二十七條の二十四 建築士法人は、総社員の同意があるときは、他の建築士法人と合併することができる。

2 合併は、合併後存続する建築士法人又は合併により設立する建築士法人が、その主たる建築士事務所所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。

3 建築士法人は、合併したときは、合併の日から二週間以内に、登記事項証明書(合併により設立する建築士法人にあつては、登記事項証明書及び定款の写し)を添えて、その旨を所属建築士会及び日本建築士連合会に届け

出なければならない。

4 合併後存続する建築士法人又は合併により設立する建築士法人は、当該合併により消滅する建築士法人の権利義務を承継する。

(債権者の異議等)

第二十七條の二十五 合併をする建築士法人の債権者は、当該建築士法人に対し、合併について異議を述べることができる。

2 合併をする建築士法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

ただし、第三号の期間は、一月を下ることができない。

一 合併をする旨

二 合併により消滅する建築士法人及び合併後存続する建築士法人又は合併により設立する建築士法人の名称及び主たる事務所の所在地

三 債権者が一定の期間内に異議を述べることができ旨

3 前項の規定にかかわらず、合併をする建築士法人が同項の規定による公告を、官報のほか、第六項において準用する会社法第九百三十九條第一項の規定による定款の定めに従い、同項第二号又は第三号に掲げる方法によりするときは、前項の規定による各別の催告は、することを要しない。

4 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べなかつたときは、当該債権者は、当該合併について承認をしたものとみなす。

5 債権者が第二項第三号の期間内に異議を述べたときは、合併をする建築士法人は、当該

債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等(信託会社及び信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)をいう。)に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

6 会社法第九百三十九條第一項(第二号及び第三号に係る部分に限る。)及び第三項、第九百四十條第一項(第三号に係る部分に限る。)及び第三項、第九百四十一條、第九百四十六條、第九百四十七條、第九百五十一條第二項、第九百五十三條並びに第九百五十五條の規定は、建築士法人が第二項の規定による公告をする場合について準用する。この場合において、同法第九百三十九條第一項及び第三項中「公告方法」とあるのは「合併の公告の方法」と、同法第九百四十六條第三項中「商号」とあるのは「名称」と読み替へるものとする。

(合併の無効の訴え)

第二十七條の二十六 会社法第八百二十八條第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)及び第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。)、第八百三十四條第七号及び第八号に係る部分に限る。、第八百三十五條第一項、第八百三十六條第二項及び第三項、第八百三十七條から第八百三十九條まで、第八百四十三條(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。並びに第八百四十六條

の規定は建築士法人の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第五項、第八百七十条(第十五号に係る部分に限る。)、第八百七十一条本文、第八百七十二條第四号に係る部分に限る。、第八百七十三條本文、第八百七十五條及び第八百七十六條の規定はこの条において準用する同法第八百四十三條第四項の申立てについて、それぞれ準用する。

(民法及び会社法の準用等)

第二十七條の二十七 民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十条並びに会社法第六百六條、第六百十四條から第六百十九條まで、第六百二十一條及び第六百二十二條の規定は建築士法人について、民法第五十五條並びに会社法第五百八十一條、第五百八十二條、第五百八十五條第一項及び第四項、第五百八十六條、第五百九十三條、第五百九十五條、第五百九十六條、第六百一十一條、第六百五十五條、第六百六條、第六百九十一條及び第二項、第六百六十一條(第一項ただし書を除く。並びに第六百六十三條の規定は建築士法人の社員について、同法第八百五十九條から第八百六十二條までの規定は建築士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百六十三條中「商号」とあるのは「名称」と、同法第六百六十五條第一項、第六百六十七條第一項及び第二項並びに第六百六十八條第一項第二号中「法務省令」とあるのは「国土交通省令」と、同法第八百五十九條第二号中「第五百九十四條第一項(第五百九十八條第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは

「建築士法(昭和二十四年法律第二百五号)第二十七條の十七第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

2 民法第八十二条、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項及び第四十条並びに会社法第六百四十四条(第三号を除く。)、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項(同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。)、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十三条まで、第六百七十五条、第六百六十三条、第六百六十四条、第六百六十八條第一項、第六百六十九条、第六百七十条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)、第六百七十一条、第六百七十二條(第四号に係る部分に限る。)、第六百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)、第六百七十五条並びに第六百七十六条の規定は、建築士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「建築士法第二十七條の二十第一項第三号」と、同法第六百四十七條第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「建築士法第二十七條の二十第一項第五号から第七号まで」と、同法第六百六十八條第一項及び第六百六十九條中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「建築士法第二十七條の二十第一項第一号又は第二号」と、同法第六百五

十八條第一項及び第六百六十九條中「法務省令」とあるのは「国土交通省令」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九條第一項」とあるのは「建築士法第二十七條の二十五第六項において準用する第九百三十九條第一項」と、同法第六百七十三條第一項中「第五百八十条」とあるのは「建築士法第二十七條の十四」と読み替えるものとする。

3 会社法第八百二十八條第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十四條(第一号に係る部分に限る。)、第八百三十五條第一項、第八百三十七條から第八百三十九條まで並びに第八百四十六條の規定は、建築士法人の設立の無効の訴えについて準用する。

4 建築士法人の解散及び清算を監督する裁判所は、建築士法人を監督する都道府県知事に對し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

5 前項に規定する都道府県知事は、同項に規定する裁判所に對し、意見を述べることができ

6 破産法(平成十六年法律第七十五号)第十六條の規定の適用については、建築士法人は、合名会社とみなす。

第五章の二 監督 (立入検査)

第二十七條の二十八 国土交通大臣又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、日没から日出までの時間を除き、当該職員又は吏員に建築士又は建築士法人の事務所に立ち入り、その業務に関する帳簿及び関係書類(こ

れらの作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を検査させることができる。

2 前項の場合においては、国土交通大臣又は都道府県知事は、当該職員又は吏員にその身分を証明する証票を携帯させなければならぬ。

3 当該職員又は吏員は、第一項の立入検査をする場合においては、その身分を証明する証票を関係者に呈示しなければならない。

4 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(建築士に対する懲戒)

第二十七條の二十九 建築士が、この法律若しくはこれに基づく命令その他国土交通大臣又は都道府県知事の処分違反したとき又は建築士たるにふさわしくない重大な非行があつたときは、国土交通大臣又は都道府県知事は、当該建築士に對し、次に掲げる処分をすることができ

- 一 戒告
- 二 一年以内の業務の停止
- 三 業務の禁止

(建築士法人に対する懲戒)

第二十七條の三十 建築士法人が、この法律又はこの法律に基づく命令その他都道府県知事の処分違反したとき又は運営が著しく不当と認められるときは、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事は、当該建築士法人に對し、次に掲げる処分をすることがで

きる。

- 一 戒告
- 二 一年以内の業務の全部又は一部の停止
- 三 解散

2 建築士法人が、この法律又はこの法律に基づく命令その他都道府県知事の処分違反したとき又は運営が著しく不当と認められるときは、その従たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事は、当該建築士法人に對し、次に掲げる処分をすることができ

一 戒告

二 当該都道府県の区域内にある当該建築士法人の事務所について一年以内の業務の全部又は一部の停止

3 都道府県知事は、前二項の規定による処分を行ったときは、国土交通省令で定めるところにより、当該建築士法人の他の事務所の所在地を管轄する都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による処分の手続に付された建築士法人は、清算が終了した後は、当該手続が終了するまで、なお存続するものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定は、これらの項の規定により建築士法人を処分する場合において、当該建築士法人の社員につき前条に該当する事実があるときは、その社員である建築士に對し、懲戒処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。

(懲戒の手續)

第二十七条の三十一 何人も、建築士又は建築士法人について第二十七条の二十九又は前条第一項若しくは第二項に該当する事実があると思料するときは、当該建築士、国土交通大臣又は当該建築士法人の事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該事実を通知し、適当な措置をとることを求めることができる。

2 前項の規定による通知があつたときは、同項の国土交通大臣又は都道府県知事は、通知された事実について必要な調査をしなければならない。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第二十七条の二十九第二号又は前条第一項第二号若しくは第二項第二号の処分をしようとするときは、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

4 前項に規定する処分又は第二十七条の二十九第三号若しくは前条第一項第三号の処分に係る行政手続法第十五条第一項の通知は、聴聞の期日の一週間前までにしなければならない。

5 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。
(登録の抹消の制限等)

第二十七条の三十二 国土交通大臣又は都道府県知事は、建築士に対し第二十七条の二十九第二号又は第三号に掲げる処分をしようとする場合においては、行政手続法第十五条第一

項の通知を発送し、又は同条第三項前段の掲示をした後直ちに日本建築士連合会にその旨を通知しなければならない。

2 日本建築士連合会は、建築士について前項の通知を受けた場合においては、都道府県知事から第二十七条の二十九第二号又は第三号に掲げる処分の手続が終了した旨の通知を受けるまでは、当該建築士について第十七条の七条第一項第二号又は第二項各号の規定による登録の抹消をすることができない。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第二十七条の二十九又は第二十七条の三十の規定により処分をしたときは、遅滞なく、その旨を官報又は当該都道府県の公報をもつて公告しなければならない。

第五章の三 建築士会

(目的及び法人格)

第二十七条の三十三 建築士会は、建築士及び建築士法人の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、建築士及び建築士法人の事務の改善進歩を図るため、建築士及び建築士法人の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

2 建築士会は、法人とする。

(設立の基準となる区域)

第二十七条の三十四 建築士は、都道府県の区域ごとに、一個の建築士会を設立しなければならない。

(会則)

第二十七条の三十五 建築士会は、都道府県知事の認可を受けて、会則を定めなければならない。

2 建築士会の会則には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 名称及び事務所の所在地
- 二 会長、副会長その他の会の機関の選任、構成及び職務権限に関する規定
- 三 入会及び退会に関する規定
- 四 会議に関する規定
- 五 会員の品位保持に関する規定
- 六 官公署その他に対する建築士の推薦に関する規定
- 七 会員の業務に関する紛議の調停に関する規定

規定

八 建議及び答申に関する規定

九 会費に関する規定

十 会計及び資産に関する規定

十一 その他重要な会務に関する規定

3 前項に掲げる事項を変更するときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。ただし、建築士会の事務所の所在地その他の国土交通省令で定める事項に係る会則の変更については、この限りでない。

(登記)

第二十七条の三十六 建築士会は、その所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

2 建築士会の設立の登記には、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 名称
- 二 事務所の所在場所
- 三 会長及び副会長の氏名及び住所
- 四 第二十七条の四十六第三項において準用する第二十七条の二十五第二項の公告を時

事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法によりする旨の会則の定めがあるときは、その定め

五 第二十七条の四十六第三項において準用する第二十七条の二十五第二項の公告を電子公告(会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。イにおいて同じ。)によりする旨の会則の定めがあるときは、その定め及び次に掲げる事項

イ 電子公告により公告すべき内容である情報について不特定多数の者がその提供を受けるために必要な事項であつて国土交通省令で定めるもの

ロ 第二十七条の四十六第三項において準用する第二十七条の二十五第六項において準用する会社法第九百三十九条第三項後段の規定による会則の定めがあるときは、その定め

3 建築士会が解散したときは、二週間以内に解散の登記をしなければならない。

4 第二項に掲げる事項に変更を生じたときは、二週間以内に變更の登記をしなければならない。

5 建築士会において登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

6 この法律に規定するものの外、建築士会の登記の手續に關して必要な事項は、政令で定める。

(会長及び副会長)

第二十七条の三十七 建築士会の代表者は、会長とする。

官 報 (号 外)

2 会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、副会長がこの法律及び会則に規定する会長の職務を行う。 (建築士の入会及び退会) 第二十七条の三十八 建築士は、第二十七条の三	4 建築士法人は、第二項の規定により、新たに建築士会に入会したときは、入会の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を当該建築士会及び日本建築士連合会に届け出なければならない。 5 建築士法人は、第三項の規定により、所属建築士会を退会したときは、退会の日から二週間以内に、その旨を当該建築士会及び日本建築士連合会に届け出なければならない。 (総会) 第二十七条の四十 建築士会は、毎年定期総会を開かなければならない。 2 建築士会は、必要と認める場合には、臨時総会を開くことができる。 (総会の決議等の報告) 第二十七条の四十一 建築士会は、総会の決議並びに役員の就任及び退任を日本建築士連合会に報告しなければならない。 (総会の決議を必要とする事項) 第二十七条の四十二 建築士会の会則の変更、予算及び決算は、総会の決議によらなければならない。 (総会の決議の取消) 第二十七条の四十三 建築士会の総会の決議が公益を害するときその他法令又はその建築士会若しくは日本建築士連合会の会則に違反するときは、日本建築士連合会は、その決議を取り消すことができる。 (紛議の調停) 第二十七条の四十四 建築士会は、建築士又は建築士法人の業務に関する紛議につき、建築士、建築士法人又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。 (答申及び建議) 第二十七条の四十五 建築士会は、日本建築士連合会から諮問又は協議を受けた事項につき答申をしなければならない。 2 建築士会は、建築士及び建築士法人の業務又は制度について、官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。 (合併及び解散) 第二十七条の四十六 二以上の都道府県の廃止及びそれらの区域の全部による一の都道府県の設置又は都道府県の廃止及びその区域の全部の他の一の都道府県の区域への編入のため、その区域内に在る建築士会が合併し又は解散する必要があるときは、その建築士会は、総会の決議により合併し又は解散する。 2 合併後存続する建築士会又は合併により設立する建築士会は、当該合併により消滅する建築士会の権利義務を承継する。 3 第二十七条の二十五の規定は、建築士会が合併をする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「定款」とあるのは「会則」と、同条第六項中「同法第九百三十九条第一項及び第三項」とあるのは「同法第九百三十九条第一項中「定款」とあるのは「会則」と、同項及び同条第三項」と読み替えるものとする。 4 民法第七十三条から第七十六条まで、第七十八條から第八十条まで及び第八十二条並びに民法施行法(明治三十一年法律第十一号)第二十七条の規定は、建築士会が解散した場合について準用する。	5 建築士会が合併したときは、合併により解散する建築士会に所属した建築士又は建築士法人は、当然、合併後存続し又は合併により設立する建築士会の会員となる。 (国土交通大臣等に対する報告義務) 第二十七条の四十七 建築士会は、所属の会員が、この法律又はこの法律に基づく命令に違反すると思料するときは、その旨を、国土交通大臣又はその建築士会の事務所の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。 (注意勧告) 第二十七条の四十八 建築士会は、所属の会員がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反するおそれがあると認めるときは、会則の定めるところにより、当該会員に対して、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。 第五章の四 日本建築士連合会 (設立、目的及び法人格) 第二十七条の四十九 全国の建築士会は、日本建築士連合会を設立しなければならない。 2 日本建築士連合会は、建築士及び建築士法人の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、建築士及び建築士法人の事務の改善進歩を図るため、建築士、建築士法人及び建築士会の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。 3 日本建築士連合会は、法人とする。 第二十七条の五十 日本建築士連合会は、国土
2 建築士は、他の都道府県の区域内に事務所を移転したときは、その移転があつたときに、当然、従前の建築士会を退会し、当該都道府県の区域に設立されている建築士会の会員となる。 3 建築士は、第二十七条の七第一項各号のいずれかに該当するに至つたとき又は同条第二項の規定により登録を抹消されたときは、その時に、当然、その所属建築士会を退会する。 (建築士法人の入会及び退会) 第二十七条の三十九 建築士法人は、その成立の時に、主たる建築士事務所の所在する地域の建築士会の会員となる。 2 建築士法人は、所属建築士会の地域外に建築士事務所を設け、又は移転したときは、建築士事務所の新所在地においてその旨の登記をした時に、当該建築士事務所の所在する地域の建築士会の会員となる。 3 建築士法人は、その建築士事務所の移転又は廃止により、所属建築士会の地域内に建築士事務所を有しないこととなつたときは、旧所在地においてその旨の登記をした時に、当該建築士会を退会するものとする。	2 建築士会は、必要と認める場合には、臨時総会を開くことができる。 (総会の決議等の報告) 第二十七条の四十一 建築士会は、総会の決議並びに役員の就任及び退任を日本建築士連合会に報告しなければならない。 (総会の決議を必要とする事項) 第二十七条の四十二 建築士会の会則の変更、予算及び決算は、総会の決議によらなければならない。 (総会の決議の取消) 第二十七条の四十三 建築士会の総会の決議が公益を害するときその他法令又はその建築士会若しくは日本建築士連合会の会則に違反するときは、日本建築士連合会は、その決議を取り消すことができる。 (紛議の調停) 第二十七条の四十四 建築士会は、建築士又は建築士法人の業務に関する紛議につき、建築士、建築士法人又は当事者その他関係人の請求により調停をすることができる。 (答申及び建議) 第二十七条の四十五 建築士会は、日本建築士連合会から諮問又は協議を受けた事項につき答申をしなければならない。 2 建築士会は、建築士及び建築士法人の業務又は制度について、官公署に建議し、又はその諮問に答申することができる。 (合併及び解散) 第二十七条の四十六 二以上の都道府県の廃止及びそれらの区域の全部による一の都道府県の設置又は都道府県の廃止及びその区域の全部の他の一の都道府県の区域への編入のため、その区域内に在る建築士会が合併し又は解散する必要があるときは、その建築士会は、総会の決議により合併し又は解散する。 2 合併後存続する建築士会又は合併により設立する建築士会は、当該合併により消滅する建築士会の権利義務を承継する。 3 第二十七条の二十五の規定は、建築士会が合併をする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「定款」とあるのは「会則」と、同条第六項中「同法第九百三十九条第一項及び第三項」とあるのは「同法第九百三十九条第一項中「定款」とあるのは「会則」と、同項及び同条第三項」と読み替えるものとする。 4 民法第七十三条から第七十六条まで、第七十八條から第八十条まで及び第八十二条並びに民法施行法(明治三十一年法律第十一号)第二十七条の規定は、建築士会が解散した場合について準用する。	5 建築士会が合併したときは、合併により解散する建築士会に所属した建築士又は建築士法人は、当然、合併後存続し又は合併により設立する建築士会の会員となる。 (国土交通大臣等に対する報告義務) 第二十七条の四十七 建築士会は、所属の会員が、この法律又はこの法律に基づく命令に違反すると思料するときは、その旨を、国土交通大臣又はその建築士会の事務所の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。 (注意勧告) 第二十七条の四十八 建築士会は、所属の会員がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反するおそれがあると認めるときは、会則の定めるところにより、当該会員に対して、注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。 第五章の四 日本建築士連合会 (設立、目的及び法人格) 第二十七条の四十九 全国の建築士会は、日本建築士連合会を設立しなければならない。 2 日本建築士連合会は、建築士及び建築士法人の使命及び職務にかんがみ、その品位を保持し、建築士及び建築士法人の事務の改善進歩を図るため、建築士、建築士法人及び建築士会の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。 3 日本建築士連合会は、法人とする。 第二十七条の五十 日本建築士連合会は、国土

交通大臣の認可を受けて、会則を定めなければならない。

2 日本建築士連合会の会則には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 第二十七条の三十五第二項第一号から第六号まで及び第八号から第十号までに掲げる事項

二 建築士名簿の登録に関する規定

三 資格審査会に関する規定

四 その他重要な会務に関する規定

3 前項に掲げる事項を変更するときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。ただし、日本建築士連合会の事務所の所在地その他の国土交通省令で定める事項に係る会則の変更については、この限りでない。

(会員)

第二十七条の五十一 建築士、建築士法人及び建築士会は、当然、日本建築士連合会の会員となる。

(調査の依頼)

第二十七条の五十二 日本建築士連合会は、建築士、建築士法人及び建築士会の指導及び連絡に関する事務について、官公署その他に必要な調査を依頼することができる。

(準用規定)

第二十七条の五十三 第二十七条の三十六、第二十七条の三十七、第二十七条の四十、第二十七条の四十二及び第二十七条の四十五第二項の規定は、日本建築士連合会に準用する。
(資格審査会)
第二十七条の五十四 日本建築士連合会に、資格審査会を置く。

2 資格審査会は、日本建築士連合会の請求により、第十七条の三第二項の規定による登録の拒否、第十七条の六第一項の規定による登録の取消し又は第十七条の七第二項の規定による登録の抹消について必要な審査を行うものとする。

3 資格審査会は、会長及び委員四人をもつて組織する。

4 会長は、日本建築士連合会の会長をもつて充てる。

5 委員は、会長が、国土交通大臣の承認を受けて、建築士及び学識経験者のうちから委嘱する。

6 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に規定するもののほか、資格審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第三十四条の二の見出しを「(名称の使用禁止)」に改め、同条に次の一項を加える。

4 建築士法人でない者は、建築士法人又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。
第三十四条の二の次に次の二条を加える。

(監督)

第三十四条の二の二 都道府県知事は建築士会につき、国土交通大臣は日本建築士連合会につき、必要があると認めるときは、報告を求め、又はその行う業務について勧告することができる。

(国土交通省令への委任)

第三十四条の二の三 この法律に定めるものの

ほか、建築士又は建築士法人の業務執行、建築士会及び日本建築士連合会に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

第三十四条の四「第十条の二及び」を削る。

第三十五条第一号中「免許」を「登録」に改め、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号を削り、同条第五号を同条第三号とし、同条第六号を同条第四号とし、同条第七号から第九号までを削り、同条第十号を同条第五号とし、同条第十一号を削り、同条第十二号を同条第六号とする。

第三十五条の三の次に次の二条を加える。

第三十五条の四 建築士となる資格を有しない者が、日本建築士連合会にその資格につき虚偽の申告をして、建築士名簿に登録をさせたときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条の五 第二十六条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第三十六条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第七号までを二号ずつ繰り上げ、同条第八号中「第二十六条の二第一項」を「第二十七条の二十八第一項」に改め、同条を同条第六号とし、同条第九号を同条第七号とする。

第三十六条の三を次のように改める。

第三十六条の三 第二十七条の二十五第六項(第二十七条の四十六第三項において準用する場合を含む。)において準用する会社法第九

百五十五条第一項の規定に違反して、同項に規定する調査記録簿等に同項に規定する電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は当該調査記録簿等を保存しなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十七条中「(第十二号を除く。）」又は第三十六条を「(第十号を除く。）」第三十六条又は前条に改める。

第三十八条を次のように改める。

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

一 第二十七条の二十五第六項(第二十七条の四十六第三項において準用する場合を含む。次号において同じ。))において準用する会社法第九百四十六第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 正当な理由がないのに、第二十七条の二十五第六項において準用する会社法第九百五十一条第二項各号又は第九百五十五条第二項各号に掲げる請求を拒んだ者

本則に次の一条を加える。

第三十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、建築士法人の社員又は清算人は三十万円以下の過料に処する。

一 この法律に基づく政令の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

二 第二十七条の二十五第二項又は第五項の規定に違反して合併をしたとき。

三 第二十七条の二十五第六項において準用

する会社法第九百四十一条の規定に違反して同条の調査を求めなかつたとき。

四 定款又は第二十七条の二十七第一項において準用する会社法第六百十五条第一項の会計帳簿若しくは第二十七条の二十七第一項において準用する同法第六百十七条第一項若しくは第二項の貸借対照表に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたとき。

五 第二十七条の二十七第二項において準用する会社法第六百五十六条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

六 第二十七条の二十七第二項において準用する会社法第六百六十四条の規定に違反して財産を分配したとき。

七 第二十七条の二十七第二項において準用する会社法第六百七十条第二項又は第五項の規定に違反して財産を処分したとき。

(建設業法の一部改正)

第四条 建設業法(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条の七」を「第二十四条の九」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。

(広告)

第十八条の二 建設業者は、住宅(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第二条第一項に規定する住宅をいう。以下同じ。)を新築する建設工事に関する広告をするときは、国土交通省令で定める

ところにより、次の各号に掲げる事項を表示しなければならない。

一 請け負うこととなる住宅を完成すべき責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置で国土交通省令で定めるものを講ずるかどうかの別

二 請け負うこととなる住宅について、住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する住宅性能評価を行うかどうかの別

三 請け負うこととなる住宅について、住宅の品質確保の促進等に関する法律第九十四条第一項に規定する瑕疵を担保すべき責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置で国土交通省令で定めるものを講ずるかどうかの別

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

2 建設業者は、前項第一号から第三号までに掲げる事項については、国土交通省令に定めるところにより、国土交通大臣の指定する日本工業規格に適合する文字で表示しなければならない。

第十九条第一項中「前条」を「第十八条」に改め、同項中第十一号を第十六号とし、第十号を第十五号とし、第九号を第十一号とし、同号の次に次の三号を加える。

十二 当該住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書の有無
十三 当該住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律第九十四条第一項に規定す

る瑕疵を担保すべき責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置で国土交通省令で定めるものの有無及びその措置について定めをするときは、その内容

十四 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容(前号に掲げるものを除く。)

第十九条第一項中第八号を第十号とし、第七号の三を第九号とし、第七号の二を第八号とする。

第二十条第三項中「行なう」を「行う」に、「第十一号」を「第十六号」に改める。

第二十四条の七の次に次の二条を加える。
第二十四条の八 前条第一項の特定建設業者は、建設工事が完成したときは、速やかに施工体制台帳の写しを発注者に交付しなければならない。

(元請負人の書面の交付)
第二十四条の九 元請負人(第二十四条の七第一項の特定建設業者を除く。)は、建設工事が完成したときは、当該建設工事を行った下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設請負工事の内容及び工期その他の国土交通省令に定める事項を記載した書面を作成し、速やかに発注者に交付しなければならない。

第四十五条第一項中「経営状況分析の業務に従事する登録経営状況分析機関の役員又は職員(次項及び第三項において「登録経営状況分析機関の役員等」という。)」を「登録経営状況分析機関(その者が法人である場合にあつては、その

役員)又はその職員で経営状況分析の業務に従事するもの」に改め、同条第二項中「登録経営状況分析機関の役員等」を「前項に規定する者」に改め、同条第三項中「登録経営状況分析機関の役員等」を「第一項に規定する者」に改める。

第四十八条中「五十万円」を「百万円」に改める。
第四十九条中「指定試験機関、指定資格者証交付機関又は登録経営状況分析機関の役員又は職員」を「(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員、指定試験機関若しくは指定資格者証交付機関の役員若しくは職員又は登録経営状況分析機関(その者が法人である場合にあつては、その役員)若しくはその職員(第五十一条において「登録講習実施機関等の役員等」という。))」に、「五十万円」を「百万円」に改める。

第五十条第一項中「五十万円」を「百万円」に改める。
第五十一条中「登録講習実施機関、指定試験機関、指定資格者証交付機関又は登録経営状況分析機関の役員又は職員」を「登録講習実施機関等の役員等」に、「三十万円」を「五十万円」に改める。

第五十二条中「五十万円」を「百万円」に改める。
第五十二条の次に次の一条を加える。
第五十二条の二 第十八条の二の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条中「第四十七条、第五十条又は前条」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に対して」とを「対して当該各号に定める罰金刑

に改める。

第五十二条の次に次の一条を加える。

第五十二条の二 第十八条の二の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第五十三条中「第四十七条、第五十条又は前条」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に対して」とを「対して当該各号に定める罰金刑

を、その人に対して」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 第四十七条 一億円以下の罰金刑
- 二 第五十条、第五十二条又は前条 各本条の罰金刑

(宅地建物取引業法の一部改正)

第五十条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一条の次に次の一条を加える。

(広告)

第三十一条の二 宅地建物取引業者は、宅地又は建物の売買又は交換に関する広告をするときは、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を表示しなければならない。

- 一 当該宅地の所在、地番その他当該宅地を特定するために必要な表示又は当該建物の所在、種類、構造その他当該建物特定するために必要な表示
- 二 代金又は交換差金の額並びにその支払の時期及び方法
- 三 宅地又は建物の引渡しの時期
- 四 当該建物が新築住宅(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第二条第二項に規定する新築住宅をいう。以下同じ。)であるときは、次の事項
- イ 当該新築住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書及び同条第三項に規定する建設住宅性能評価書の有無
- ロ 当該新築住宅に係る住宅の品質確保の

促進等に関する法律第九十五条第一項に規定する瑕疵を担保すべき責任の履行に

関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置で国土交通省令で定めるものの有無

五 当該宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任を負うときは、その旨(前号ロに掲げるものを除く。)

六 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

2 宅地建物取引業者は、前項第四号に掲げる事項については、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の指定する日本工業規格に適合する文字で表示しなければならない。

第三十五条第一項中第十二号を第十六号とし、第十一号を第十二号とし、同号の次に次の三号を加える。

- 十三 当該新築住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書及び同条第三項に規定する建設住宅性能評価書の有無
- 十四 当該新築住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律第九十五条第一項に規定する瑕疵を担保すべき責任の履行に關して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置で国土交通省令で定めるものの有無及びその措置を講ずる場合におけるその措置の概要
- 十五 当該宅地又は建物の瑕疵を担保すべき責任の履行に關して保証保険契約の締結その他の措置で国土交通省令で定めるものの有無

無及びその措置を講ずる場合におけるその措置の概要(前号に掲げるものを除く。)

第三十五条第一項中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の二を第六号とし、同条第二項中「各号」を削る。

第三十七条第一項中「みずから」を「自ら」に改め、「各号」を削り、同項第十二号を同項第十四号とし、同項第十一号中「又は」を「若しくは」に改め、「責任」の下に「又は当該責任の履行に關して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置」を、「内容」の下に「(前号に掲げるものを除く。)」を加え、同号を同項第十三号とし、同項第十号の次に次の二号を加える。

十一 当該新築住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第一項に規定する設計住宅性能評価書及び同条第三項に規定する建設住宅性能評価書の有無

十二 当該新築住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律第九十五条第一項に規定する瑕疵を担保すべき責任の履行に關して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置で国土交通省令で定めるものの有無及びその措置についての定めがあるときは、その内容

第三十七条第二項中「各号」を削る。
第四十七条中「各号」を削り、同条第一号中「重要な」を「宅地若しくは建物の売買、交換若しくは賃借の契約の締結について勧誘をするに際し、又はその契約の申込みの撤回若しくは解除若しくは宅地建物取引業に関する取引により生じた債権の行使を妨げるため、次のいずれ

かに該当する」に改め、同号に次のように加える。

- イ 第三十五条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項
- ロ 第三十五条の二各号に掲げる事項

ハ 第三十七条第一項各号又は第二項各号(第一号を除く。)に掲げる事項

二 イからハまでに掲げるもののほか、宅地若しくは建物の所在、規模、形状、現在若しくは将来の利用の制限、環境、交通等の利便、代金、借賃等の対価の額若しくは支払方法その他の取引条件又は当該宅地建物取引業者若しくは取引の関係者の資力若しくは信用に関する事項であつて、宅地建物取引業者の相手方等の判断に重要な影響を及ぼすこととなるもの

第四十七条第三号中「手附」を「手付け」に改める。

第七十九条中「二」を「いずれかに」に、「百万円」を「三百万円」に改める。

第七十九条の次に次の一条を加える。

第七十九条の二 第四十七条の規定に違反して同条第一号に掲げる行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第八十条中「同条第一号又は第二号」を「同条第二号」に、「五十万円」を「百万円」に改める。

第八十条の二中「三十万円」を「百万円」に改める。

第八十条の三「又は登録講習機関の役員又は職員」を「役員若しくは職員又は登録講習機関(その者が法人である場合に於ては、その

役員若しくはその職員(第八十三条の二において「指定試験機関等の役員等」という。)に、「三十万円」を「百万円」に改める。

第八十一条中「第二十五条第五項(第二十六条第二項において準用する場合を含む。)、第三十二条及び第四十四条の規定に違反した者並びに第四十七条の規定に違反して同条第三号に掲げる行為をした」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「三十万円」を「百万円」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 第二十五条第五項(第二十六条第二項において準用する場合を含む。)、第三十二条又は第四十四条の規定に違反した者
- 二 第四十七条の規定に違反して同条第三号に掲げる行為をした者

第八十二条中「一」を「いずれかに」に、「三十万円」を「百万円」に改める。

第八十三条第一項中「三十万円」を「五十万円」に改め、同項第一号の次に次の一号を加える。

- 一の二 第三十一条の二の規定に違反した者
- 第八十三条の二中「指定試験機関又は登録講習機関の役員又は職員」を「指定試験機関等の役員等」に、「三十万円」を「五十万円」に改める。

第八十四条中「第七十九条、第八十条及び第八十一条から第八十三条まで(同条第一項第三号を除く。)」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に対しても」を「に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

- 一 第七十九条又は第七十九条の二 一億円以下の罰金刑
- 二 第八十条又は第八十一条から第八十三条

まで(同条第一項第三号を除く。)、各本条の罰金刑

(マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正)

第六条 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成十二年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第百三条第一項中「国土交通省令で定めるもの」の下に「並びに当該建物の設計を行った建築士又は建築士事務所、当該建物の工事監理をした建築士又は建築士事務所並びに当該建築物を建築した建設業者の氏名、名称及び商号その他の国土交通省令で定める事項を記載した書面」を加える。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に定める規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四条(第二十四条の七の次に二条を加える改正規定を除く。)、第五条、第六条並びに附則第五条第一項、第六条、第八条及び第十三条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 二 次条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 第三条の規定 別に法律で定める日(準備行為)

第二条 第一条の規定による改正後の建築基準法(以下「新基準法」という。)(第十八条の二第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続そ

の他の行為は、この法律の施行前においても、新基準法第七十七条の三十五の二から第七十七条の三十五の四まで、第七十七条の三十五の五第一項並びに第七十七条の三十五の九第一項及び第二項の規定の例により行うことができる。

2 新基準法第二十条又は同条に基づく命令の規定に基づき国土交通大臣がする認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新基準法第六十八条の二十六の規定の例により行うことができる。

(建築基準法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 新基準法第六十四条(新基準法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)、第六十六条の二又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)、第三項から第八項まで若しくは同条第九項から第十一項まで(これらの規定を新基準法第八十七条第一項、第八十七條の二又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)、第六項の二又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)、第六項の二又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)、第七項第六項若しくは第七項(これらの規定を新基準法第八十七條第一項、第八十七條の二又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)、第七項第六項若しくは第七項(これらの規定を新基準法第八十七條第一項、第八十七條の二又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)、第七項第六項若しくは第七項(これらの規定を新基準法第八十七條第一項、第八十七條の二又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。))を含む。)、第七項の二第一項、第五項から第七項

まで、第十一項及び第十二項(これらの規定を新基準法第八十七條の二又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)、第七條の二の二(新基準法第八十七條の二又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)、第七條の三(第三項及び第七項を除き、新基準法第八十七條の二又は第八十八條第一項において準用する場合を含む。)、第七條の四(第二項及び第六項から第八項までを除き、新基準法第八十七條の二又は第八十八條第一項において準用する場合を含む。)、第七條の四の二(新基準法第八十七條の二又は第八十八條第一項において準用する場合を含む。)、又は第八十八條第三項若しくは第十二項(これらの規定を新基準法第八十七條第一項、第八十七條の二又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)、第十八條第四項から第十一項まで若しくは同条第十八條から第二十二項まで(これらの規定を新基準法第八十七條の二又は第八十八條第一項において準用する場合を含む。))の規定は、この法律の施行の日以後に新基準法第六條第一項若しくは第六條の二第一項(これらの規定を新基準法第八十七條第一項、第八十七條の二又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。))の規定による確認の申請又は新基準法第十八條第二項(新基準法第八十七條第一項、第八十七條の二又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。))の規定による通知がされた建築物、建築設備又は工作物について適用し、この法律の施行前に第一条の規定による改正前の建築基準法(以下「旧基準

法」という。第六条第一項若しくは第六条の二第一項（これらの規定を旧基準法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は旧基準法第十八条第二項（旧基準法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知がされた建築物、建築設備又は工作物については、なお従前の例による。

この法律の施行の際現に旧基準法第六条の二
第二項（旧基準法第八十七条第一項、第八十七
条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項に
おいて準用する場合を含む。次項において同
じ。）若しくは第七条の二第二項（旧基準法第八
十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二
項において準用する場合を含む。次項において
同じ。）の規定による指定を受けている者は新基
準法第六条の二第二項（新基準法第八十七条第
一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若
しくは第三項において準用する場合を含む。）又
は第七条の二第二項（新基準法第八十七条の二
又は第八十八条第一項若しくは第二項において
準用する場合を含む。）の規定による指定を受け
た者と、旧基準法第七十七条の五十八第一項の
登録を受けている者は新基準法第七十七条の五
十八第一項の登録を受けた者とみなす。

この法律の施行の際現に旧基準法第六条の二
第一項又は第七條の二第一項の規定による指定
を受けている者に対する新基準法第七十七條の
三十五第一項又は第二項の規定による指定の取
消しその他の監督上の処分に関しては、この法

律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

4 新基準法第六條の三第一項第四号を除き
新基準法第八十七條第一項、第八十七條の二又は第八十八條第一項において準用する場合を含む。及び第七條の五（新基準法第八十七條の二又は第八十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日以後新基準法第六條第一項又は第六條の二第一項の規定による確認の申請がされた建築物、建築設備又は工作物について適用し、この法律の施行前に旧基準法第六條第一項又は第六條の二第一項の規定による確認の申請がされた建築物、建築設備又は工作物については、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現に旧基準法第七條の三第一項（旧基準法第八十七條の二又は第八十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき旧基準法第二條第三十二号に規定する特定行政庁が指定している特定工程（新基準法第七條の三第一項第一号の政令で定める工程に該当するものを除く。）は、新基準法第七條の三第一項第二号の規定に基づき新基準法第二條第三十三号に規定する特定行政庁が指定した工程とみなす。

6 この法律の施行の際現に旧基準法第七條の三第六項(旧基準法第八十七條の二又は第八十八條第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき旧基準法第二條第三十二号に規定する特定行政庁が指定している特定工程後の工程(新基準法第七條の三第六項(新基準法第八十七條の二又は第八十八條第一項において準用する場合を含む。))の政令で定める特定工程後の工程

に該当するものを除く。）は、新基準法第七条の
 第三六項（新基準法第八七条の二又は第八十八
 条第一項において準用する場合を含む。）の規
 定に基づき新基準法第二条第三十三号に規定す
 る特定行政庁が指定した特定工程後の工程とみ
 なす。

7 新基準法第十二条第七項から第九項まで（これらの規定を新基準法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日以後にされた新基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定による処分並びに新基準法第十二条第一項及び第三項の規定による報告について適用し、旧基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定による処分並びに旧基準法第十二条第一項及び第三項の規定による報告については、なお従前の例による。

8 この法律の施行前にされた申請に係る新基準法第七十七条の十八第一項に規定する指定又は新基準法第七十七条の二十二第一項の認可については、新基準法第七十七条の十八第三項(新基準法第七十七条の二十二第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

9 この法律の施行の際現に旧基準法第七十七条の五十八第一項の登録を受けている者に対する新基準法第七十七条の六十二第一項又は第二項の規定による登録の消除その他の監督上の処分に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

10 新基準法第七十七條の五十八第一項の規定は、この法律の施行の日以後建築基準適合判定資格者検定に合格した者について適用し、この法律の施行前に建築基準適合判定資格者検定に

合格した者については、なお従前の例による。

11 この法律の施行前にされた旧基準法第七十七
条の六十二第一項又は第二項の規定による処分
については、新基準法第七十七条の六十二第三
項の規定は、適用しない。

(建築士法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の建築士法（以下「旧建築士法」という。）第四条の免許を受けている者は第二条の規定による改正後の建築士法（以下「新建築士法」という。）第四条の免許を受けた者と、旧建築士法第二十三条第一項の登録を受けている者は新建築士法第二十三条第一項の登録を受けた者とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧建築士法第四条の免許を受けている者に対する新建築士法第九条第一項若しくは第十条第一項の規定による免許の取消しその他の監督上の処分又はこの法律の施行の際現に旧建築士法第二十三条第一項の登録を受けている者に対する新建築士法第二十六条第一項若しくは第二項の規定による登録の取消しその他の監督上の処分に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にされた旧建築士法第九
条、第十条第一項又は第二十六条第一項若しくは
第二項の規定による処分については、新建築
士法第九条第二項又は第十条第五項（新建築
士法第二十六条第四項において準用する場合を
含む。）の規定は、適用しない。

4 新建築士法第二十三条の六の規定は、この法律の施行の日以後に開始する事業年度に係る設計等の業務に関する報告書について適用する。

官 報 (号 外)

(建設業法の一部改正に伴う経過措置) 第五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に第四条の規定による改正前の建設業法第三条第一項の許可を受けている者に対する許可の取消しその他の監督上の処分に関しては、同号に掲げる規定の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。 2 第四条の規定による改正後の建設業法第二十四条の八及び第二十四条の九の規定は、この法律の施行前に完成した建設工事については、適用しない。 (宅地建物取引業法の一部改正に伴う経過措置) 第六条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に第五条の規定による改正前の宅地建物取引業法第三条第一項の免許を受けている者に対する免許の取消しその他の監督上の処分に関しては、同号に掲げる規定の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。 (マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置) 第七条 第六条の規定による改正後のマンションの管理の適正化の推進に関する法律第百三条第一項の規定は、この法律の施行の日以後建設工事が完了した建物の分譲について適用し、この法律の施行前に建設工事が完了した建物の分譲については、なお従前の例による。 (政令への委任) 第八条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律(第三条を除く。)の施行に関し	て必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 (別に定める経過措置等) 第九条 第三条の規定の施行に関し必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。 (検討) 第十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条、第二条、第四条、第五条及び第六条の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (浄化槽法の一部改正) 第十一条 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。 第二条第十二号中「第二条第三十二号本文」を「第二条第三十三号本文」に改める。 (特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正) 第十二条 次に掲げる法律の規定中「第二条第三十二号」を「第二条第三十三号」に改める。 一 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第七条 二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第百	十六条第一項 (都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の一部改正) 第十三条 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)の一部を次のように改正する。 第二条のうち、建築基準法第六十八条の三に二項を加える改正規定中「第八十七条第二項」を「これらの規定を第八十七条第二項」に改め、「これらの規定を」を削り、同法第一百一条の改正規定中「第百一条第一項第八号、第十三号及び第十四号」を「第百一条第一項第五号、第十号及び第十一号」に改める。 (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正) 第十四条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第 号)の一部を次のように改正する。 第十七条第六項中「第十八条第三項」の下に「及び第十二項」を加える。	に違反する建築物の設計者等に対する罰則の強化、建築士が構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合における証明書の交付等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。 居住者・利用者等の立場に立つた建築物の安全性の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案(長妻昭君外四名提出)に関する報告書 一 議案の目的及び要旨 本案は、居住者・利用者等の立場に立つた建築物の安全性の確保等を図るため、設計と施工の分離、建物の瑕疵担保責任に関する情報の提供の充実、建築士会への加入の強制による建築士の資質の向上及び業務の改善、都道府県知事による構造計算適合性判定の実施、建築物の構造耐力に関する建築基準法の規定に違反する建築物の設計者等に対する罰則の強化、建築士が構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合における証明書の交付等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。 1 建築基準法の一部改正 (一) 建築主事等は、一定の建築物に係る確認申請を受理した際に都道府県知事による構造計算適合性判定を求めなければならないこと。 (二) 建築主は、建築物の建築等の工事におい
---	--	--	--

て、特定の工事が終了する都度、建築主事の検査を申請しなければならないこと。

(三) 指定確認検査機関は、株式の所有等特別の関係がある建築主については、確認検査ができないこと。

(四) 構造耐力に関する規定等に違反した建築物の設計者等に対する罰則を強化すること。

2 建築士法の一部改正

(一) 建築士となる資格を有する者が建築士となるには、日本建築士連合会による建築士名簿への登録を受けなければならないこと。

(二) 建築士会及び日本建築士連合会を法人として設立し、建築士及び建築士法人は建築士会の、建築士、建築士法人及び建築士会は日本建築士連合会の会員となること。

(三) 非建築士等に自己の名義を利用させた建築士等に対する罰則の追加等罰則を強化すること。

3 建設業法の一部改正

広告及び契約の締結に際し交付すべき書面に、住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する瑕疵を担保すべき責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結の有無等を記載しなければならないこと。

4 宅地建物取引業法の一部改正

(一) 広告、契約の締結に際し交付すべき書面等に、住宅の品質確保の促進等に関する法

律に規定する瑕疵を担保すべき責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結の有無等を記載しなければならないこと。

(二) 相手方の判断に重要な影響を及ぼす事項の不実告知等に対する罰則の強化等を行うこと。

5 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の否決理由

居住者・利用者等の立場に立った建築物の安全性の確保等を図るため、設計と施工の分離、建築物の瑕疵担保責任に関する情報の提供の充実、建築士会への加入の強制による建築士の資質の向上及び業務の改善、都道府県知事による構造計算適合性判定の実施、建築物の構造耐力に関する建築基準法の規定に違反する建築物の設計者等に対する罰則の強化、建築士が構造計算によつて建築物の安全性を確かめた場合における証明書の交付等の措置を講じようとする本案は、妥当でないものと認め、否決すべきものと議決した次第である。

平成十八年五月二十四日

国土交通委員長 林 幹雄
衆議院議長 河野 洋平殿

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十八年三月三十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律

(建築基準法の一部改正)

第一条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十八条」を「第十八条の三」に、

第三節 指定認定機関等(第七十七條の三十六、四節 指定性能評価機関等(第七十七條の五十六、第七十七條の五十七)を「第三節 指定構造計算適合性判定機関(第七十七條の三十五、四節 指定性能評価機関等(第七十七條の三十六、第七十七條の五十六、第七十七條の五十七)」に、

「第二」第七十七條の三十五の十五)に、

「条」を「第六條」に改める。

第二条第三十二号ただし書を次のように改める。

ただし、第九十七條の二第二項又は第九十七條の三第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

第二条第三十二号を第三十三号とし、第三十一号の次に次の一号を加える。

三十二 プログラム 電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。

第五条の四第一項中「第三条から第三条の三まで」を「第三条第一項(同条第二項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)、第三条の二第二項(同条第二項において準用する同法第三条第二項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)、若しくは第三条の三第一項(同条第二項において準用する同法第三条第二項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)」に規定する建築物又は同法第三条の二第三項(同法第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。))の規定に基づく条例に改め、同条第二項中「第三条から第三条の三まで」を「第三条第一項、第三条の二第二項若しくは第三条の三第一項に規定する建築士又は同法第三条の二第三項(同法第三条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。))の規定に基づく条例」に改める。

第六条第三項中「第三条から第三条の三まで」を「第三条第一項、第三条の二第二項若しくは第三条の三第一項の規定又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例」に改め、同条第四項中「二十一日」を「三十五日」に改め、同条第七項中「及び第五項」を「並びに第十二項及び第十三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第

六項を同条第十四項とし、同条第五項中「前項」を「第四項」に改め、「係る」の下に「建築物の」を加え、「期限」を「期間(前項の規定により第四項の期間を延長した場合にあつては、当該延長後の期間)」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第四項の次に次の八項を加える。

5 建築主事は、前項の場合において、申請に係る建築物の計画が第二十条第二号又は第三号に定める基準(同条第二号イ又は第三号イの政令で定める基準に従つた構造計算で、同条第二号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同条第三号イに規定するプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。次条第三項及び第十八条第四項において同じ。)に適合するかどうかを審査するときは、都道府県知事の構造計算適合性判定(第二十条第二号イ又は第三号イの構造計算が同条第二号イに規定する方法若しくはプログラム又は同条第三号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであるかどうかの判定をいう。以下同じ。)を求めなければならない。

6 都道府県知事は、当該都道府県に置かれた建築主事から前項の構造計算適合性判定を求められた場合においては、当該建築主事を当該構造計算適合性判定に関する事務に従事させてはならない。

7 都道府県知事は、特別な構造方法の建築物

の計画について第五項の構造計算適合性判定を行うに当たつて必要があると認めるときは、当該構造方法に係る構造計算に関して専門的な識見を有する者の意見を聴くものとする。

8 都道府県知事は、第五項の構造計算適合性判定を求められた場合においては、当該構造計算適合性判定を求められた日から十四日以内にその結果を記載した通知書を建築主事に交付しなければならない。

9 都道府県知事は、前項の場合(第二十条第二号イの構造計算が同号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定を求められた場合その他国土交通省令で定める場合に限る。)において、同項の期間内に建築主事に同項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、三十五日の範囲内において、同項の期間を延長することができ、この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に建築主事に交付しなければならない。

10 第五項の構造計算適合性判定に要する費用は、当該構造計算適合性判定を求めた建築主事が置かれた都道府県又は市町村の負担とする。

11 建築主事は、第五項の構造計算適合性判定により当該建築物の構造計算が第二十条第二

号イに規定する方法若しくはプログラム又は同条第三号イに規定するプログラムにより適正に行われたものであると判定された場合(次条第八項及び第十八条第十項において「適合判定がされた場合」という。)に限り、第一項の規定による確認をすることができる。

12 建築主事は、第四項の場合(申請に係る建築物の計画が第二十条第二号に定める基準(同号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同号イに規定する方法によるものによつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。)に適合するかどうかを審査する場合その他国土交通省令で定める場合に限る。)において、同項の期間内に当該申請者に第一項の確認済証を交付することができない合理的な理由があるときは、三十五日の範囲内において、第四項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に当該申請者に交付しなければならない。

第六条の二第一項中「第三条から第三条の三まで」を「第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項の規定又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例」に改め、同条第五項を同条第十二項とし、同条第四項中「報告」を「確認審査報告書の提出」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第三項中「確認済証」の下に

「又は前項の通知書」を、「したときは」の下に「、国土交通省令で定める期間内に」を加え、「その交付」を「確認審査報告書を作成し、当該確認済証又は当該通知書の交付」に、「その旨」を「これ」に、「報告しなければ」を「提出しなければ」に改め、同項を同条第十項とし、同条第二項の次に次の七項を加える。

3 第一項の規定による指定を受けた者は、同項の規定による確認の申請を受けた場合において、申請に係る建築物の計画が第二十条第二号又は第三号に定める基準に適合するかどうかを審査するときは、都道府県知事の構造計算適合性判定を求めなければならない。

4 都道府県知事は、特別な構造方法の建築物の計画について前項の構造計算適合性判定を行うに当たつて必要があると認めるときは、当該構造方法に係る構造計算に関して専門的な識見を有する者の意見を聴くものとする。

5 都道府県知事は、第三項の構造計算適合性判定を求められた場合においては、当該構造計算適合性判定を求められた日から十四日以内にその結果を記載した通知書を第一項の規定による指定を受けた者に交付しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の場合(第二十条第二号イの構造計算が同号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定を求められた場合その他国土交通省令で定

める場合に限る。)において、同項の期間内に第一項の規定による指定を受けた者に前項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、三十五日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその期間を延長する理由を記載した通知書を同項の期間内に第一項の規定による指定を受けた者に交付しなければならぬ。

7 第三項の構造計算適合性判定に要する費用は、当該構造計算適合性判定を求めた第一項の規定による指定を受けた者の負担とする。

8 第一項の規定による指定を受けた者は、第三項の構造計算適合性判定により適合判定がされた場合に限り、第一項の規定による確認をすることができる。

9 第一項の規定による指定を受けた者は、同項の規定による確認の申請を受けた場合において、申請に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたとき、又は申請の内容によつては建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨及びその理由を記載した通知書を当該申請者に交付しなければならない。

第七条の二第六項中「者は」の下に、「同項の

検査をしたときは、国土交通省令で定める期間内にを、「により」の下に、「完了検査報告書を作成し」を加え、「検査の結果を」検査をした建築物及びその敷地に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これに、「報告しなければ」を「提出しなければ」に改め、同条第七項中「により」を「による完了検査報告書の提出を受けた場合において、」に、「適合しない旨の報告を受けた」を「適合しないと認める」に改める。

第七条の三第一項を次のように改める。

建築主は、第六条第一項の規定による工事が次の各号のいずれかに該当する工程(以下「特定工程」という。)を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、国土交通省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。

一 階数が三以上である共同住宅の床及びはり、鉄筋を配置する工事の工程のうち政令で定める工程

二 前号に掲げるもののほか、特定行政庁が、その地方の建築物の建築の動向又は工事に關する状況その他の事情を勘案して、区域、期間又は建築物の構造、用途若しくは規模を限つて指定する工程

第七条の三第二項本文を次のように改める。

前項の規定による申請は、特定工程に係る工事を終えた日から四日以内に建築主事に到達するように、しなければならない。

第七条の三第四項中「第二項」を「第一項」に改め、「同じ。」の下に「について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分及びその敷地」を加え、同条第五項中「適合すると」を「適合することを」に改め、「対して」の下に「当該特定工程に係る」を加え、同条第六項中「特定行政庁が第一項」を「第一項第一号の政令で定める特定工程」に改め、同条第七項中「特定行政庁が同項第二号」に改め、「の工程」の下に「(第十八条第二十項において「特定工程後の工程」と総称する。)」を、「による」の下に「当該特定工程に係る」を加え、同条第七項中「適合すると」を「適合することを」に改め、同条第八項を削り、同条第九項中「第一項」を「第一項第二号」に改め、同項を同条第八項とする。

第七条の四第一項中「建築物等」の下に「について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分及びその敷地」を加え、「前条第二項」を「前条第一項から第三項まで」に改め、同条第三項中「適合すると」を「適合することを」に改め、「対して」の下に「当該特定工程に係る」を加え、同条第四項中「中間検査合格証は、」を「特定工程に係る中間検査合格証は、それぞれ、当該特定工程に係る」に改め、同条第五項中「第三項の規定により」の下に「特定工程に係る」を加え、「同条第五項の規定により」を「それぞれ、同条第五項の規定により当該特定工程に係る」に改め、同条第六項中「者は」の下に、「第一項の検査を

したときは、国土交通省令で定める期間内に」を加え、「第一項の検査の結果を特定行政庁に報告しなければ」を「中間検査報告書を作成し、同項の検査をした工事の建築物等に関する国土交通省令で定める書類を添えて、これを特定行政庁に提出しなければならない」に改め、同条第七項中「により」を「による中間検査報告書の提出を受けた場合において、第一項の検査をした」に、「適合しない旨の報告を受けた」を「適合しないと認める」に改める。

第七条の五中「第七条の三第一項、第四項」を「第七条の三第四項」に改める。

第七条の六第一項本文中「第十八条第十三項」を「第十八条第二十二項」に改め、同項ただし書中「二」を「いすれかに」に改める。

第十二条第五項に次の一号を加える。

四 第七十七条の三十五の五第一項の指定構造計算適合性判定機関

第十二条第六項中「第六条の二第四項」を「第六条の二第十一項」に改め、同条第七項中「特定行政庁は、」の下に「確認その他の」を、「処分」の下に「並びに第一項及び第三項の規定による報告」を加え、「整備するものとする」を「整備し、かつ、当該台帳(当該処分及び当該報告に関する書類で国土交通省令で定めるものを含む。)」を保存しなければならない」に改め、同条第八項中「必要な事項」の下に「及び当該台帳(同項の国土交通省令で定める書類を含む。)」の保存期間を

の他その保存に関し必要な事項」を加える。

第十五条第四項中「保管しなければ」を「保存しなければ」に改める。

第十八条第一項中「第十四項」を「第二十三項」に改め、同条第三項中「この項」の下に「及び第十二項」を加え、「認めたときにあつては」を「認めたときは」に改め、「交付し、建築基準関係規定に適合しないことを認めたとき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することとができない正当な理由があるときにあつてはその旨及び理由を記載した通知書を当該通知をした国の機関の長等に対して」を削り、同条第十四項を同条第二十三項とし、同条第十三項本文中「第七項」を「第十六項」に改め、同項ただし書中「二」を「いずれかに」に改め、同項各号中「第五項」を「第十四項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十二項中「第九項」を「第十八項」に、「適合すると」を「適合することを」に、「第六項」を「第十五項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十一項中「第七条の三第六項の規定により特定行政庁が指定する」を削り、「による」の下に「当該特定工程に係る」を加え、同項を同条第二十項とし、同条第十項中「適合すると」を「適合することを」に改め、「対して」の下に「当該特定工程に係る」を加え、同項を同条第十九項とし、同条第九項中「建築物等」の下に「について、検査前に施工された工事に係る建築物の部分及びその敷地」を加え、同

項を同条第十八項とし、同条第八項中「ときは」の下に「その都府県を加え、同項を同条第十七項とし、同条第七項を同条第十六項とし、同条第六項を同条第十五項とし、同条第五項を同条第十四項とし、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第三項の次に次の九項を加える。

4 建築主事は、前項の場合において、第二項の通知に係る建築物の計画が第二十条第二号又は第三号に定める基準に適合するかどうかを審査するときは、都道府県知事の構造計算適合性判定を求めなければならない。

5 都道府県知事は、当該都道府県に置かれた建築主事から前項の構造計算適合性判定を求められた場合においては、当該建築主事を当該構造計算適合性判定に関する事務に従事させてはならない。

6 都道府県知事は、特別な構造方法の建築物の計画について第四項の構造計算適合性判定を行うに当たつて必要があると認めるときは、当該構造方法に係る構造計算に関して専門的な識見を有する者の意見を聴くものとする。

7 都道府県知事は、第四項の構造計算適合性判定を求められた場合においては、当該構造計算適合性判定を求められた日から十四日以内にその結果を記載した通知書を建築主事に交付しなければならない。

8 都道府県知事は、前項の場合（第二十条第二号イの構造計算が同号イに規定する方法により適正に行われたものであるかどうかの判定を求められた場合その他国土交通省令で定める場合に限る。）において、同項の期間内に建築主事に同項の通知書を交付することができない合理的な理由があるときは、三十五日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその理由を記載した通知書を同項の期間内に建築主事に交付しなければならない。

9 第四項の構造計算適合性判定に要する費用は、当該構造計算適合性判定を求めた建築主事が置かれた都道府県又は市町村の負担とする。

10 建築主事は、第四項の構造計算適合性判定により適合判定がされた場合に限り、第三項の確認済証を交付することができる。

11 建築主事は、第三項の場合（第二項の通知に係る建築物の計画が第二十条第二号に定める基準（同号イの政令で定める基準に従つた構造計算で同号イに規定する方法によるもの）によつて確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）に適合するかどうかを審査する場合その他国土交通省令で定める場合に限る。）において、第三項の期間内に当該通知をした国の機関の長等に同項の確認済証を交

付することができない合理的な理由があるときは、三十五日の範囲内において、同項の期間を延長することができる。この場合においては、その旨及びその延長する期間並びにその理由を記載した通知書を同項の期間内に当該通知をした国の機関の長等に交付しなければならない。

12 建築主事は、第三項の場合において、第二項の通知に係る建築物の計画が建築基準関係規定に適合しないことを認めたとき、又は建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、その旨及びその理由を記載した通知書を第三項の期間（前項の規定により第三項の期間を延長した場合にあつては、当該延長後の期間）内に当該通知をした国の機関の長等に交付しなければならない。

第一章中第十八条の次に次の二条を加える。
（指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定の実施）
第十八条の二 都道府県知事は、第七十七条の三十五の二から第七十七条の三十五の五までの規定の定めるところにより指定する者に、第六条第五項、第六条の二第三項及び前条第四項の構造計算適合性判定の全部又は一部を行わせることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者が行う構造

計算適合性判定を行わないものとする。

3 第一項の規定による指定を受けた者が構造計算適合性判定を行う場合における第六条第五項及び第七項から第九項まで、第六条の二第三項から第六項まで並びに前条第四項及び第六項から第八項までの規定の適用については、これらの規定中「都道府県知事」とあるのは、「第十八条の二第一項の規定による指定を受けた者」とする。

(確認審査等に関する指針等)

第十八条の三 国土交通大臣は、第六条第四項及び第十八条第三項（これらの規定を第八十七条第一項、第八十七条の二並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）に規定する審査、第六条の二第一項（第八十七条第一項、第八十七条の二並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認のための審査、第六条第五項、第六条の二第三項及び第十八条第四項、第七条の二第一項及び第十八条第十五項（これらの規定を第八十七条の二並びに第八十八条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定による検査並びに第七条の三第四項、第七条の四第一項及び第十八条第十八項（これらの規定を第八十七条の二及び第八十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による検査（以下

この条及び第七十七条の六十二第二項第一号において「確認審査等」という。）の公正かつ適確な実施を確保するため、確認審査等に関する指針を定めなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 確認審査等は、前項の規定により公表された第一項の指針に従って行わなければならない。

第二十条中「積雪」を「積雪荷重」に、「次に定める」を「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」に改め、同条各号を次のように改める。

一 高さが六十メートルを超える建築物 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。この場合において、その構造方法は、荷重及び外力によつて建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握することその他の政令で定める基準に従つた構造計算によつて安全性が確かめられたものとして国土交通大臣の認定を受けたものであること。

二 高さが六十メートル以下の建築物のうち、第六条第一項第二号に掲げる建築物（高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるものに限る。）又は同項第

三号に掲げる建築物（地階を除く階数が四以上である鉄骨造の建築物、高さが二十メートルを超える鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物その他これらの建築物に準ずるものとして政令で定める建築物に限る。） 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。この場合において、その構造方法は、地震力によつて建築物の地上部分の各階に生ずる水平方向の変形を把握することその他の政令で定める基準に従つた構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有すること。

ロ 前号に定める基準に適合すること。

三 高さが六十メートル以下の建築物のうち、第六条第一項第二号又は第三号に掲げる建築物その他その主要構造部（床、屋根及び階段を除く。）を石造、れんが造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造その他これらに類する構造とした建築物で高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるもの（前号に掲げる建築物を除く。） 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。この場合において、その構造方法は、構造耐力上主要な部分ごとに応力度が許容応力度を超えないことを確かめることその他の政令で定める基準に従つた構造計算で、国土交通大臣が定めた方法によるもの又は国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるものによつて確かめられる安全性を有すること。

ロ 前二号に定める基準のいずれかに適合すること。

四 前三号に掲げる建築物以外の建築物 次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ 当該建築物の安全上必要な構造方法に関して政令で定める技術的基準に適合すること。

ロ 前三号に定める基準のいずれかに適合すること。

第六十八条の三第六項中「第八十七条第二項」を「これらの規定を第八十七条第二項」に改め、「これらの規定を」を削る。

第六十八条の二十第二項中「第十八条第六項」を「第十八条第十五項」に、「第九項」を「第十八項」に改める。

第六十八条の二十六第一項、第二項及び第五項中「又は建築材料を」建築材料又はプログラム」に改める。

第七十七条の十八第一項中「この節、第七十七条の六十二第二項及び第七章において」を削り、同条に次の一項を加える。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、業務区域を所轄する特定行政庁（都道府県知事にあつては、当該都道府県知事を除く。）の意見を聴かなければならない。

第七十七条の十九第二号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」、「もの」を「者」に改め、同条第三号及び第四号中「二年」を「五年」に改め、同条第八号を同条第九号とし、同条第七号中「二年」を「三年」に改め、同条を同条第八号とし、同条第六号中「第七号第三号又は第二十三条の四第一項第二号」を「第七号第五号又は第二十三条の四第一項第三号」に改め、同条を同条第七号とし、同条第五号中「二年」を「五年」に改め、同条を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 第七十七条の三十五の十四第二項の規定により第七十七条の三十五の二に規定する指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

第七十七条の十九に次の一号を加える。
十 その者の親会社等（その者の経営を實質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。以下同じ。）が前各号のいずれかに該当する者

第七十七条の二十第一号中「確認検査員」の下に「常勤の」を加え、同条第二号中「規定する」を「定めるものの」に改め、同条第六号を同条第七号とし、同条第五号中「確認検査の業務以外」を「その者又はその者の親会社等が確認検査の業務以外」に改め、同条を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号中「前号」を「前号に定めるもののほか、第二号」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 その者の有する財産の評価額（その者が法人である場合にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額）が国土交通省令で定める額以上であること。

第七十七条の二十二第三項中「第七十七条の二十第一号から第三号まで」を「第七十七条の十八第三項及び第七十七条の二十第一号から第四号まで」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第七十七条の十八第三項中「業務区域」とあるのは、「増加しようとする業務区域」と読み替えるものとする。

第七十七条の二十四第一項中「国土交通省令で定める方法に従い」を削り、同条第四項中「第七十七条の二十四第四号」を「第七十七条の二十五第五号」に改める。
第七十七条の二十五第一項中「自己の利益のために使用しては」を「盗用しては」に改める。

第七十七条の二十九の次に次の一条を加える。

（書類の閲覧）

第七十七条の二十九の二 指定確認検査機関は、国土交通省令で定めるところにより、確認検査の業務を行う事務所に次に掲げる書類を備え置き、第六条の二第一項の規定による確認を受けようとする者その他の関係者の求めに応じ、これを閲覧させなければならない。

一 当該指定確認検査機関の業務の実績を記載した書類

二 確認検査員の氏名及び略歴を記載した書類

三 確認検査の業務に関し生じた損害を賠償するために必要な金額を担保するための保険契約の締結その他の措置を講じている場合にあつては、その内容を記載した書類

四 その他指定確認検査機関の業務及び財務に関する書類で国土交通省令で定めるもの

第七十七条の三十に次の一項を加える。

2 国土交通大臣等は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。
第七十七条の三十一第二項中「前項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。
2 特定行政庁は、その指揮監督の下にある建

築主事が第六条第一項の規定による確認をする権限を有する建築物の確認検査の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に、指定確認検査機関の事務所に立ち入り、確認検査の業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 特定行政庁は、前項の規定による立入検査の結果、当該指定確認検査機関が、確認検査業務規程に違反する行為をし、又は確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をした事実があると認めるときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣等に報告しなければならない。

4 前項の規定による報告を受けた場合において、国土交通大臣等は、必要に応じ、第七十七条の三十五第二項の規定による確認検査の業務の全部又は一部の停止命令その他の措置を講ずるものとする。

第七十七条の三十二第二項中「その指揮監督の下にある建築主事が第六条第一項の規定による確認をする権限を有する建築物について」を「前条第二項に規定する建築物の確認検査の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは」、「その確認検査」を「当該確認検査」に、「ため」を「ために」に改める。
第七十七条の三十五第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「一」を「いずれ

かに」に改め、同項第一号中「第六条の二第三項」を「第六条の二第九項若しくは第十項（これらの規定を）」に、「（第八十七條の二）を（これらの規定を第八十七條の二に改め、これらの規定を）」を削り、「第七十七條の二十一第二項」を「第十八條の三第三項、第七十七條の二十一第二項」に、「第七十七條の二十九」を「から第七十七條の二十九の二まで」に改め、同項第三号中「第七十七條の三十」を「第七十七條の三十第一項」に改める。

第七十七條の五十六第二項中「第一百條」を「第一百條」に改める。

第七十七條の五十七第二項中「第七十七條の二十二」を「第七十七條の二十二第三項後段を除く。」に、「第七十七條の二十二第三項中」を「第七十七條の二十二第三項前段中」第七十七條の十八第三項及び「に」、「第三号」を「第四号」に、「第七十七條の四十六第一項」を、「第七十七條の四十六第一項又は」に、「第七十七條の四十七」を「又は第七十七條の四十七」に改める。

第四章の二第四節を同章第五節とする。

第七十七條の三十七第二号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」、「もの」を「者」に改める。

第七十七條の三十八第三号中「第七十七條の二十四号」を「第七十七條の二十五号」に改める。

第七十七條の三十九第一項中「及び第九十七條の四」を、「第九十七條の四及び第一百條」に改める。

第七十七條の四十三第一項中「自己の利益のために使用しては」を「盗用しては」に改める。

第七十七條の五十四第二項中「第七十七條の二十二」を「第七十七條の二十二第三項後段を除く。」に、「第七十七條の二十二第三項中」を「第七十七條の二十二第三項前段中」第七十七條の十八第三項及び「に」、「第三号」を「第四号」に改める。

第四章の二第三節を同章第四節とし、同章第二節の次に次の一節を加える。

第三節 指定構造計算適合性判定機関

(指定)

第七十七條の三十五の二 第十八條の二第一項の規定による指定（以下この節において単に「指定」という。）は、構造計算適合性判定の業務を行おうとする者の申請により行ふ。

(欠格事項)

第七十七條の三十五の三 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

- 一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行

を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

四 第七十七條の三十五第二項の規定により第七十七條の十八第一項に規定する指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

五 第七十七條の三十五の十四第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者

六 第七十七條の六十二第二項の規定により

第七十七條の五十八第一項の登録を消除され、その消除の日から起算して五年を経過しない者

七 建築士法第七條第五号又は第二十三條の四第一項第三号に該当する者

八 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から起算して三年を経過しない者

九 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

十 その者の親会社等が前各号のいずれかに該当する者

(指定の基準)

第七十七條の三十五の四 都道府県知事は、指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 職員（第七十七條の三十五の七第一項の

構造計算適合性判定員を含む。第三号において同じ。）、設備、構造計算適合性判定の業務の実施の方法その他の事項についての構造計算適合性判定の業務の実施に関する計画が、構造計算適合性判定の業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の構造計算適合性判定の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 法人にあつては役員、第七十七條の二十五号の国土交通省令で定める構成員又は職員の構成が、法人以外の者にあつてはその者及びその職員の構成が、構造計算適合性判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 その者又はその者の親会社等が指定確認検査機関である場合には、第十八條の二第三項の規定により読み替えて適用される第六條の二第三項の規定により当該指定確認検査機関が求めなければならない構造計算適合性判定を行わないものであること。

五 前号に定めるもののほか、その者又はその者の親会社等が構造計算適合性判定の業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて構造計算適合性判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

六 前各号に定めるもののほか、構造計算適合性判定の業務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

(指定の公示等)

第七十七条の三十五の五 都道府県知事は、指定をしたときは、指定を受けた者(以下この節及び第一百条において「指定構造計算適合性判定機関」という。)の名称及び住所、構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地並びに構造計算適合性判定の業務の開始の日を公示しなければならない。

2 指定構造計算適合性判定機関は、その名称若しくは住所又は構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の更新)

第七十七条の三十五の六 指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第七十七条の三十五の二から第七十七条の三十五の四までの規定は、前項の指定の更新の場合について準用する。

(構造計算適合性判定員)

第七十七条の三十五の七 指定構造計算適合性判定機関は、構造計算適合性判定を行うときは、構造計算適合性判定員に構造計算適合性判定を実施させなければならない。

2 構造計算適合性判定員は、建築に関する専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定構造計算適合性判定機関は、構造計算適合性判定員を選任し、又は解任したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、構造計算適合性判定員が、第七十七条の三十五の九第一項の認可を受けた構造計算適合性判定業務規程に違反したとき、構造計算適合性判定の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により指定構造計算適合性判定機関が第七十七条の三十五の四第三号に掲げる基準に適合しなくなつたときは、指定構造計算適合性判定機関に対し、その構造計算適合性判定員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第七十七条の三十五の八 指定構造計算適合性判定機関(その者が法人である場合にあつては、その役員、次項において同じ。)及びその

職員(構造計算適合性判定員を含む。次項において同じ。)並びにこれらの者であつた者は、構造計算適合性判定の業務に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 指定構造計算適合性判定機関及びその職員で構造計算適合性判定の業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(構造計算適合性判定業務規程)

第七十七条の三十五の九 指定構造計算適合性判定機関は、構造計算適合性判定の業務に関する規程(以下この節において「構造計算適合性判定業務規程」という。)を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 構造計算適合性判定業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 都道府県知事は、第一項の認可をした構造計算適合性判定業務規程が構造計算適合性判定の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その構造計算適合性判定業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(帳簿の備付け等)

第七十七条の三十五の十 指定構造計算適合性判定機関は、国土交通省令で定めるところにより、構造計算適合性判定の業務に関する事

項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定構造計算適合性判定機関は、国土交通省令で定めるところにより、構造計算適合性判定の業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第七十七条の三十五の十一 都道府県知事は、構造計算適合性判定の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定構造計算適合性判定機関に対し、構造計算適合性判定の業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告、検査等)

第七十七条の三十五の十二 都道府県知事は、構造計算適合性判定の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定構造計算適合性判定機関に対し構造計算適合性判定の業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定構造計算適合性判定機関の事務所に立ち入り、構造計算適合性判定の業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第六十八条の二十一第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(構造計算適合性判定の業務の休廃止等)

第七十七条の三十五の十三 指定構造計算適合性判定機関は、都道府県知事の許可を受けなければ、構造計算適合性判定の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 都道府県知事が前項の規定により構造計算適合性判定の業務の全部の廃止を許可したときは、当該許可に係る指定は、その効力を失う。

3 都道府県知事は、第一項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第七十七条の三十五の十四 都道府県知事は、指定構造計算適合性判定機関が第七十七条の三十五の三各号(第五号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 都道府県知事は、指定構造計算適合性判定機関が次の各号のいずれかに該当するとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて構造計算適合性判定の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十八条の二第三項の規定により読み替えて適用される第六条第八項若しくは第九項、第六条の二第五項若しくは第六項若しくは第十八条第七項若しくは第八項の規定又は第十八条の三第三項、第七十七条の三十五の五第二項、第七十七条の三十五の七

第一項から第三項まで、第七十七条の三十五の十若しくは前条第一項の規定に違反したとき。

二 第七十七条の三十五の九第一項の認可を受けた構造計算適合性判定業務規程によらないで構造計算適合性判定を行ったとき。

三 第七十七条の三十五の七第四項、第七十七条の三十五の九第三項又は第七十七条の三十五の十一の規定による命令に違反したとき。

四 第七十七条の三十五の四各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

五 構造計算適合性判定の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する構造計算適合性判定員若しくは法人にあつてはその役員が、構造計算適合性判定の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により指定を受けたとき。

3 都道府県知事は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により構造計算適合性判定の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(都道府県知事による構造計算適合性判定の実施)

第七十七条の三十五の十五 都道府県知事は、指定構造計算適合性判定機関が次の各号のい

ずれかに該当するときは、第十八条の二第二項の規定にかかわらず、当該指定構造計算適合性判定機関が休止し、停止を命じられ、又は実施することが困難となつた構造計算適合性判定の業務のうち他の指定構造計算適合性判定機関によつて行われなものを自ら行うものとする。

一 第七十七条の三十五の十三第一項の規定により構造計算適合性判定の業務の全部又は一部を休止したとき。

二 前条第二項の規定により構造計算適合性判定の業務の全部又は一部を停止を命じられたとき。

三 天災その他の事由により構造計算適合性判定の業務の全部又は一部を実施することが困難となつた場合において都道府県知事が必要があると認めるとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により構造計算適合性判定の業務を行い、又は同項の規定により行つている構造計算適合性判定の業務を行わないことしようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 都道府県知事が、第一項の規定により構造計算適合性判定の業務を行うこととし、第七十七条の三十五の十三第一項の規定により構造計算適合性判定の業務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における構造計算適合性

判定の業務の引継ぎその他の必要な事項は、国土交通省令で定める。

第七十七条の五十九第三号中「二年」を「五年」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 第七十七条の六十二第二項第四号又は第二項の規定により前条第一項の登録を消除され、その消除の日から起算して五年を経過しない者

第七十七条の五十九第六号中「二年」を「三年」に改め、同条第七号とし、同条第五号中「第七号第三号」を「第七号第五号」に改め、同条を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 第七十七条の六十二第二項の規定により確認検査の業務を行うことを禁止され、その禁止の期間中に同条第一項第一号の規定により前条第一項の登録を消除され、まだその期間が経過しない者

第七十七条の六十一第一号及び第二号中「とき」を「とき」に改め、同条第三号中「第五号又は第六号」を「第六号又は第七号」に、「とき」を「とき」に改める。

第七十七条の六十二第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 第十八条の三第三項の規定に違反して、

確認審査等を実施したとき。

第七十七条の六十二に次の一項を加える。

3 国土交通大臣は、前二項の規定による処分をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第八十条の二第一号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改める。

第八十五条第一項中「二」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「第十四項」を「第二十三項」に改める。

第八十六条の三中「前条第八項」を「これらの規定を前条第八項」に改め、「これらの規定を」を削る。

第八十七条第一項中「第三項」の下に「及び第五項から第十二項まで」を、「第六条の二」の下に「(第三項から第八項までを除く。)」を加え、「第七条第一項及び」を「第七条第一項並びに」に、「第五項」を「第三項まで及び第十二項から第十四項」に改める。

第八十七条の二中「第三項」の下に「及び第五項から第十二項まで」を、「第六条の二」の下に「(第三項から第八項までを除く。)」を加え、「第七条の二、第七条の三、第七条の四」を「から第七条の四まで」に、「第十四項」を「第四項から第十一項まで及び第二十三項」に、「二十一日」を「三十五日」に改める。

第八十八条第一項中「第三項」の下に「及び第五項から第十二項まで」を、「第六条の二」の下

に「(第三項から第八項までを除く。)」を加え、「第七条の二、第七条の三、第七条の四」を「から第七条の四まで」に、「第十二条第五項」を「第十二条第五項(第四号を除く。)」及び第六項に、「第十三項」を「第四項から第十一項まで及び第二十二項」に、「次条及び」を「次条並びに」に、「第十八条第十三項」を「第十八条第二十二項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第二十条中「次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準」とあるのは、「政令で定める技術的基準」と読み替えるものとする。

第八十八条第二項中「第三項」の下に「及び第五項から第十二項まで」を、「第六条の二」の下に「(第三項から第八項までを除く。)」を加え、「第十二条第五項」を「第十二条第五項(第四号を除く。)」及び第六項に、「第八項から第十二項まで」を「第四項から第十一項まで及び第十七項から第二十一項まで」に改め、同条第三項中「第十三条まで」を「第十一条まで、第十二条第五項第四号を除く。」、第十三条に、「第十四項」を「第二十三項」に改め、同条第四項中「第十四項」を「第二十三項」に改める。

第九十条第三項中「第十四項」を「第二十三項」に改める。

第九十八条から第百条までを次のように改める。

第九十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項又は第十項前段(これらの規定を第八十八条第一項から第三項まで又は第九十条第三項において準用する場合を含む。)の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者

二 第二十条第一号から第三号までに係る部分に限る。)、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十五条又は第三十五条の二の規定に違反した場合における当該建築物又は建築設備の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物又は建築設備の工事施工者)

三 第三十六条(防火壁及び防火区画の設置及び構造に係る部分に限る。)の規定に基づく政令の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)

四 第八十七条第三項において準用する第二十七条、第三十五条又は第三十五条の二の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

五 第八十七条第三項において準用する第三

十六条(防火壁及び防火区画の設置及び構造に関して、第三十五条の規定を実施し、又は補足するために安全上及び防火上必要な技術的基準に係る部分に限る。)の規定に基づく政令の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 前項第二号又は第三号に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。

第九十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第六条第一項(第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)、第七條の六第一項(第八十七条の二又は第八十八条第二項において準用する場合を含む。)(又は第六十八条の十九第二項(第八十八条第一項において準用する場合を含む。))の規定に違反した者

二 第六条第十四項(第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)(又は第七條の三第六項(第八十七条の二又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。))の規定に違反

した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者

三 第七條第二項若しくは第三項（これらの規定を第八十七條の二又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）又は第七條の第三項若しくは第三項（これらの規定を第八十七條の二又は第八十八條第一項において準用する場合を含む。）の期限内に第七條第一項（第八十七條の二又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）又は第七條の第三項（第八十七條の二又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をした者

四 第九條第十項後段（第八十八條第一項から第三項まで又は第九十條第三項において準用する場合を含む。）、第十條第二項若しくは第三項（これらの規定を第八十八條第一項又は第三項において準用する場合を含む。）、第十一條第一項（第八十八條第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む。）、又は第九十條の二第一項の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者

五 第二十條（第四号に係る部分に限る。）、第二十二條第一項、第二十三條、第二十四條、第二十五條、第二十八條第三項、第

二十八條の二（第八十八條第一項において準用する場合を含む。）、第三十二條第八十八條第一項において準用する場合を含む。）、第三十三條（第八十八條第一項において準用する場合を含む。）、第三十四條第一項（第八十八條第一項において準用する場合を含む。）、第三十四條第二項、第三十五條の三、第三十七條（第八十八條第一項において準用する場合を含む。）、第六十一條から第六十四條まで、第六十六條、第六十七條の二第一項又は第八十八條第一項において準用する第二十條の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）

六 第三十六條（消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに煙突及び昇降機の構造に係る部分に限り、第八十八條第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づく政令の規定に違反した場合における当該建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）

七 第七十七條の八第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らした者

八 第七十七條の八第二項の規定に違反して、事前に資格検定の問題を漏らし、又は不正の採点をした者

九 第七十七條の二十五第二項、第七十七條の三十五の八第一項又は第七十七條の四十三第一項（第七十七條の五十六第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者

十 第七十七條の三十五第二項の規定による確認検査の業務の停止の命令に違反した者

十一 第七十七條の六十二第二項の規定による禁止に違反して、確認検査の業務を行つた者

十二 第八十七條第三項において準用する第二十四條、第二十八條第三項又は第三十五條の三の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

十三 第八十七條第三項において準用する第三十六條（消火設備の設置及び構造に関して、第三十五條の規定を実施し、又は補足するために安全上及び防火上必要な技術的基準に係る部分に限る。）の規定に基づく政令の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

2 前項第五号又は第六号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。

第二百條 第七十七條の十五第二項、第七十七條の三十五の十四第二項又は第七十七條の五十一第二項（第七十七條の五十六第二項において準用する場合を含む。）の規定による資格検定事務又は構造計算適合性判定、認定等若しくは性能評価の業務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定資格検定機関の役員若しくは職員（資格検定委員を含む。）又は指定構造計算適合性判定機関、指定認定機関若しくは指定性能評価機関（いずれもその者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員（構造計算適合性判定員、認定員及び評価員を含む。）（第百三條において「指定資格検定機関等の役員等」という。）は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百一條第一項中「五十万円」を「百万円」に改め、同項第二号から第四号までを削り、同項第五号中「第八十八條第一項」を「これらの規定を第八十八條第一項」に改め、「これらの規定を」を削り、同号を同項第二号とし、同項第六号中

「第二十条(第八十八条第一項において準用する場合を含む。)、第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条、第二十四条、第二十五条から第二十七条まで、第二十八条第一項から第三項まで、第二十八条の二(第八十八条第一項において準用する場合を含む。)、第三十一条第一項(若しくは第二項、第三十二条(第八十八条第一項において準用する場合を含む。)、第三十三条(第八十八条第一項において準用する場合を含む。)、第三十四条第一項(第八十八条第一項において準用する場合を含む。)、第三十五条第二項、第三十五条から第三十五条の三まで、第三十七條(第八十八条第一項において準用する場合を含む。))を「第二十八条第一項若しくは第二項、第三十一条に、「第四十四条」を「第四十四条第一項」に、「第六十一条から第六十四条まで、第六十六条、第六十七条の二第二項、第三項」を「第六十七条の二第三項」に改め、「工作物」を削り、同号を同項第三号とし、同項第七号中「第八十八条第一項において準用する場合を含む」を「居室の採光面積、天井及び床の高さ、床の防湿方法、階段の構造、便所の設置及び構造並びに浄化槽の構造に係る部分に限る」に改め、「工作物」を削り、同号を同項第四号とし、同項第八号中「第八十八条第二項」を「これらの規定を第八十八条第二項に改め、「これらの規定を」を削り、同号を同項第五号とし、同項第九号を同項第六号とし、同項第十号から

第十二号までを三号ずつ繰り上げ、同項第十三号中「第二十四条、第二十七条」及び「若しくは第三項、第三十五条から第三十五条の三まで」を削り、同号を同項第十号とし、同項第十四号中「第三項中第四十八条第一項から第十二項まで又は第五十一条に関する部分」を「第三項において準用する第四十八条第一項から第十二項まで又は第五十一条」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十五号中「第三十六条中第二十八條第一項又は第三十五条に関する部分」を「第三十六条(居室の採光面積及び階段の構造に関して、第二十八条第一項又は第三十五条の規定を実施し、又は補足するために安全上、防火上及び衛生上必要な技術的基準に係る部分に限る。の規定に基づく政令」に改め、同号を同項第十二号とし、同項に次の一号を加える。

十三 第九十条第一項(第八十七条の二又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。の規定に違反した者

第一百一条第二項中「前項第六号、第七号又は第九号」を「前項第三号、第四号又は第六号」に改め、「工作物の築造主」を削る。

第一百二条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 第六条の二第二十項(第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。、第七條の二第六項(第八十七条の二

又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。又は第七條の四第六項(第八十七条の二又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。))の規定による報告書若しくは添付書類の提出をせず、又は虚偽の報告書若しくは添付書類の提出をした者

第一百二条第三号中「第七十七條の四十七第二項(第七十七條の五十六第二項において準用する場合を含む。))を削り、同条第四号中「第十二条第五項」の下に「第四号を除き、」を加え、「第七十七條の十三第一項」及び「第七十七條の四十九第一項(第七十七條の五十六第二項において準用する場合を含む。))」を削り、同条第六号及び第七号中「第七十七條の十三第一項」を「又は」に、「又は第七十七條の四十九第一項(第七十七條の五十六第二項において準用する場合を含む。))」を「若しくは第二項」に改め、同条第八号中「第七十七條の十一」及び「又は第七十七條の四十七第一項(第七十七條の五十六第二項において準用する場合を含む。))」を削り、「違反して」を「違反して、」に改め、同条第九号を削り、同条第十号を同条第九号とする。

第一百五条中「第四十三條第二項」を「第四十三條第二項(これらの規定を」に改め、「これらの規定を」を削り、同条を第百六条とする。

第百四条を削る。

第百三条中「(指定資格検定機関、指定認定機関及び指定性能評価機関を除く。以下この条において同じ。))」を削り、同条第一号中「第九十八條」を「第九十八條第一項第一号」に改め、「違反する」の下に「(特殊建築物等」を、「建築物その他」の下に「多数の者が利用するものとして」を加え、「又は当該建築物」を「をいう。以下この条において同じ。又は当該特殊建築物等」に、「第九十條第三項」を「これらの規定を第九十條第三項」に改め、「これらの規定を」を削り、「違反に係る部分に限る。」の下に、「第九十八條(第一項第一号を除き、特殊建築物等に係る部分に限る。))並びに第九十九條第一項第五号、第六号、第十二号及び第十三号並びに第二項(特殊建築物等に係る部分に限る。))」を加え、同条第二号中「及び第九十九條から前条まで」を「第九十九條第一項第一号から第四号まで、第五号及び第六号(特殊建築物等に係る部分を除く。)、第九号(第七十七條の二十五第一項に係る部分に限る。)、第十号、第十一号並びに第十二号及び第十三号(特殊建築物等に係る部分を除く。))並びに第二項(特殊建築物等に係る部分を除く。)、第百一条並びに第百二條」に改め、同条を第百四条とし、同条の次に次の一条を加える。

第百五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の過料に処する。

一 第六十八條の十六若しくは第六十八條の

十七第一項(これらの規定を第八十八条第一項において準用する場合を含む。)又は第七十七條の六十一の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第七十七條の二十九の二の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくは関係者の求めに応じて閲覧させず、又は書類に虚偽の記載をし、若しくは虚偽の記載のある書類を関係者に閲覧させた者

第二百二條の次に次の一條を加える。

第二百三條 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定資格検定機関等の役員等は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十二條第五項(第四号に係る部分に限る。)、第七十七條の十三第一項、第七十七條の三十五の十二第一項又は第七十七條の四十九第一項(第七十七條の五十六第二項において準用する場合を含む。)(の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第七十七條の十一、第七十七條の三十五の十第一項又は第七十七條の四十七第一項(第七十七條の五十六第二項において準用する場合を含む。)(の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 第七十七條の十三第一項、第七十七條の

三十五の十二第二項又は第七十七條の四十九第一項(第七十七條の五十六第二項において準用する場合を含む。)(の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

四 第七十七條の十四第一項、第七十七條の三十五の十三第一項又は第七十七條の五十一第一項(第七十七條の五十六第二項において準用する場合を含む。)(の許可を受けないで資格検定事務又は構造計算適合性判定、認定等若しくは性能評価の業務の全部を廃止したとき。

五 第七十七條の三十五の十第二項又は第七十七條の四十七第二項(第七十七條の五十六第二項において準用する場合を含む。)(の規定に違反したとき。

(建築士法の一部改正)

第二條 建築士法(昭和二十五年法律第二百二號)の一部を次のように改正する。

第二條の次に次の一條を加える。

(職責)

第二條の二 建築士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、建築物の質の向上に寄与するように、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。

第七條第三号中「第十條第一項」を「第九條第一項第四号又は第十條第一項」に、「二年」を「五

年」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二號を加える。

三 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

四 この法律の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

第七條に次の一號を加える。

六 第十條第一項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に第九條第一項第一号の規定によりその免許が取り消され、まだその期間が経過しない者

「第八條中「に」を「いずれかに」に、「ある」を「できる」に改め、同条第一号中「処せられた者」の下に「(前条第三号に該当する者を除く。)」を加え、同条第二号中「処せられた者」の下に「(前条第三号に該当する者を除く。)」を加え、同条第三号を削り、同条の次に次の一條を加える。

(建築士の死亡等の届出)

第八條の二 一級建築士、二級建築士又は木造建築士が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨を、一級建築士にあつては国土交

通大臣に、二級建築士又は木造建築士にあつては免許を受けた都道府県知事に届け出なければならない。

一 死亡したとき その相続人

二 第七條第二号に該当するに至つたとき

その後見人又は保佐人

三 第七條第三号又は第四号に該当するに至つたとき 本人

第九條を次のように改める。

(免許の取消し)

第九條 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消さなければならない。

一 本人から免許の取消しの申請があつたとき。

二 前條の規定による届出があつたとき。

三 前條の規定による届出がなくて同条各号に掲げる場合のいずれかに該当する事実が判明したとき。

四 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けたことが判明したとき。

五 第十三條の二第二項又は第二項の規定により一級建築士試験、二級建築士試験又は木造建築士試験の合格の決定を取り消されたとき。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、前項の規定により免許を取り消したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第十條第一項中「二級建築士」を「国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた一級建築士又は」に、「又は木造建築士」を「若しくは木造建築士」に、「一」を「いずれかに」に、「免許を与えた国土交通大臣又は都道府県知事は、戒告を与え、」を「当該一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士に対し、戒告し、若しくは」に改め、「又は」の下に「その」を加え、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同条第三項中「参考人の」の下に「出頭を求め、その」を加え、同条第四項中「又は免許の取消をしよう」を「を命じ、又は免許を取り消そう」に改め、同条第五項中「第二項の規定により、」を「第三項の規定により」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による処分をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

第十條の二第一項中「に規定する」を「並びに第八條の二の規定による」に改める。
第十三條の次に次の一條を加える。
(合格の取消し等)

第十三條の二 国土交通大臣は不正の手段によ

つて一級建築士試験を受け、又は受けようとした者に対して、都道府県知事は不正の手段によつて二級建築士試験又は木造建築士試験を受け、又は受けようとした者に対して、合格の決定を取り消し、又は当該受けようとした試験を受けることを禁止することができる。

2 第十五條の二第一項に規定する中央指定試験機関にあつては前項に規定する国土交通大臣の職権を、第十五條の十七第一項に規定する都道府県指定試験機関にあつては前項に規定する都道府県知事の職権を行うことができる。

3 国土交通大臣又は都道府県知事は、前二項の規定による処分を受けた者に対し、三年以内の期間を定めて一級建築士試験又は二級建築士試験若しくは木造建築士試験を受けることができないものとするができる。

第十八條の見出しを「(設計及び工事監理)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「これを」を「設計に係る建築物が」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第二十條第一項中「なつ印」を「押印」に改め、同条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 一級建築士、二級建築士又は木造建築士

は、構造計算によつて建築物の安全性を確かめた場合においては、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない。
第二十一條中「鑑定及び」の下に「建築物の」を、「条例」の下に「の規定」を加え、「代理等」を「代理その他」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

第二十一條の次に次の三條を加える。

(非建築士等に対する名義貸しの禁止)

第二十一條の二 建築士は、次の各号のいずれかに該当する者に自己の名義を利用させてはならない。

一 第三條第一項(同条第二項の規定により適用される場合を含む。第二十六條第二項第六号から第八号までにおいて同じ。)、第三條の二第一項(同条第二項において適用する第三條第二項の規定により適用される場合を含む。第二十六條第二項第六号から第八号までにおいて同じ。)、第三條の三第一項(同条第二項において準用する第三條第二項の規定により適用される場合を含む。第二十六條第二項第八号において同じ。又は第三十四條の二の規定に違反する者

二 第三條の二第三項(第三條の三第二項において読み替へて準用する場合を含む。の)規定に基づく条例の規定に違反する者
(違反行為の指示等の禁止)

第二十一條の三 建築士は、建築基準法の実定る建築物に関する基準に適合しない建築物の建築その他のこの法律若しくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に違反する行為について指示をし、相談に応じ、その他これらに類する行為をしてはならない。
(信用失墜行為の禁止)

第二十一條の四 建築士は、建築士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

第二十三條第一項中「鑑定又は」の下に「建築物の」を、「条例」の下に「の規定」を加え、「行うことを業としよう」を「業として行おう」に、「この法律の定めるところにより、」を「都道府県知事の」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の登録の有効期間は、登録の日から起算して五年とする。

第二十三條第三項中「求に」を「求めに」に、「行うことを業としよう」を「業として行おう」に改める。

第二十三條の四第一項第一号中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同項第五号中「の要件」を「に規定する要件」に改め、同

号を同項第七号とし、同項第四号中「第一号又は第二号」を「第一号から第四号までのいずれかに改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「又は成年被後見人」を削り、「前二号」を「前各号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号中「二年」を「五年」に改め、「者」の下に「当該登録を取り消された者がを加え、「取消しの日において」を「その取消しの原因となつた事実があつた日以前一年内にその法人の」に改め、「を含む」を削り、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 第二十六条第二項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者(当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前一年内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの)

第二十三条の四第一項第一号の次に次の一号を加える。

二 第七条第二号から第五号までのいずれかに該当する者

第二十三条の四第二項第一号中「第七条第三号又は第八条各号の一」を「第八条各号のいずれかに改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「又は成年被後見人」を削り、「前三号のいずれか」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「第二号又は第三号」

を削り、同号を同項第三号とする。

第二十三条の九中「業として他人の求」を「他人の求め」に改め、「設計等を」の下に「業として」を加え、同条を第二十三条の十とする。

第二十三条の八の見出し中「登録簿」を「登録簿等」に改め、同条中「登録簿」を「次に掲げる書類」に改め、同条に次の各号を加える。

一 登録簿

二 第二十三条の六の規定により提出された設計等の業務に関する報告書

三 その他建築士事務所に関する書類で国土交通省令で定めるもの

第二十三条の八を第二十三条の九とする。

第二十三条の七第一項中「左の各号に掲げる」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項第二号中「登録の有効期間」を「第二十三条第一項の登録の有効期間」に改め、同条を第二十三条の八とする。

第二十三条の六中「次の各号」の下に「次に掲げる場合」を加え、「場合においては」を「ときは」に、「掲げる」を「定める」に改め、「者は」の下に「その日(第二号の場合にあつては、その事実を知つた日)から」を、「その旨を当該」の下に「建築士事務所に係る登録をした」を加え、同条各号を次のように改める。

一 その登録に係る建築士事務所の業務を廃止したとき 建築士事務所の開設者であつた者

二 死亡したとき その相続人

三 破産手続開始の決定があつたとき その破産管財人

四 法人が合併により解散したとき その法人を代表する役員であつた者

五 法人が破産手続開始の決定又は合併以外の事由により解散したとき その清算人

第二十三条の六を第二十三条の七とする。

第二十三条の五の次に次の一条を加える。

(設計等の業務に関する報告書)

第二十三条の六 建築士事務所の開設者は、国土交通省令で定めるところにより、事業年度ごとに、次に掲げる事項を記載した設計等の業務に関する報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に当該建築士事務所に係る登録をした都道府県知事に提出しなければならない。

一 当該事業年度における当該建築士事務所の業務の実績の概要

二 当該建築士事務所に属する建築士の氏名

三 前号の建築士の当該事業年度における業務の実績(当該建築士事務所におけるものに限る。)

四 前三号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

第二十四条第一項中「一級建築士事務所」を「建築士事務所の開設者は、一級建築士事務所」「木造建築士事務所は」を「木造建築士事務所

所ごとに」に改め、「それぞれ」の下に「当該一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所を管理する」を加え、「が管理しなければ」を「置かなければ」に改め、同条第二項中「規定により」を削る。

第二十四条の五第一項中「建築主から」を削り、「受けたときは」を受けることを内容とする契約を締結したときは、遅滞なく」に、「当該建築主」を「当該委託者」に改め、同項第一号中「その」を削り、同条第二項中「第二十条第三項」を「第二十条第四項」に改め、「建築士事務所の開設者による」を削り、「同条第三項中」を「同条第四項中「建築士」とあるのは「建築士事務所の開設者」と、「建築主」とあるのは「委託者」と、」に改め、「通知する」との下に「文書での報告をした」とあるのは「書面を交付した」とを加え、同条を第二十四条の六とする。

第二十四条の四中「当該建築士事務所が行つた業務の実績、当該建築士事務所を管理する建築士の建築士としての実務の経験その他国土交通省令で定める事項を記載した」を「次に掲げる」に、「建築主(建築主にならうとする者を含む。以下同じ。)」を「者」に改め、同条に次の各号を加える。

一 当該建築士事務所の業務の実績を記載した書類

二 当該建築士事務所に属する建築士の氏名及び業務の実績を記載した書類

官報 (号外)

三 設計等の業務に關し生じた損害を賠償する
 ために必要な金額を担保するための保険
 契約の締結その他の措置を講じている場合
 にあつては、その内容を記載した書類

四 その他建築士事務所の業務及び財務に関する書類で国土交通省令で定めるもの

第二十四条の四を第二十四条の五とする。

第二十四条の三中「見易い」を「見やすい」に改め、同条を第二十四条の四とする。

第二十四条の第二項中「その」の下に「建築士事務所の」を加え、同条第二項中「定める業務に関する図書」を「定めるところにより、その建築士事務所の業務に関する図書で国土交通省令で定めるもの」に改め、同条を第二十四条の三とする。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(名義貸しの禁止)

第二十四条の二 建築士事務所の開設者は、自己の名義をもつて、他人に建築士事務所の業務を営ませてはならない。

第二十六條第一項中「左の各号の一」を次の各号のいずれか」に改め、同項第一号中「基いて」を「基づいて」に改め、同項第二号中「第二十三條の四第一項各号の二」を「第二十三條の四第一項第一号、第二号、第五号（同号に規定する未成年者でその法定代理人が同項第四号に該当するものに係る部分を除く。）、第六号（法人でその役員のうちに同項第四号に該当する者のあ

るものに係る部分を除く。又は第七号のいずれかに改め、同項第三号中「第二十三条の六」を「第二十三条の七」に、「の一」を「に掲げる場合のいずれか」に改め、同条第二項中「都道府県知事は、」の下に「建築士事務所につき」を加え、「対して戒告を与え、」を「対し、戒告し、若しくは」に改め、同項第一号中「第二十三条の四第二項第一号、第三号、第四号（同号に規定する法定代理人が同項第二号に該当する場合を除く。）

えて準用する場合を含む。）の規定に基づく条例」に改め、同項第十号中「その」の下に「建築士事務所の」を加え、同条第四項中「から第五項までの規定は、」を「第四項及び第六項の規定は」に改め、「場合に」の下に「ついて、同条第五項の規定は都道府県知事が第二項又は第二項の規定による処分をした場合について、それぞれ」を加える。

第三十五条中「に」を「いずれかに」に、「三

一項」を「第二十三条の十第一項」に改め、同号を同条第八号とし、同条第四号の二を同条第七号とし、同条第四号の次に次の二号を加える。

五 第二十条第二項の規定に違反して、構造計算によつて建築物の安全性を確かめた場合でないのに、同項の証明書を交付した者

六 第二十一条の二の規定に違反した者

第三十五条の二中。以下同じ」を削り、「漏らした」を「漏らし、若しくは不正の採点をした」に、「三十万円」を「百万円」に改める。

第三十五条の三中「三十万円」を「百万円」に改める。

五 第二十条第二項の規定に違反して、構造計算によつて建築物の安全性を確かめた場合でないのに、同項の証明書を交付した者

六 第二十一条の二の規定に違反した者

第三十五条の二中「以下同じ」を削り、「漏

た」に、「三十万円」を「百万円」に改める。

第三十五条の三中「三十万円」を「百万円」に改める。

第三十五条の四を削る。

第三十六条中「に」を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第三号中「違反した者」の下に「(第三十五条第一号に該当する者を除く。)」を加え、同号を同条第九号とし、同条第二号を同条第八号とし、同条第一号の次に次の六号を加える。

二 第二十三条の六の規定に違反して、設計等の業務に関する報告書を提出せず、又は虚偽の記載をして設計等の業務に関する報告書を提出した者

三 第二十四条の三第一項の規定に違反し
て、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若し
くは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保
存しなかつた者

四 第二十四条の三第二項の規定に違反し

在若しくは将来の利用の制限、環境、交通等の利便、代金、借賃等の対価の額若しくは支払方法その他の取引条件又は当該宅地建物取引業者若しくは取引の関係者の資力若しくは信用に関する事項であつて、宅地建物取引業者の相手方等の判断に重要な影響を及ぼすこととなるもの 第四十七条第三号中「手附」を「手付け」に改める。 第七十九条中「二」を「いずれかに」に、「百万円」を「三百万円」に改める。 第七十九条の次に次の一条を加える。 第七十九条の二 第四十七条の規定に違反して同条第一号に掲げる行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。 第八十条中「同条第一号又は第二号」を「同条第二号」に、「五十万円」を「百万円」に改める。 第八十条の二 中「三十万円」を「百万円」に改める。 第八十条の三 中「又は登録講習機関の役員又は職員」を「役員若しくは職員又は登録講習機関（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員（第八十三条の二において「指定試験機関等の役員等」という。）に、「三十万円」を「百万円」に改める。 第八十一条中「第二十五条第五項（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）、第三十二条又第四十四条の規定に違反した者」 二 第四十七条の規定に違反して同条第三号に掲げる行為をした者 第八十二条中「二」を「いずれかに」に、「三十万円」を「百万円」に改める。 第八十三条第一項中「三十万円」を「五十万円」に改める。 第八十三条の二 中「指定試験機関又は登録講習機関の役員又は職員」を「指定試験機関等の役員等」に、「三十万円」を「五十万円」に改める。 第八十四条中「第七十九条、第八十条及び第八十一条から第八十三条まで（同条第一項第三号を除く。）」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に對しても」を「に對して当該各号に定める罰金刑を、その人に對して」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。 一 第七十九条又は第七十九条の二 一億円以下の罰金刑 二 第八十条又は第八十一条から第八十三条まで（同条第一項第三号を除く。） 各本条の罰金刑	二条及び第四十四条の規定に違反した者並びに第四十七条の規定に違反して同条第三号に掲げる行為をした」を「次の各号のいずれかに該当する」に、「三十万円」を「百万円」に改め、同条に次の各号を加える。 一 第二十五条第五項（第二十六条第二項において準用する場合を含む。）、第三十二条又第四十四条の規定に違反した者 二 第四十七条の規定に違反して同条第三号に掲げる行為をした者 第八十二条中「二」を「いずれかに」に、「三十万円」を「百万円」に改める。 第八十三条第一項中「三十万円」を「五十万円」に改める。 第八十三条の二 中「指定試験機関又は登録講習機関の役員又は職員」を「指定試験機関等の役員等」に、「三十万円」を「五十万円」に改める。 第八十四条中「第七十九条、第八十条及び第八十一条から第八十三条まで（同条第一項第三号を除く。）」を「次の各号に掲げる規定」に、「又は人に對しても」を「に對して当該各号に定める罰金刑を、その人に對して」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。 一 第七十九条又は第七十九条の二 一億円以下の罰金刑 二 第八十条又は第八十一条から第八十三条まで（同条第一項第三号を除く。） 各本条の罰金刑	附 則 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。 一 第三条、第四条並びに附則第五条から第七條まで及び第十一條の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日 二 次の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日（準備行為） 第二条 第一条の規定による改正後の建築基準法（以下「新基準法」という。）第十八條の二第一項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新基準法第七十七條の三十五の二から第七十七條の三十五の四まで、第七十七條の三十五の五第一項並びに第七十七條の三十五の九第一項及び第二項の規定の例により行うことができる。 2 新基準法第二十條又は同条に基づく命令の規定に基づき国土交通大臣がする認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行前においても、新基準法第六十八條の二十六の規定の例により行うことができる。 （建築基準法の一部改正に伴う経過措置） 第三条 新基準法第六條第四項（新基準法第八十	七條第一項、第八十七條の二又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、第六條第五項から第十二項まで若しくは同条第十三項（新基準法第八十七條第一項、第八十七條の二又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、第六條の二第三項から第八項まで若しくは同条第九項（新基準法第八十七條第一項、第八十七條の二又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、第七條の三（第三項及び第七項を除き、新基準法第八十七條の二又は第八十八條第一項において準用する場合を含む。）、第七條の四（第二項、第六項及び第七項を除き、新基準法第八十七條の二又は第八十八條第一項において準用する場合を含む。）又は第十八條第三項若しくは第十二項（これらの規定を新基準法第八十七條第一項、第八十七條の二又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、第十八條第四項から第十一項まで若しくは同条第十七項から第二十一項まで（これらの規定を新基準法第八十七條の二又は第八十八條第一項において準用する場合を含む。）、この法律の施行の日以後に新基準法第六條第一項若しくは第六條の二第一項（これらの規定を新基準法第八十七條第一項、第八十七條の二又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）、規定による確認の申請又は新基準法第十八條第二
--	---	---	--

項(新基準法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知がされた建築物、建築設備又は工作物について適用し、この法律の施行前に第一条の規定による改正前の建築基準法(以下「旧基準法」という。)第六条第一項若しくは第六条の二第一項(これらの規定を旧基準法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請又は旧基準法第十八条第二項(旧基準法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知がされた建築物、建築設備又は工作物については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に旧基準法第六条の二第一項(旧基準法第八十七条第一項、第八十八条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)若しくは第七条の二第一項(旧基準法第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による指定を受けている者は新基準法第六条の二第一項(新基準法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)又は第七条の二第一項(新基準法第八十七条の二

又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。)の規定による指定を受けた者と、旧基準法第七十七条の五十八第一項の登録を受けている者は新基準法第七十七条の五十八第一項の登録を受けた者とみなす。

3 この法律の施行の際現に旧基準法第六条の二第一項又は第七条の二第一項の規定による指定を受けている者に対する新基準法第七十七条の三十五第一項又は第二項の規定による指定の取消しその他の監督上の処分に関しては、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に旧基準法第七條の三第一項(旧基準法第八十七条の二又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき旧基準法第二条第三十二号に規定する特定行政庁が指定している特定工程(新基準法第七條の三第一項第一号の政令で定める工程に該当するものを除く。)は、新基準法第七條の三第一項第二号の規定に基づき新基準法第二条第三十三号に規定する特定行政庁が指定した工程とみなす。

5 この法律の施行の際現に旧基準法第七條の三第六項(旧基準法第八十七条の二又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき旧基準法第二条第三十二号に規定する特定行政庁が指定している特定工程後の工程(新基準法第七條の三第六項(新基準法第八十七

條の二又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の政令で定める特定工程後の工程に該当するものを除く。)は、新基準法第七條の三第六項(新基準法第八十七条の二又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定に基づき新基準法第二条第三十三号に規定する特定行政庁が指定した特定工程後の工程とみなす。

6 新基準法第十二条第七項及び第八項(これらの規定を新基準法第八十八条第一項又は第二項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日以後にされた新基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定による処分並びに新基準法第十二条第一項及び第三項の規定による報告について適用し、旧基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定による処分並びに旧基準法第十二条第一項及び第三項の規定による報告については、なお従前の例による。

7 この法律の施行前にされた申請に係る新基準法第七十七條の十八第一項に規定する指定又は新基準法第七十七條の二十二第一項の認可については、新基準法第七十七條の十八第三項(新基準法第七十七條の二十二第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

8 この法律の施行の際現に旧基準法第七十七條の五十八第一項の登録を受けている者に対する新基準法第七十七條の六十二第一項又は第二項

の規定による登録の消除その他の監督上の処分に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

9 この法律の施行前にされた旧基準法第七十七條の六十二第一項又は第二項の規定による処分については、新基準法第七十七條の六十二第三項の規定は、適用しない。
(建築士法の一部改正に伴う経過措置)

第四條 この法律の施行の際現に第二條の規定による改正前の建築士法(以下「旧建築士法」という。)第四條の免許を受けている者は第二條の規定による改正後の建築士法(以下「新建築士法」という。)第四條の免許を受けた者と、旧建築士法第二十三條第一項の登録を受けている者は新建築士法第二十三條第一項の登録を受けた者とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧建築士法第四條の免許を受けている者に対する新建築士法第九條第一項若しくは第十條第一項の規定による免許の取消しその他の監督上の処分又はこの法律の施行の際現に旧建築士法第二十三條第一項の登録を受けている者に対する新建築士法第二十六條第一項若しくは第二項の規定による登録の取消しその他の監督上の処分に関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にされた旧建築士法第九條、第十條第一項又は第二十六條第一項若しく

官 報 (号 外)

は第二項の規定による処分については、新建築士法第九条第二項又は第十条第五項(新建築士法第二十六条第四項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

4 新建築士法第二十三条の六の規定は、この法律の施行の日以後に開始する事業年度に係る設計等の業務に関する報告書について適用する。

(建設業法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に第三条の規定による改正前の建設業法第三条第一項の許可を受けている者に対する許可の取消しその他の監督上の処分に関しては、同号に掲げる規定の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

(宅地建物取引業法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現に第四条の規定による改正前の宅地建物取引業法第三条第一項の免許を受けている者に対する免許の取消しその他の監督上の処分に関しては、同号に掲げる規定の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第四条までの規定

による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(浄化槽法の一部改正)

第九条 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「第二条第三十二号本文」を

「第二条第三十三号本文」に改める。

(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正)

第十条 次に掲げる法律の規定中「第二条第三十二号」を「第二条第三十三号」に改める。

一 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)第七条

二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第一百六条第一項

(都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十一条 都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二条のうち、建築基準法第六十八条の三に二項を加える改正規定中「第八十七条第二項」を「これらの規定を第八十七条第二項」に改め、

「これらの規定を」を削り、同法第一百一条の改正規定中「第一百一条第一項第八号、第十三号及び第十四号」を「第一百一条第一項第五号、第十号及び第十一号」に改める。

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正)

第十二条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第 号)

の一部を次のように改正する。

第十七条第六項中「第十八条第三項」の下に「及び第十二項」を加える。

理 由

建築物の安全性の確保を図るため、都道府県知事による構造計算適合性判定の実施、指定確認検査機関の欠格事由の拡充、建築物の構造耐力に関する建築基準法の規定に違反する建築物の設計者等に対する罰則の強化、建築士が構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合における証明書の交付等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、建築物の安全性の確保を図るため、都道府県知事による構造計算適合性判定の実

施、指定確認検査機関の欠格事由の拡充、建築物の構造耐力に関する建築基準法の規定に違反する建築物の設計者等に対する罰則の強化、建築士が構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合における証明書の交付等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 建築基準法の一部改正

(一) 建築主等は、一定の建築物に係る確認申請を受理した際に都道府県知事による構造計算適合性判定を求めなければならないこと。

(二) 建築主は、階数が三以上である共同住宅の建築等の工事において、特定の工事が終了する都度、建築主事の検査を申請しなければならないこと。

(三) 特定行政庁は、必要があると認めるときは、指定確認検査機関に対する立入検査等を行うことができること。

(四) 構造耐力に関する規定等に違反した建築物の設計者等に対する罰則を強化すること。

2 建築士法の一部改正

(一) 国土交通大臣又は都道府県知事は、建築士に対し、懲戒等の処分をしたときは、その旨を公告しなければならないこと。

(二) 建築士は、非建築士等に自己の名義を利用させてはならず、建築士事務所の開設者

は、自己の名義をもって、他人に建築士事務所の業務を営ませてはならないこと。 (三) 非建築士等に自己の名義を利用させた建築士等に対する罰則の追加等罰則を強化すること。 3 建設業法の一部改正 建設工事の請負契約の締結に際し、工事の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結等の定めをするときは、その内容を書面に記載しなければならないこと。 4 宅地建物取引業法の一部改正 (一) 宅地建物取引業者は、宅地建物取引業の相手方等に対して、保証保険契約の締結その他の措置等の有無等を説明し、その内容を記載した書面を交付しなければならないこと。 (二) 相手方の判断に重要な影響を及ぼす事項の不実告知等に対する罰則の強化等を行うこと。 5 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。 二 議案の可決理由 建築物の安全性の確保を図るため、都道府県知事による構造計算適合性判定の実施、指定確認検査機関の欠格事由の拡充、建築物の構造耐力に関する建築基準法の規定に違反する建築物	の設計者等に対する罰則の強化、建築士が構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合における証明書の交付等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。 右報告する。 平成十八年五月二十四日 国土交通委員長 林 幹雄 衆議院議長 河野 洋平殿		
--	--	--	--

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体 三三〇円	本号一部 三四五円